

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(6) 親等による子どもの権利保障の支援 親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。	親等の子どもの権利への関心と理解が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。	17条	108	保育園だより	■目的・目標：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図ります。 ■事業概要：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図るため、各種情報提供を行います。	保育園での人権を尊重した保育の取組や子どもの権利についての情報を園だよりや掲示で伝えました。	保育園での人権を尊重した保育の取組や子どもの権利についての情報を園の保護者向けに園だよりや懇談会で伝えたり、地域市民向けにおたよりを掲示したりホームページに掲載して情報提供しました。	保育園での人権を尊重した保育の取組や子どもの権利についての情報を園の保護者向けに園だよりや懇談会で伝えたり、地域市民向けにおたよりを掲示したりホームページに掲載して情報提供しました。	園目標を掲げることや、園だよりの中で一人一人を大事にした保育について伝える、クラス懇談会でもテーマのひとつに必ず「人権」のこゝを入れる、保護者参加型にする等の取組を通して、園内の保護者だけでなく広く伝える事ができました。 幼児クラスの子ども向けに人権集会に取り組んでいます。「フレイバートソーン」「ジェンターについて」等、年々テーマを増やしながら、年齢に合わせた内容で伝え、保護者にもドキュメンテーションでお知らせする等の取組を実施しています。積み重ねることで、子どもたちも少しずつ理解できています。大人主導ではなく、子どもの気持ちを聞き、寄り添う保護者の姿も多くなりました。	C	こども未来局	保育・子育て推進部			
		保育園における子どもの権利の意識を高めるための機会づくり				■目的・目標：利用者（保護者）に対して保育方針や子どもの権利保障への取組等について説明を行い、意見を出せる機会を持ち、利用者の意見を取り入れた保育運営を推進します。 ■事業概要：保護者に対しては懇談会を通して、子どもの権利の啓発を行い、保育園職員については、研修を通して啓発を行います。	懇談会等の場で、保護者等にこども未来局青少年支援室が作成するパンフレット等の配布・説明などを行いました。また、入所時等の保育内容説明会の際に、保育方針や子どもの権利保護の取組等に関する説明を行いました。 各保育園で保育所の自己評価に伴う保護者アンケートの実施や保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。 保育園職員については、各園場で園内研修等を通して保育の中の人権をテーマに話し合う機会を積極的に設けました。	保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等に人権のパンフレット等の配布や保育の中での取組や人権配慮について伝え、子どもの人権や権利のワークを行ったり、保護者の意見や思いを聞く場を設けました。保育所の自己評価に伴う保護者アンケートの実施や保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。職員は研修受講や職員会議等で「人権保護のためのセルフチェックリスト」を用いて「人権」をテーマに意見交換や討議の機会を積極的に設けました。	保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等に人権のパンフレット等の配布や保育の中での取組や人権配慮について伝え、子どもの人権や権利のワークを行ったり、保護者の意見や思いを聞く場を設けました。保育所の自己評価に伴う保護者アンケートの実施や保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。職員は研修受講や職員会議等で「人権保護のためのセルフチェックリスト」を用いて「人権」をテーマに意見交換や討議の機会を積極的に設けました。	人権を大事にした保育について保護者向けにお便りを配置することや、保育内容説明会やクラス懇談会でもテーマのひとつに「人権」を入れたり、人権のパンフレットを配布し、人権のワークをおこなったりして、保護者にも説明や考える機会を持ち、繰り返し伝えることを通して、情報提供や啓発を行うことができ、保護者にも浸透してきています。 「セルフチェック」や「研修からの学び」の中で、人権を自然と大事にできる環境（意見を伝えやすい）になりました。 来園した地域の親子に対して、園の取り組みを伝えることを継続して取組んでいます。	C	こども未来局	保育・子育て推進部			
		子どもの権利に関する条例のパンフレットやパネル等による広報（再掲）				■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の生徒や子育て施設の児童及び職員に川崎市子どもの権利条例を周知し、理解を深めます。 ■事業概要：条例理解のためのパンフレット等の小学校、中学校、高校を通じた児童生徒への配布や、各種親子向けイベントで条例説明等でのパネルの出版などにより、子どもやその保護者に子どもの権利についての認識を深めてもらいます。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒に147,900部一斉配布しました。市内全小学校117校の新1年生向け学校説明会の際に15,691部配布しました。 また、条例パンフレットを、市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び保育園、子育て関連施設の職員向けに3,289部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 またフロントラレとの連携事業では13,200部の配布を行いました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子育て関連施設等に145,754部一斉配布しました。 併せて、市内全小学校118校の新1年生向け学校説明会の際に15,092部配布しました。また、川崎フロントラレとの連携事業において、832部配布しました。 条例パンフレットを、市内子育て関連施設等に636部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 また、市制100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコラボして作成した「子どもの権利×うんこドリル」を、川崎フロントラレとの連携事業において867部配布しました。 さらに、条例パンフレットを市内子育て関連施設等に327部配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子育て関連施設等に134,180部配布しました。 併せて、市内全小学校117校の新1年生向けに広報を行うため、入学前学校説明会の際に15,092部配布しました。 また、市制100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコラボして作成した「子どもの権利×うんこドリル」を、川崎フロントラレとの連携事業において867部配布しました。 さらに、条例パンフレットを市内子育て関連施設等に327部配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。	毎年同時期に配布することで「かわさき子どもの権利の日」を意識する良い機会となっています。また、小学校入学直前のタイミングでも配布することで、保護者に対して改めて子どもの権利を知らせることに持つながら、広く認知されるように取組が進められています。 各種広報資料を学校やイベントで配布することや親子で子どもの権利について話し合うきっかけとなり、子どもだけでなく保護者にも効果的に啓発を実施することができました。	C	こども未来局	青少年支援室			
		子どもの権利に関する学習等への支援（再掲）				■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする」と定められた条文を具現化するために、学習等への支援を実施します。 ■事業概要：市民や市民グループ等による学習会・研修会等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を高めめます。	17か所約4,500名に向けて、子どもの権利について広報・研修を実施したり、イベントや研修等で使用するため、パンフレット・リーフレットなどを配布しました。	市内24か所約4,500名に向けて、子どもの権利について広報・研修を実施したり、イベントや研修等で使用するため、パンフレット・リーフレットなどを配布しました。 市民や市民グループ等への講師派遣は、12か所約420名に向けて実施しました。	市内20か所約6,650名に向けて、子どもの権利について広報・研修を実施したり、イベントや研修等で使用するため、パンフレット・リーフレットなどを配布しました。 市民や市民グループ等への講師派遣は、16か所約660名に向けて実施しました。	毎年参加できているイベントでは、参加者から「見たことある・聞いたことある」とご意見をいただいたり、市民への子どもの権利の周知につながりました。 市民グループからの依頼は少ないものの、活動内容や生活し合わせた内容で実施することで、「子どもの権利と活動が密接であることが分かった」などと感想をいただいております。 さらに、条例パンフレットやそれに関わる市民への子どもの権利の理解につながりました。	C	こども未来局	青少年支援室			
		家庭教育支援事業（再掲）				■目的・目標：地域や家庭における「教育力」の向上を図り、大人と子どもが、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一人として活動していく力を培えるようにします。 ■事業概要：子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学校・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学校」の開催に向けた支援を行い、108校で開催しました。また、企業や地域団体等との連携による家庭教育支援講座を実施しました。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学校」の開催に向けた支援を行い、98校で開催しました。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学校」の開催に向けた支援を行い、79校で開催しました。また、企業や地域団体等との連携による家庭教育支援講座に係る周知・相談対応等を行いました。	家庭教育はすべての教育の出発点であることから、既存事業に参加できない家庭に対し、企業や地域団体等との連携により学校・講座等を実施することのアプローチを続ける必要があります。。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課			
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(6) 親等による子どもの権利保障の支援 親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かな地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かな地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、429事業を実施し、延べ71,975名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かな地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、257事業を実施し、延べ77,240名が参加しました。	人権の尊重に関する学習等を行い、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共に生きる地域社会の創造に努めました。また、子どもの権利条例の存在を知ってもらい、子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課								
		子どもの権利に関する週間（再掲）	■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進するとともに子どもの権利の理解を地域に広めていきます。 ■事業概要：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校においては権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開していきます。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回、延べ716人参加）。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回、延べ716人参加）。また学校公開週間に中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回、延べ716人参加）。また学校公開週間に中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。	3年間を通して、「子どもの権利に関する週間」を中心に多くの学校で、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラムの時間を活用して、権利学習を実施することができました。また、学校公開週間等で権利学習を実施し、保護者や地域住民への理解を進めることができました。	C	教育委員会事務局	教育政策室						

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 案文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの 養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	19さまざまな機会を通して子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。	18条		115		かわさきし子育てガイドブック	■目的・目標：親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。 ■事業概要：妊娠から子どもが青少年期に至るまでの様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子育てガイドブックを、19,000部作成しました。	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子育てガイドブックを、19,000部作成しました。	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子育てガイドブックを、16,500部作成しました。	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系づけた子育てガイドブックを、20,000部作成しました。	母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りました。 広く市民に子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行い各事業の利用促進につなげました。	市民の方にとってより分かりやすく読みやすい冊子とするため、子育てガイドブックの構成やデザインを充実させるとともに、より多くの方にとってもらうための広報等について今後も検討していく必要があります。	C	こども未来局	企画課
					116		子育て情報誌の発行(川崎区)	■目的・目標：区内の保護者等に、子育て情報を提供し、安心して子育てをできるよう支援を行います。子育て情報誌により、子育て情報を提供することで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援します。 ■事業概要：川崎区の子育てに関する情報誌「さんほみち」の発行を行います。	現行の川崎区の子育て情報誌「さんほみち」の情報を更新し、増刷の形で3,500冊発行しました。また「さんほみち」の広報と、HP上のデジタル版にアクセスするための啓発を兼ねたチラシ3,000枚、ウェットティッシュ700個を作成しました。また、かわさき子育てアプリのプッシュ通知を使った広報を行いました。	こどもの成長に合わせた掲載順序や情報の取捨選択等、冊子の大幅な刷新を行い、3,500冊発行しました。 また、HP上のデジタル版にアクセスするための啓発を兼ねたワッパン1,000個を作成しました。	現行の子育てガイドブック「さんほみち」の情報を更新し、増刷の形で1,100部発行しました。また、令和6年度に引き続きHP上のデジタル版にアクセスするための啓発を兼ねたワッパンを配布し、子育て情報の発信を行いました。	3年間を通して、子育て情報誌「さんほみち」を発行したことにより、子育て世帯へ継続的に子育て情報を発信することができました。 また、チラシ、ウェットティッシュ、ワッパン等、多様なツールを活用して啓発を行ったことで、より幅広い子育て世帯への情報提供につなげることができました。	子育て情報等を継続的に発信することで、幅広い子育て世帯の周知は進んだものの、内容が実際の子育て行動につながっているかを検証しながら、情報を精査し、より効果的な情報発信となるよう検討していく必要があります。	C	川崎区役所	地域ケア推進課
					117		川崎区こども情報発信事業	■目的・目標：ホームページにより、身近な子育て情報を速やかに発信し、子育て情報入手の利便性を高めます。子育てに関する多様な情報を速やかに提供することで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援します。 ■事業概要：相談事業、イベントなど区内の子育て・子育てに関する身近な情報を発信します。	ホームページの更新による情報発信(随時更新)をしました。また、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関わる身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしました。	ホームページの更新による情報発信(随時更新)をしました。また、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関わる身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしました。	ホームページを随時更新し、子育て情報の効果的な発信を行いました。また、事業やイベントなど子育てと関わる身近な情報を速やかに発信することで子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようになりました。	3年間を通して、区内の子育てに係る身近な情報をホームページ等で速やかに発信することで、子育て世帯が円滑に情報を入手できる環境を整えることができました。	より幅広い媒体で情報を発信することによって、より多くの子育て世帯に情報を届けることができます。 今後もHPやその他電子媒体等を駆使し積極的な情報提供を行っていきます。	C	川崎区役所	地域ケア推進課
					118		子育て情報誌「おこさまっぶさいわい」の発行	■目的・目標：子育て中の世帯が孤立することなく、安心して子育てできるよう、幸区内を中心とした地域の子育て情報を掲載した情報誌「おこさまっぶさいわい」を発行します。 ■事業概要：子育て中の保護者等の区民からなる編集会議を開催し、「こんなあったらいいな」という子育てに役立つ情報をまとめ冊子にし、年1回発行します。	編集会議(子育てグループや関係団体(計16名)の編集委員)での意見を踏まえ、2024年度版を8月に発行しました。2024年度版の発行に向け、現役子育てママなどが委員となる編集会議を2回開催しました。	編集会議(子育てグループや関係団体(計16名)の編集委員)での意見を踏まえ、2024年度版を8月に発行しました。また、2025年度版の発行に向けて改訂のための編集会議を2回開催し、新しいスポットへの取材及び記事化を行いました。	令和6年度に行った大改訂版作成のための編集会議であげられた新たなおすすめスポットや交通ルールの記事化や、幸区とつながりや人とつながりについてホームページを追加した2025年度版を8月に発行しました。また、2026年度版の発行に向けての編集会議を1回開催しました。	区民で構成される編集会議を重ねることで、子育て世帯が必要とする情報を的確に取り入れるとともに、手に取りやすく見やすいデザインとなるよう工夫を行いました。その結果、多くの区民に配布物を手に取ってものごとができて、効果的な情報発信につながったものと考えています。 また、改訂版の作成にあたっては、幸区内の子育て支援施設や地域の魅力を紹介するページを新たに設けるなど、内容の充実を図ることができました。	いわゆる子育て世代の転入者が増加していることから、子育て世代が地域で孤立することのないよう、区内の子育てスポットの情報を継続的に提供していく必要があります。	C	幸区役所	地域ケア推進課
					119		こども情報ネットさいわい	■目的・目標：子育て支援団体が連携し、地域全体で子育てを応援するため、子どもや保護者が地域とのかかわりを持つ場や機会を提供する「こども情報ネットさいわい」を発行します。 ■事業概要：子育て支援機関、団体が編集会議を行い、地域でのイベント情報や、取組の紹介等に年齢期の子どもに関する情報をひとつにまとめ、年3回発行、配布します。	子育て支援機関・団体9団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持つイベントや情報等掲載内容を検討し、7月、10月、2月に発行しました。また、小学生によるキッズリポーターが地域で活躍する内に取材した記事を掲載する企画を展開しました。	子育て支援機関・団体10団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持つイベントや情報等掲載内容を検討し、7月、10月、1月に発行しました。また、小学生によるキッズリポーターが地域で活躍する内に取材した記事を掲載する企画を展開しました。	子育て支援機関・団体11団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持つイベントや情報等掲載内容を検討し、7月、10月、12月に発行しました。また、小学生によるキッズリポーター3名が地域で活躍する万に取材し、その記事に掲載する企画を展開し、地域の安全を守る担い手の役割や活動内容を子ども目線で伝えることにつながり、多くの区民に地域の防災活動への理解や魅力を広く周知する効果的な取り組みとなりました。	子育て支援機関・団体が連携し、編集会議を通して情報誌を作成する取り組みを継続したことで、子どもや保護者が地域と関わる機会や場に関する情報を効果的に提供することができました。 情報誌には、参加団体が実施するイベント情報やキッズリポーターの取材企画を通じて地域資源の紹介などを掲載し、区内の児童が地域に関心を持てる内容となるよう工夫を行いました。	子どもを取り巻く環境は、家庭状況や地域とのつながり、社会情勢の変化などにより日々変化していることから、子どもや子育てを取り巻く課題も多様化しています。こうした変化を踏まえ、子ども・子育て支援に必要な情報を整理・更新しながら、今後も継続的に提供していくことが必要です。	C	幸区役所	地域ケア推進課
					120		子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね!」の発行	■目的・目標：区内のイベント情報を定期的にカレンダー形式にして、地域の親子がイベントに参加しやすい情報を提供します。 ■事業概要：区内の子育て関連施設の情報をまとめて月1回発行する。また、同時にホームページにも掲載し、子育てに関する情報を広く提供します。	地域の親子が参加しやすい区内のイベント情報を月1回カレンダー形式にして発行しました。毎月500部の印刷、配架の他、市のホームページ、アプリ他、関係機関75施設へのメールでの周知依頼等幅広く周知に努め、地域の親子が子育ての情報を得やすくなりました。	地域の親子が参加しやすい区内のイベント情報を月1回カレンダー形式にして発行しました。毎月500部の印刷、配架の他、市のホームページ、アプリ他、関係機関75施設へのメールでの周知依頼等幅広く周知に努め、地域の親子が子育ての情報を得やすくなりました。	地域の親子が参加しやすい区内イベント情報を月1回カレンダー形式で発行し、毎月500部を配架しました。市ホームページやアプリでの掲載に加え、関係機関75施設へ周知依頼を行い、民間保育園からの情報提供も増えたことで、掲載件数は毎月100件以上となり、地域親子が必要な情報を得やすい環境を整えました。	令和5～7年度の3年間、区内イベント情報を月1回カレンダー形式で発行し、毎月500部の配架、市ホームページ・アプリでの掲載、関係機関75施設への周知を継続しました。 民間保育園からの情報提供も増え、掲載件数は毎月100件以上となりました。これにより、親子が必要な子育て情報を得やすくなり、安心して地域の活動に参加できる環境づくりに寄与しました。	掲載件数が増加する中で情報量が多くなるため、分野別整理や見せ方の工夫が求められます。今後も引き続き、保護者等のニーズを踏まえながら、より分かりやすい発信のあり方について検討していく必要がある。	C	こども未来局	幸区保育総合支援担当
					121		子育て情報誌の作成事業(中原区)	■目的・目標：中原区は子育て世帯の転入が多く、地域に馴染みがないうちで子育てしている方が増加しています。こうした方が地域で孤立することなく、子育てを円滑かつ充実したものにしたいと、子育て中の世帯に向けて多種多様な子育て関連情報を効果的に提供します。 ■事業概要：子育て情報誌「このゆびと〜まれ!」中原区子育て情報ガイドブック」の発行とそれに連動したホームページの運営を行うほか、子育て関連のタイムリーな情報を掲載した「子ネット通信」を区民協働で作成・発行します。	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびと〜まれ!」の改訂版を9,000部、子ネット通信を年6回各10,000部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを9,000部発行し、出生産受理や新生児訪問等の機会を通して多くの親子に情報を届けました。 その他、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉をはじめとした商業施設や地域の小売店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどとして、様々な媒体での広報を行いました。	区子育て情報ガイドブック改訂版(8,100部)を9月に発行し、出生産及び子育て世帯の転入があった時を中心に配布しました。 また、冊子の内容を区子育て支援ホームページに掲載するとともに、地域の子育て中の親子とともに「子ネット通信」の記事作成、編集を行い、年6回、各9,000部発行しました。 加えて「子育て情報のご案内」リーフレット(9,000部)を新生児訪問の際などに配布し、区ホームページやかわさき子育てアプリを活用し情報提供するなど、タイムリーに情報発信を行いました。	区子育て情報ガイドブック改訂版(6,000部)を9月に発行し、出生産及び子育て世帯の転入があった時を中心に配布しました。 また、冊子の内容を区子育て支援ホームページに掲載するとともに、地域の子育て中の親子とともに「子ネット通信」の記事作成、編集を行い、年6回、各9,000部発行しました。 加えて「子育て情報のご案内」リーフレット(9,000部)を新生児訪問の際などに配布し、区ホームページやかわさき子育てアプリを活用し情報提供するなど、タイムリーに情報発信を行いました。	多くの子育て世帯のニーズに合わせた情報誌を作成し、配布したことで子どもの養育に必要な支援を行うことができました。また、情報誌を通じて、地域の子育てで交流の場への参加促進など新たな交流機会を提供しました。	作成委託費用が年々、高騰しているため、ページ数や発行部数の削減、内容の見直しを行う必要があります。今後は子育て世帯のニーズに合わせた内容になるよう精査して必要があります。	C	中原区役所	地域ケア推進課
					122		子育て支援情報の提供(中原区)	■目的・目標：区民に向けて子育て支援情報を効果的に発信し、活用してもらうことで子育ての不安の軽減や育児力の向上、地域とのつながり作りにつなげます。 ■事業概要：子育て支援事業の案内や情報をチラシ、ホームページ、子育てアプリ等の様々な手段で発信する。転入が多く近隣との交流が少ない傾向のある親子の孤立化を防ぎ、育児の不安感の軽減、子どもの健やかな育ちを支援します。また子育て世帯以外にも保育園が実施している地域支援事業を広く知ってもらい、地域作りにつなげます。	コロナが第5類になり子育て支援事業が再開したことからチラシ発行を増加させ、HPや子育てアプリ等を活用して参加できる事業情報を発信しました。	公立保育園の子育て支援事業の案内やチラシを、ホームページ、子育てアプリで広報しました。 公民の子育て支援事業の案内やチラシを区役所の掲示板、地域子育て支援センターの掲示板を活用し発信しました。	公民保育所等の地域子育て支援情報を中原区役所や中原区保育・子育て総合支援センターの掲示板でチラシの掲示、配架等を行いました。ホームページは見やすいように保育園情報を整理し、公民保育所等の地域子育て支援の状況がエリアごとにわかるように情報を新たに発信しました。	公民保育所等の地域子育て支援を実施している状況も増えているが、実施しても参加者が集まらないと広報を課題に感じている園も多く、中原区役所や中原区保育・子育て支援センターでの広報を参加者を増やすことに貢献できていた。ホームページや子育てアプリの電子媒体だけではなく、チラシも効果がありました。	ホームページはなかなか子育て支援情報にたどり着けないところがあるので、所管課とホームページの構成について検討していきます。 公民保育所等も子育て支援を実施しているが広報に課題を感じている保育所等が多いので、公民保育所向けの広報の工夫やリニューアルされた子育てアプリを各公民保育所等が利用し、各保育所等から発信できるようにしていく必要があります。	C	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター
					123		子育て情報発信事業	■目的・目標：子育てしやすいまちづくりを推進します。 ■事業概要：子育て中の親の立場に立った、より身近な子育て情報を発信・提供して、子育てしやすいまちづくりを推進します。「ホットこそだて・たかつ」の充実や、「かわさき子育てアプリ」などSNSを活用した子育て情報の発信を行います。	子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に7,000部発行しました。高津区子ども・子育てネットワーク会議の意見を取り入れて、より分かりやすい記載となるよう改訂しました。 高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。	子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に7,000部発行しました。高津区子ども・子育てネットワーク会議の意見を取り入れて、より分かりやすい記載となるよう改訂しました。 高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。	子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新の上、7,000部発行し、母子手帳を取りに来た保護者や子育て世代の転入者、関係機関等に配布したほか、前年度以前に配布している方に対し効果的に広報を行えるよう、区内保育所や公共施設、薬局等で広報用ポスターの掲示を行いました。 高津区へ転入する方に対する対象とした区民アンケート調査を実施しました。	高津区子ども・子育てネットワーク会議において、意見やアイデアを話し合った結果を反映して、身近な子育て情報を発信・提供することができた一方で、ホットこそだて・たかつの満足度が低下しているため、内容を改善していく必要があります。 また、区民課でのお知らせのチラシを配布するほか、イベントでの配布などにより、区民に広く子育て情報を届けることができました。	「ホットこそだて・たかつ」の満足度が低下していることを踏まえ、子育てをする保護者がスムーズに情報収集ができ、地域に出る一歩を後押しする冊子となるよう、掲載内容の簡素化や地域情報の充実化を図るなど、メリハリのある掲載情報の見直しを行う必要があります。 今後は、見直した内容を冊子として保護者等へ配布するとともに、ホームページや子育てアプリ等も活用し、幅広く周知・広報していく必要があります。	C	高津区役所	地域ケア推進課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(ア)子どもの養育の支援	⑬さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。	18条		124		地域子育て支援情報発信事業(ひろばノート・ひろばカレンダー等の発行)	■目的・目標:区内保育施設の子育て支援情報を効果的に発信し、子育ての不安の軽減や育児力の向上、地域とのつながり作り等、健全な親子関係や豊かな心の育成を目指す。 ■事業概要:区内保育施設の子育て支援事業の情報を集約し「ひろばノート」として年1回発行するとともに、毎月の情報を「ひろばカレンダー」として発行します。同時に、記入が多く近隣との交流が少ない親子の孤立化を防ぎ、育児の不安感の軽減、子どもの健やかな育ちを支援します。	区内認可保育施設で実施されている地域子育て支援事業の情報を発信するために「ひろばノート」年1回2,000部発行し、毎月の詳細な情報を「ひろばカレンダー」として発行しホームページ等に掲載したり、紙媒体として区役所他関係機関で配架したり、子育てアプリ等も活用し複数の媒体を使い情報発信を行いました。	区内認可保育施設で実施されている地域子育て支援事業の情報を発信するために「ひろばノート」年1回2,000部発行の他、毎月の詳細な情報を「あそびのひろばカレンダー」として発行しホームページ等に掲載したり、区役所他関係機関で配架したり、子育てアプリ等も活用し複数の媒体を使い情報発信を行いました。	区内認可保育施設で実施されている地域子育て支援事業の情報を発信するために「あそびのひろばカレンダー」の配架場所やHPの紹介、子育てアプリへの情報発信等も実施し、またチラシを見やすくエリアごとに分けたり子育てアプリ等も活用し複数の媒体を使い情報発信をした。「ひろばノート」はHP版だけにして情報発信した。	市民のアンケートや意見を参考に、「あそびのひろばカレンダー」の配架場所やHPの紹介、子育てアプリへの情報発信等も実施し、またチラシを見やすくエリアごとに分けたり子育てアプリ等も活用し複数の媒体を使い情報発信をした。市民からは毎月の更新を期待されるようになりました。	区内の子育て支援情報の量が多くなってきているので、量によって、見やすいチラシを検討していきます。「ひろばノート」は他関係機関からも冊子での定法発信の希望の声が多いので、R6年度までのように冊子の発行を行っていく必要があるようになりまし。	C	こども未来局	高津区保育総合支援担当
							子育て情報発信事業(宮前区)	■目的・目標:子育て世代の育児の孤立化の防止や育児不安についての軽減を図るために、様々な広報媒体を活用して、必要な情報を分かりやすく提供することにより、安心して子育てができる環境につなげます。 ■事業概要:子育て当事者が参加して作成する子育て情報誌「みやまえ子育てガイド」とことこ」を発行し、より身近で実用的な子育て情報の提供を実施します。また、ホームページでも同様の情報発信を実施します。	子育て情報誌「みやまえ子育てガイド」とことこ」を公費区民の意見を取り入れながら改訂を行い、レイアウトやデザインを変更し情報を更新して6,000部の発行を行いました。Facebook及びX等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。	子育て情報誌「みやまえ子育てガイド」とことこ」を庁内外関係部署に確認し情報更新を行い、6,000部の発行・配布を行いました。Facebook及びX等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。	子育て情報誌「みやまえ子育てガイド」とことこ」を庁内外関係部署に確認し情報更新を行い、配布を行いました。Facebook及びX等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。	子育てガイドは、子育て当事者の意見を大きく反映して改訂し、3年間を通して、子育て当事者から支援者まで幅広く配布され、活用されています。また、Facebook及びX等で発信することにより、時宜に合った効果的な広報の実施を行いました。	子育てガイド等の印刷物については、部数の適正化を図りつつ、適宜、内容の見直しを実施し、発行します。また、電子媒体については、フォロー数の伸びが鈍化しているため、各ソーシャルの特性を活かしたさらなる活用を図る必要があります。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
							こども・子育て情報収集・発信事業(多摩区)	■目的・目標:多摩区内で安心して子育てができるよう子育てに係る基本的な情報を提供します。 ■事業概要:子育て支援情報を掲載した「多摩区地域子育て情報BOOK」を作成・配布するほか、子ども・子育てに係る支援制度や相談窓口、関連団体、催し、地域情報等を体系的に紹介した「多摩区こそだてweb」を運営します。	「多摩区地域子育て情報BOOK」を4,000部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しました。「多摩区こそだてweb」を随時更新しました。	「多摩区地域子育て情報BOOK」を5,000部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しました。「多摩区こそだてweb」を随時更新しました。	「多摩区地域子育て情報BOOK」を6,000部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しました。「多摩区こそだてweb」を随時更新しました。	子ども・子育て情報収集・発信事業を継続して実施しました。「多摩区地域子育て情報BOOK」の作成について、子育てに係る基本的な情報を年度ごとに所管課へ確認を行い、多摩区内で安心して子育てができるよう情報発信しました。「多摩区地域子育て情報BOOK」発行後に、変更された情報については「多摩区こそだてWeb」を随時更新し、刻々と変わる情報にも対応して情報発信をしてきました。	「多摩区地域子育て情報BOOK」の利用者アンケートでは、「冊子の方が活用しやすい」という意見と、「電子書籍の方が活用しやすい」という意見が二極化しています。このため、今後も区内の子ども・子育てに関する情報については、紙媒体である「多摩区地域子育て情報BOOK」と、デジタル媒体である「多摩区こそだてWeb」を併用し、それぞれの特性を生かした情報発信を行っていくことが必要である。	C	多摩区役所	地域ケア推進課
							宮前区子育て支援事業	■目的・目標:子育て世代に有益な情報を提供することで、育児の孤立化の防止や育児不安の軽減を図り、子育て支援につなげます。 ■事業概要:子育て支援に関わる施設情報や育児支援につながる広報物を作成し、地域の子育て支援を推進します。	宮前区内の乳幼児を持つ家庭に対して、地域子育て支援センターを保護者同士の交流の場として広く地域へ広報するために作成し、新生児訪問時及び区内にある地域子育て支援センター等に配布するほか、区役所等で配架しました。男性(父親)の子育て意識の向上と育児参加促進、また母親の育児負担解消のため、保護者が共に楽しく子育てに向かうためのきっかけとなるリーフレットを作成し、区役所に配架するほか、区内保育所・地域子育て支援センター・こども文化センターなどの子育て関連施設にて配布するとともに、みやまえ子育てフェスタにおいて、作成したリーフレットを活用した父親向け育児支援事業を実施しました。	宮前区内の乳幼児を持つ家庭に対して、地域子育て支援センターを保護者同士の交流の場として広く地域へ広報するために広報物を作成し、新生児訪問時及び区内にある地域子育て支援センター等に配布するほか、区役所等で配架しました。男性(父親)の子育て意識の向上と育児参加促進の他、保護者が共に楽しく子育てに向かうためのきっかけとなるリーフレットを区役所に配架するほか、区内保育所・地域子育て支援センター・こども文化センターなどの子育て関連施設にて配布するとともに、みやまえ子育てフェスタにおいて、作成したリーフレットを活用した父親向け育児支援事業を実施しました。	新型コロナウイルスがら類に移行され、地域支援事業が再開したことで、子育て支援に関わる施設情報や育児支援につながる広報物の作成を見直しながら、地域の子育て支援を推進してまいりました。また、令和6年度には、地域子育て支援に関わる方々に「川崎市子どもの権利に関する条例について」を学習の場を設けることで、子どもの権利について、再確認していただくことができました。アンケートからも「子どもも一人の人間として尊重する重要性を再認識できた」「日々の業務で忙殺される中で、見落としがちな視点なので、改めて振り返ることができた」などの回答をいただいています。	子どもの人権について、地域子育て支援に関わる職員等への意識の向上を図ることができたが、保護者等への周知等が不十分でした。今後、男性(父親)の育児取得等の向上等を踏まえ、子育てに関わるすべての人に向け「子どもの権利・条例」についての認知度をあげるための広報等を進めていく必要があります。	C	宮前区役所	保育所等・地域連携担当	
							子育て支援情報の提供(麻生区)	■目的・目標:区内の保護者等に、子育て支援関連の施設や制度などの情報を提供します。 ■事業概要:子育て情報誌「きゅっとハグあさお」「ちびっこおでかけMAP」などの作成・配布、「くない施設のイベント・おたより」の区HPへの掲載や「こども情報コーナー」の設置により、子育て情報の発信を行います。	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」を5,600部、「ちびっこおでかけMAP」を11,000部作成し配布しました。	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」を5,000部、「ちびっこおでかけMAP」を11,000部作成し配布しました。	子育て情報誌「きゅっとハグあさお」(「ちびっこおでかけMAP」は巻末に収録)を4,300部作成し配布しました。	子育て支援関連の施設や制度などについて、区民のニーズや子育ての状況に応じた情報を整理し、分かりやすく提供することで、必要な支援につながる子育て情報発信を行うことができます。	引き続き、最新の情報の発信を行うと共に、ニーズに沿った情報発信を行うために、内容の検証をしながらの改訂を検討していく必要があります。	C	麻生区役所	地域ケア推進課
							子育て支援情報はばたけあさお	■目的:区内各保育園・幼稚園・認定こども園が実施している育児相談や遊びの場の提供等の地域子育て支援事業について、事業の広報や、地域の親子とのつながりとして、事業を支援し、子育ての不安感・孤立感・負担感の軽減を図ります。 ■事業概要:案内ちらし及び月たよりの作成・配架。保育園・幼稚園・認定こども園の地域支援広報誌の作成配布を行います。	区内保育所等、認定こども園、幼稚園から地域子育て支援の情報を集約して月1回広報紙を作成し、区内の親子が利用する地域子育て支援センターや区役所等施設へ配架依頼しました。	区内保育所等、認定こども園、幼稚園から地域子育て支援の情報を集約して月1回広報紙を発行し、ホームページやアプリに掲載すると共に子育て関連施設にメールで送付しました。また、紙媒体で250部印刷し、区内の親子が利用する地域子育て支援センターや区役所等施設へ配架依頼しました。	区内保育所等、認定こども園、幼稚園から地域子育て支援の情報を集約して月1回広報紙を発行し、ホームページに掲載すると共に子育て関連施設にメールで送付しました。また、紙媒体で250部印刷し、区内の親子が利用する地域子育て支援センターや区役所等施設へ配架依頼しました。	区内の地域子育て支援の日程を月ごとに広報誌にまとめ、区内の親子が利用する地域子育て支援センターや区役所等施設へ配架、HPに掲載することで、地域の子育て世代にさまざまな地域支援事業を知らせることができ、利用につながっています。また、「はばたけあさお」が地域の子育て支援広報誌であることの認知度も上がっていると感じます。	子育て情報のチラシシ「はばたけあさお」を母子保健事業や区役所、地域子育て支援センターに配架して、地域の子育て世代に月ごとに地域の子育て支援の情報を一覧で見られるように提供しているほか、ホームページにも掲載していますが、子育てアプリなどで更新された際にお知らせするなど、さらに認知度をあげていきたいです。紙媒体も併用し、広報していく必要があります。	C	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
							公立保育園 遊びの会	■目的:区内公立保育園が、近隣在住の親子に、身近な場所で一緒に遊ぶ場を提供するとともに、保育園児とともに過ごすことにより、在園児からの刺激や成長の見通しの獲得、不安感・孤立感の解消、地域で子育てを行う親子の仲間づくりにつなげる。 ■事業概要:園庭開放、水遊び開放・体験保育・ふれあい遊びや体を使った遊び、園庭あそび、音楽に合わせた遊び等を親子で楽しむ「遊びの会」・絵本貸出しを実施します。	年度初めはコロナの感染対策を行いながら、またオンラインを活用して全面で遊びの会を実施しました。コロナがら類に移行した5月以降は水遊び開放や体験保育など全て再開し実施しました。	公立保育園3園で実施。保育士をはじめ栄養士や看護師が専門性を生かした講座(87組参加)や「交流保育」(86組参加)を実施しました。その中で育児についての悩みに寄り添い不安感の軽減に繋がりました。また、園庭や室内を出来る限り予約なしで開放し地域の親子が気軽に遊びに来られるようにしました。絵本貸出しについても借りられるようにしました。	公立保育園3園で実施。保育士をはじめ栄養士や看護師が専門性を生かした講座(65組)や「交流保育」(99組)を実施しました。園庭開放は予約なしで実施、室内開放は徐々に予約なしにしていき、園により差はありますが、リピーターも多く地域親子の園庭所として定着してきました。子育て相談、絵本貸出しも継続して行いました。	令和5年度はコロナ感染予防としてオンラインでスタートしましたが、徐々に各園での実施ができるようになり、各園の特色を生かした、ニーズに合わせた遊びの会が実施されました。遊びの会の中で他の事業を絡め、公立保育所とつながっていくケースの増加しました。	ホームページも活用して継続して発行していきます。参加が難しい家庭への配慮や、遊びの会をきっかけとした継続的な支援につながる仕組みづくりが課題です。今後も状況に応じて、オンラインと対面を効果的に組み合わせた実施方法について検討していく必要があります。	C	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
							教育広報誌「教育だよりかわさき」	■目的・目標:教育委員会広報誌として「教育だよりかわさき」を発行することにより、児童生徒、保護者及び市民活動団体等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図ります。 ■事業概要:児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供するため、「教育だよりかわさき」を年3回発行します。	教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」を年3回発行し、児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供しました。2月号に関しては、川崎市子ども会議の様子や「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」に関する記事を掲載しました。	教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」を年3回発行し、児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供しました。11月号では「川崎市子ども会議の様子や、川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」に関する記事を掲載しました。	教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」を年3回発行し、児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図る必要があります。	今後も引き続き、教育委員会広報誌として「教育だよりかわさき」を発行することにより、児童生徒、保護者及び市民活動団体等に対して、本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図る必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	14 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18案		132		保育所を活用した子育て支援事業	■目的：区内公立保育園が、近隣在住の親子に、身近な場所と一緒に遊べる場を提供するとともに、気軽に子育て相談ができる関係性の築き、保護者の不安や孤立感の軽減を目指す。 ■事業概要：園庭開放、室内開放（一部）、ふれあい遊びや体を動かした遊び、園庭あそび等、親子で楽しむ「あそびの広場」・「ベビーカースルー」で貸出給本」を実施します。	コロナが第5類となり子育て支援事業（園庭開放、室内開放や子育て支援事業等）を再開しました。 新たにオンライン「おしゃべり広場」を開催し、気軽にあそびやおしゃべりを楽しむ保護者の関係を築けるようにしました。 給本貸出直接貸出ができるようになり「ベビーカースルー」で貸出給本」は停止しましたが、誰でも気軽に給本の貸出ができるようLogoフォームで申し込み借りられるよう再開しました。	区内公立保育園で子育て支援事業を実施しました。 今年度新たにオンライン「おしゃべり広場」を3回開催しました。 のべ参加 8組 「ベビーカースルー」で貸出給本の」を公立保育園、地域子育て支援センターで実施し、誰でも気軽にどこからでも給本の貸出ができるようになりました。	区内公立保育園で子育て支援事業を実施しました。園庭開放や室内開放、来園のきっかけになるようなイベントを計画し実施することで、気軽に来園するきっかけを作り、子育ての相談を受けるようになりました。また、民間保育所等でも地域子育て支援を実施する保育所等が増えています。 オンラインでのあそびのひろばは川崎区、幸区、中原区と合同で実施し、参加者のニーズに合わせて情報を提供したり、保護者同士が情報交換ができるようにしました。	公民保育所が地域子育て支援を実施することにより身近な場所へ行くことができ、気軽に子育ての相談ができるようにするほか多様な支援の形を実施していくことで参加者やしていき孤立防止につながるようにする必要があります。 参加者の状況に地域差があるが、広報を工夫したり、エリアごとの公園や関係施設等が協力し広く情報を届けられるよう継続的な対応が必要です。	C	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター	
					133	75	地域療育センター等における相談事業（再掲）	■目的・目標：0歳から18歳未満の障害及び障害の疑いのある児童とその家族から相談を受け、専門スタッフの診察・評価に基づく支援（療育）を行います。 ■事業概要：障害等に係る個別の相談に対応するとともに、地域の関係機関と連携をとりながら、相談・評価・診察等に基づく支援を展開し、児童一人ひとりに対する支援を総合的に行います。 なお、児童の発達に関する相談につきましては、住居地の区に設置した子ども発達・相談センターで、まずはお受けします。	指定管理者に運営を委託する中央療育センター、南部・北部地域療育センター及び民設の川崎西部地域療育センターと合わせた市内4か所の地域療育センターにおいて、適切な運営を継続するとともに、障害及び障害の疑いのある児童について、適切な評価や総合的な療育・支援を実施しました。 また、令和3年度から設置を進めている子ども発達・相談センターについては、川崎区・幸区・宮前区・多摩区に次いで、麻生区に新たに設置しました。	指定管理者に運営を委託する中央療育センター、南部・北部地域療育センター及び民設の川崎西部地域療育センターと合わせた市内4か所の地域療育センターにおいて、適切な運営を継続するとともに、障害及び障害の疑いのある児童について、適切な評価や総合的な療育・支援を実施しました。 また、令和3年度から設置を進めている子ども発達・相談センターについては、川崎区・幸区・宮前区・多摩区・麻生区に次いで、令和6年度に中原区・高津区に新たに設置しました。	地域療育センターにおいては、0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を行いました。 また、子ども発達・相談センターにおいては、地域療育センターと子ども発達・相談センターが連携しながら、発達に心配のある児童が早期に発達支援を受けられるような体制を構築し、適時適切な相談支援を実施しました。	子ども発達・相談センターと地域療育センターの適切な役割分担と、地域の関係機関との連携が重要であるため、検討を行いながら取組を進める必要があります。	C	健康福祉局	障害計画課	
					134	72	思春期精神保健相談（再掲）	■目的・目標：思春期の精神保健に関する相談、親支援、関係機関支援を行います。 ■事業概要：概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談を行います。また事例検討会の開催を通して、多くの思春期相談機関との連携強化を図ります。	思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。 思春期精神保健相談のスーパーバイズを隔月で年6回開催しました。担当職員の思春期精神保健電話相談のスキルアップとともに、関係機関にも周知し、事例検討や研修会を開催しました。	思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。 思春期精神保健のスーパーバイズを毎月（年12回）開催しました。 思春期精神保健に関連する研修会を1回開催しました。	思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。 思春期精神保健のスーパーバイズを毎月（年12回）開催しました。 研修を定期的に開催することで、思春期精神保健相談に関わる知識・技術の向上につながりました。	幅広い関係機関にスーパーバイズや研修に参加してもらうことでさらに連携強化が出来ると考えています。スーパーバイズや研修の内容や、広報の手法等を検討し、関係部署とも連携・協力して実施していく必要があります。	C	健康福祉局	こころの健康課	
					135		地域子育て支援センター事業	■目的・目標：子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指します。 ■事業概要：地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	市内54か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	「気軽な相談」「遊び場」「子育て世帯同士との交流」「地域活動の場」として市民に気軽に利用されるよう、センターごとに多様な事業・イベントの実施や、リニューアルした「かわさき子育てアプリ」を活用し、イベント情報・おたよりの発信等を行い、利用者数・相談者数の増加に繋がりました。 また、職員に対し毎年度テーマ別研修や、市と事業者との懇談会（意見交換や情報共有等）を実施するとともに、乳幼児期の多様なニーズに対応し、必要な場合には関係機関と適切に繋げることができるよう、関係施策・制度（発達相談、療育、母子保健、特別支援教育、児童相談所、保育等）に関する内容を学ぶ「発達相談支援コーディネーターフォローアップ研修」への参加により、サービス水準向上に向けて取り組みました。	地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に来所して利用いただけるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの資力の向上を図るとともに、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、保育・子育て総合支援センターや地域まもり支援センターとの連携を一層強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりに向けた取組をさらに進める必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当	
					136		体験保育等	■目的・目標：地域の子育て家庭が、保育園の生活や遊びの体験を通して、子育てにゆとりと自信を持ち、子育ての不安感を軽減し、育児力の向上を図ります。支援が必要なケースは、関係機関との連携を図り継続支援に繋がります。 ■事業概要：同年齢のクラスに入り、交流しながら子どもの育ちの理解や子育ての楽しさを体験します。育児不安や発達支援等が必要な親子には継続的に体験保育を行います。	対面での事業を再開し、体験保育に加えて給食を一緒に親子で食べる「親子でランチ」を9月～3月に21園で全288回開催し、680名の保護者と子どもの参加がありました。その他にも遊びの会や園庭開放を再開し、多くの参加者がありました。	体験保育に加えて給食を一緒に親子で食べる「親子でランチ」を開催し、保護者が食事を試食しながら、栄養士に直接質問する時間を設ける等保護者の日頃の疑問が解決できるように働きかけることや、園庭開放、遊びの会、地域のイベントや講座等で、専門職が必要な情報提供、相談支援を行い、安心して子育てできるよう働きかけることができました。	体験保育に加えて給食を一緒に親子で食べる「親子でランチ」を開催し、保護者が食事を試食しながら、栄養士に直接質問する時間を設ける等保護者の日頃の疑問が解決できるように働きかけることや、園庭開放、遊びの会、地域のイベントや講座等で、専門職が必要な情報提供、相談支援を行い、安心して子育てできるよう働きかけることができました。	交流の機会が少ない親子に対しては、引き続き丁寧なアプローチが必要であり、支援が必要な家庭ほどつながりにくい状況が生じやすいという課題があるため、保育所をはじめ、関係機関との連携を強化し、親子が地域とつながるきっかけをつくっていくことが、今後さらに重要となります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部	
			137		父親の子育て体験講座	■目的・目標：男性の子育ての意識の向上を図り、育児参加促進及び、啓発を行います。 ■事業概要：年齢の発達に応じた子どもに対する理解と関わり方や親子で楽しむふれあい遊びなどを知らせ、子育てへの関心、理解を深めます。	対面での事業を再開し公立保育所での親子での遊びの会の実施や地域子育て支援センターの土曜日開所などの土曜日開所やパパの子育てリフレットの配布等を実施しました。	公立保育所での親子での遊びの会の実施や地域子育て支援センターの土曜日開所を実施し、多くの参加者がありました。育児の楽しさを感じられるように父親対象だけでなく、母親や母親等でも参加しやすい会をもちました。保育士による遊びの紹介、離乳食や子育てに関するリフレットの配布を実施しました。保育参観や懇談会への父親の参加が増えています。	公立保育所での親子での遊びの会の実施や地域子育て支援センターの土曜日開所を実施し、多くの参加者がありました。育児の楽しさを感じられるように父親対象だけでなく、母親や母親等でも参加しやすい会をもちました。保育士による遊びの紹介、離乳食や子育てに関するリフレットの配布を実施しました。保育参観や懇談会への父親の参加が増えています。	「お父さんとあそぼう」や「ぱぱっとサタデー」等の事業を実施し、こどもと遊ぶ楽しさを実感していただくよう努め、園庭開放や交流保育についても周知できました。自園の父親参加のイベントの継続から、他園との合同開催の企画につなげることができたりしており、父親の参加しやすい環境が広がっており、父親の育児参加は年々増えていることを実感しています。 園見学、面談、懇談会、保育参観なども園親親そらっての参加が多くなっています。土曜開所で開催したイベントアンケートからは土曜開所を歓迎する声が多く聞かれました。	今後、遊びの会の実施方法について、園見学等と同時開催するなど参加しやすい形を工夫することで、保護者が来園するきっかけを増やし、参加者の拡大につなげていくことが重要です。また、初めて参加する家庭や外出に不安を感じている親子にとっても安心して参加できる機会となるよう、引き続き取組内容や周知方法を検討していくことが重要です。	C	こども未来局	保育・子育て推進部		
			138		保育連続講座	■目的・目標：同じ保護者が連続して講座に参加することで、保護者間で子育ての楽しさを共有し、交流を深め仲間づくりに繋がります。子どもを育ちや関わり方、健康・食育に関する知識や情報を伝え、育児力の向上を図ります。 ■事業概要：保育士による年齢発達に応じた遊びや栄養士・看護師による食育・健康講座を実施し、子育ての悩みや不安を解消し、育児力の向上を図ります。親子の交流と仲間づくりを推進します。	対面での事業を再開し、専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子育てに関する助言等を実施し、参加者同士の交流を図りました。講座は、連続して参加することに抵抗がある家庭もあるため単発でも参加できるようにしました。また、地域の親子の交流の充実を図るためアフターフォローを実施しました。	子育てに関する知識を得られる機会として専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子どもを育ちや関わり方、離乳食、健康に関すること等の講座の実施や相談、情報提供の機会を設けたり、座談会形式で行ったりして参加者同士の交流を図り、1,532名の参加がありました。講座は、親子のニーズに合わせて参加しやすいように単発で参加できるようにしました。また、地域の親子の交流の充実を図るため関係づくりの橋渡しをして関係を繋ぎアフターフォローを実施しました。	地域支援スペースを活用し、保育者だけでなく園児と共に地域の親子と関わることや保育園や各区保育・子育て総合支援センター等の専門職が関り子育てに関する知識や情報を提供したり、参加者同士の交流を図ったりしており、利用者の保護者からも好評でした。講座の内容での学びと同時に親子同士で会話をし、顔見知りが増えることで、子育て家庭の孤立感や不安感の解消に繋がっています。その地域の中で行うことで、地域の繋がりを大事にできており、地域の中に根差し、育児が楽しいと思える親子を増やすことに貢献しています。	今後も、講座や相談会などの取組を通して、参加した親子が子育てについて学び合い、悩みや不安を軽減しながら、育児力の向上につながるような支援を継続していくことが重要です。また、親同士の交流や専門職との関わりを通じて、家庭での子育てに自信を持てるような環境づくりを進めていくことが必要です。	C	こども未来局	保育・子育て推進部			
			139		ひとり親家庭への相談支援事業	■目的・目標：ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、生活・就業にかかる相談に応じ、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への繋ぎ等を行います。 ■事業概要：ひとり親家庭がその状況に応じた必要な支援を受けることができるよう、児童扶養手当、保育所入所等の受付・相談を通して状況を把握し、必要に応じて、就業や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援や関係機関への繋ぎを行います。	区役所及び母子・父子福祉センターサン・ライヴにおいて、各種手続き等のため来庁した機会等においても必要に応じて適切な支援につなげるよう取り組みました。 また、ひとり親家庭の支援者となりうる関係機関や事業者を対象とした研修の実施やeラーニングの公開による関係者のスキルアップを図るとともに、各種連絡会等にも出席し、関係機関への制度周知を図りました。 令和5年度にリニューアルしたサポートガイドブックについても構成とカラーリングの見直しを行い、さらに見易くかつ必要な情報を届けやすくすることで、当事者・支援者ともに使いやすいものへの改善を行いました。	区役所及び母子・父子福祉センターサン・ライヴにおいて、各種手続き等のため来庁した機会等においても必要に応じて適切な支援につなげるよう取り組みました。 また、ひとり親家庭の支援者となりうる関係機関や事業者を対象とした研修の実施やeラーニングの公開による関係者のスキルアップを図るとともに、各種連絡会等にも出席し、関係機関への制度周知を図りました。 令和5年度にリニューアルしたサポートガイドブックについても構成とカラーリングの見直しを行い、さらに見易くかつ必要な情報を届けやすくすることで、当事者・支援者ともに使いやすいものへの改善を進めました。	ひとり親家庭支援者向けの研修や、制度周知等により、支援者側の制度等の理解が進んでおり、ひとり親家庭が関係機関での案内をきっかけとして各種制度に繋がることも増えています。 また、サポートガイドブックについては紙媒体、Web版とも改良を続けており、ひとり親家庭に制度を届けるための有効なツールのひとつとして機能しています。	引き続き、各機関においてひとり親家庭に寄り添った相談対応を行うとともに、サポートガイドブック等を活用し、当事者に支援制度や必要な情報が届けられるよう取り組んでいくことが必要です。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（家庭支援担当）			

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(ア)子どもの養育の支援	14 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条				母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業	■目的・目標：ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するとともに、ひとり親家庭への支援を総合的に行い、母子父子専婦福祉の増進を図ります。 ■事業概要：ひとり親家庭が抱えている様々な問題について、各種相談に応じるとともに、情報の提供、生活・就業支援講座等を行います。	サン・ライヴにおけるひとり親家庭への生活相談延べ1,190件、就労相談延2,517件を実施しました。 自立支援プログラムの策定により、給付金や貸付制度を活用し資格取得を目指す利用者に対し、修学後の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえ自立支援プログラムの策定を行い、さらに修学中・修了後の状況確認によるフォローアップも丁寧に行うことで世帯の自立を支援しました。 食料支援を行っているNPO法人と連携し、市内の新たな配布場所としてサン・ライヴを活用してもらうことで、来場者へのサン・ライヴの周知を図りました。	サン・ライヴにおけるひとり親家庭への生活相談延べ1,182件、就労相談延2,804件を実施しました。 資格取得による就労のステップアップを目指す方に対し、修学後の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえ給付金や貸付制度を活用した自立支援プログラムの策定を行い、さらに修学中・修了後の状況確認によるフォローアップも丁寧に行うことで世帯の自立を支援しました。 NPO法人と連携した食料支援も継続し、来所の機会を活用したひとり親支援事業等の広報を実施しました。 情報発信ツールの登録動員の取組により、特にLINEの登録者が増加しました。	サン・ライヴにおけるひとり親家庭への生活相談延べ1,748件、就労相談延2,314件を実施しました。 資格取得による就労のステップアップを目指す方に対し、修学後の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえ給付金や貸付制度を活用した自立支援プログラムの策定を行い、さらに修学中・修了後の状況確認によるフォローアップも丁寧に行うことで世帯の自立を支援しました。 NPO法人と連携した食料支援も継続し、来所の機会を活用したひとり親支援事業等の広報を実施しました。 情報発信ツールの登録動員の取組により、特にLINEの登録者が増加しました。	サン・ライヴにおいて就労・生活に係る相談対応を行っており、個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策や関係機関との確につなげる等、ひとり親家庭の困りごとの解消につなげています。 また、LINE・メルマガ・X(エックス)の情報発信ツールは、多くの当事者に直接情報を発信することができるとされており、サン・ライヴ事業のほか、市の制度や民協の法人等が実施する支援も含め実用的な内容の情報を届けることができ、ひとり親家庭の福祉向上に貢献しています。	生活・就業支援については、個々の状況やニーズの多様化にも対応する必要があるため、サン・ライヴ事業の安定した実施に向けて、議員の質向上や運営体制の強化にも取り組んでいます。 就業・生活支援講習会については、今後もニーズに合わせ、ひとり親家庭の自立等に向け効果的な講座を実施します。 また、必要な情報を適切なタイミングで届けられるよう、各種ツールを使い積極的な情報発信を実施します。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当)
					141	80	発達相談支援教室(再掲)	■目的・目標：発達上の課題を有すると思われる幼児等に助言・相談等を行うとともにグループワーク等を通して乳幼児の健やかな成長について学ぶ機会を提供します。 ■事業概要：発達上の課題を有すると思われる概ね1歳6か月以上の幼児及び生活リズム等の養育環境の改善が必要な家庭の保護者等に対して、集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通して、幼児の健全な発育発達を促す働きかけを行えるよう、養育を支援します。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。参加者数延べ1,625人。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	心配や課題等に対して、心理職が相談に応じ、状況に応じて、療育センター等へ紹介を行いました。発達に関する不安を解消し、子どもにあった対応方法を保護者が学べるよう、講義内容等の見直しを行いながら、内容の充実を行いました。また、予約者が多く待機時間があったため、受け入れ枠を変更するなどの対応も検討しました。	安定的に相談を受け入れられる体制の確保を引き続き行います。また、支援につながった後も、保護者が継続して子どもに合った対応を実践できるよう、フォローアップの充実や関係機関との連携を一層強化していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)
					142		小児慢性特定疾病医療等給付事業	■目的・目標：慢性的な疾病にかかり、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ります。 ■事業概要：児童福祉法第19条の2に規定する、慢性的な疾病にかかり、一定の基準に該当する児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときの費用の一部を市が負担します。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。児童福祉法等の一部改正に伴い、医療費助成の有効期間開始日の遡り等について周知を行いました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。児童福祉法等の一部改正に伴い、医療費助成の有効期間開始日の遡り等について周知を行いました。 事業に従事する職員に対して、対象者理解を深めるための研修を2回開催しました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。事業に従事する職員に対して、対象者理解を深めるための研修を行いました。	慢性疾患を抱える子どもとその保護者が安心して治療できるよう医療費の支給については、適宜でできるような施策を講じ、また、関係向け研修会を通して、慢性疾患を抱えることもや家庭の実情の理解を深め、窓口での市民サービスの向上に努めました。	慢性疾患を抱えるお子さんのニーズについて把握し、県内の政令市や県と情報共有を行いながら適切な事業運営を進めていきます。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)
					143		里親同士の交流促進	■目的・目標：里親同士が相互に交流、情報を交換することで、里親の質向上、養育技術の向上を図ります。 ■事業概要：フォスタリング機関や里親会などが里親同士の相互交流の場(里親サロン)を定期的に設けることにより、情報交換や養育技術の向上を図るなど、子どもが健やかに成長できる環境を整備します。	フォスタリング機関にて、サロンやイベントを定期的に開催し、養育に関する情報交換、知識や経験を得る場を整備しました。	フォスタリング機関にて、サロンやイベントを定期的に開催し、養育に関する情報交換、知識や経験を得る場を設けました。	フォスタリング機関にて、サロンやイベントを定期的に開催し、里親同士の交流、こどもの養育に関する情報交換、知識や知識や経験を得る場を設けました。	3年間を通して、フォスタリング機関にて里親同士の講習を目的としたサロンやイベントを定期的に開催することで、情報交換を行いやすい環境を提供することができました。	今後も、里親のニーズをこらえた相互交流機会を設け、広く里親への参加を勧奨する必要があるとあります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(児童福祉担当)
					144		家庭的養護の推進	■目的・目標：社会的養護を必要とする子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、社会的養護や里親制度の普及・啓発を図ります。 ■事業概要：里親制度を紹介したパンフレットの活用や里親支援機関の連携等により、里親の新規登録、里親への委託の拡充を図るとともに、施設においても良好な家庭的環境での養育を推進します。	里親フォスタリング機関が中心となり、広報物の配布や制度説明会の開催などを通じて、制度の普及・啓発を行いました。 また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本体施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	里親フォスタリング機関が中心となり、広報物の配布や制度説明会の開催などを通じて、制度の普及・啓発を行いました。 また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本体施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	フォスタリング機関が中心となり、各施設の里親支援専門相談員と協力し、多くの人が集まる駅周辺や商業施設での里親制度周知の広報物の配布や里親制度説明会の開催を通じて、制度の普及・啓発を行いました。 また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本体施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	3年間を通して、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の普及・啓発を行いました。令和7年度においては、幅広く制度周知を行うため、駅周辺や商業施設等人が集まりやすい場所での広報啓発を実施しました。 施設においては、地域小規模施設と開設するなど、家庭的養育の推進に向けた取り組みを実施しました。	里親登録数については、今後も包括的な支援を続けていき、家庭養育を受ける児童が増えていくよう、各機関と連携をし、普及啓発をしていく必要があります。 施設においては引き続き本体施設と小規模施設の連携を深めていくことが必要です。家庭的養育の推進に向けて、新規開設については各施設とも協議をすすめていき、進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(児童福祉担当)
					145	73	健全母性育成事業(再掲)	■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。 ■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。	地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。 必要に応じ、市内の高校生からの事業全体の問合せ等に対応し、妊娠出産、子育てに関する普及啓発を実施しました。予期せぬ妊娠等の相談に対して妊娠・出産SOS事業の広報を行いました。	地域みまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。 必要に応じ、市内の高校生からの事業全体の問合せ等に対応し、妊娠出産、子育てに関する普及啓発を実施しました。予期せぬ妊娠等の相談に対して妊娠・出産SOS事業の広報を行いました。	令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、出前講座を希望する学校が増え、年々参加者の増加が見込まれました。また、予期せぬ妊娠等の相談を受ける妊娠出産SOS事業については、利用者は横ばいではありますが、相談内容に応じて、地域みまもり支援センター等の窓口を案内するなどして、相談者が継続して支援を受けられるよう配慮しました。	将来の健康づくりを踏まえたフレコンセプションケアの概念の普及をおこなうため、関係局と連携して、事業を進めていきます。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)
					146		母子相談事業、母子訪問指導事業	■目的・目標：乳幼児を持つ保護者に対し、子育ての不安について子どもの成長発達を確認するとともに相談・助言指導を行ったり、地域とのつながりを持つ機会を作ったりすることで育児不安の軽減を図ります。 ■事業概要：保健師等の専門職により家庭訪問や電話・面接による子育てに関する相談を実施します。生後なるべく早い時期に乳児がいる全ての家庭に新生児・未熟児訪問・こころには赤ちゃん訪問等で訪問し、子育てを行う親の支援を行います。	地域みまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。 保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこころには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	地域みまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。 保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこころには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	地域みまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。 保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこころには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	母子訪問指導については、3年間の平均実施率が99%達成できました。産後のすべての家庭を訪問することで、育児不安の解消や支援を必要とする対象者の早期発見につながり、安心して子育てができるよう、支援を行いました。	母子訪問指導については、引き続き全戸訪問を継続的に実施できるよう、職員を対象とした研修内容の充実を図るとともに、支援に必要なスキル向上に努めています。また、関係機関との連携を強化することで、より質の高い体制づくりを進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)
					147		母子保健指導事業	■目的・目標：妊娠届出時の全数面接により妊婦や家族の健康状態や生活状況等を把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図ります。 ■事業概要：妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級などを開催し、妊娠中を母子ともに健康に過ごし、安心して出産し、家族が協力して子育てをすることができるよう、妊娠期からの指導及び情報提供を行います。また、子どもの権利についての啓発を行います。	妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図るため、適正に事業を実施しました。 妊娠期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊娠期を過ごすためや虐待予防の観点からも重要であり、支援関係部署や地域の医療機関、関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。	妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図るため、適正に事業を実施しました。 妊娠期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊娠期を過ごすためや虐待予防の観点からも重要であり、支援関係部署や地域の医療機関、関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。	妊娠届出により、妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し、母子保健の正しい知識の周知を図るため、安心、安全な妊娠期を過ごすためや虐待予防の観点から、安全な妊娠期を過ごすためや虐待予防の観点からも重要であり、支援関係部署や地域の医療機関、関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。	令和8年1月から、子育てアプリを活用し、妊娠届出を行えるようになり、また、妊娠期やこどもの月齢に応じた情報をプッシュ型通知をすることで、必要な情報の発信に努めることができました。また、支援者同士の縁の見える関係構築、維持するために連絡会を定期的に開催することができました。	子育てアプリを活用したプッシュ型通知により情報提供は進んだことから、より効果的な発信方法について継続的に検討していく必要があります。また、連絡会の継続により支援者間の連携は深まっているため、引き続き縁の見える関係づくりを維持継続していくことが重要です。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(ア)子どもの養育の支援 ■親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	148 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		148		健診未受診者フォロー事業	■目的・目標：健診未受診者家庭への受診勧奨及び養育状況の確認を実施し、子どもの健やかな成長発達の保障を図ります。 ■事業概要：乳幼児健診未受診の家庭に、受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を行います。	乳幼児健診未受診家庭に電話、文書、家庭訪問等による受診勧奨及び養育状況の把握を行い、必要となる支援を実施しました。	乳幼児健診未受診家庭に電話、文書、家庭訪問等による受診勧奨及び養育状況の把握を行い、必要となる支援を実施しました。今後も未受診者フォローを全区で実施し、未受診者の状況把握と支援を実施する必要があります。	乳幼児健診未受診家庭に電話、文書、家庭訪問等による受診勧奨及び養育状況の把握を行い、必要となる支援を実施しました。	乳幼児健診の受診率は96％以上を維持できました。未受診者に対しては、様々な手法を用いてコンタクトを取り、受診行動につながるよう対応を行い、必要な家庭への支援を実施することができました。	未受診者フォローを全区で実施し、未受診者一人ひとりの状況や背景を的確に把握するとともに、受診につながる要因を整理した上で、必要に応じた情報提供や個別支援を行う体制を整備する必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保護担当
		149			149		乳幼児健康診査事業	■目的・目標：各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会とします。 ■事業概要：市内協力医療機関での個別健診と各区地域ままもり支援センターでの集団健診を通じて、子どもの発育・発達を確認し、保護者への保護指導等を行います。	各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会として、適正に事業を実施しました。7か月児健診は項目を見直し、より詳細な健診となるよう変更しました。	各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会として、適正に事業を実施しました。5歳児健康診査は、審査方法等の見直しを行い、医師向け研修会を実施しました。また、令和7年1月に1か月児健診を開始しました。	各時期における子どもの発育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会として、適正に事業を実施しました。	定められた時期に健診を受診できるよう、未受診の場合にはフォローを行い、多くのお子さんが健診を受診することができました。個別の状況に応じたフォロー等へつなげ、発育・発達の支援を行いました。また、令和8年3月から、集団健診においてアプリを活用し、保護者の取って利便性の向上を図りました。	集団健診は、乳幼児健診システムを全区に導入予定しており、課題の抽出や解決に向けた対応を検討していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保護担当
		150			150		こども文化センターにおける子育て支援事業	■目的・目標：子育てでの不安や悩みを抱えている親等が、気軽にに行ける場、幼児と保護者が交流できる場を提供し、地域における子育て支援を行います。 ■事業概要：子育てでの不安や悩みを抱えている親等が、気軽にに行ける場として、こども文化センターを提供し、地域の子育て世代への支援を行い、その中で子どもの権利に関する啓発を行います。	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを相し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育て親子の交流の場として、こども文化センターを相し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。	子育て親子を対象とした行事を多く企画・実施するとともに、子育て親子が気軽に利用できる交流の場としての環境づくりがなされました。	子育て親子が安心して過ごせる居場所として、多くの子育て親子の声や意見を丁寧に把握し、気軽に利用できる交流の場としての環境づくりを継続していく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
		151			151		児童家庭支援センター事業	■目的・目標：地域において子育てや家庭の悩みについての相談・支援を行います。 ■事業概要：児童の福祉に関するさまざまな問題について、子ども、ひとり親家庭、その他の家庭からの相談に応じ、必要な助言・指導を行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図ります。	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスター）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。遠泊する子育て短期利用事業について、児童家庭支援センターにヒアリングを行いました。	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスター）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。遠泊する子育て短期利用事業については、障害児の受入に関する課題等を把握し、関係局と改善に向けた協議を始めました。	6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスター）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。児童家庭支援センターの専門性の確保について研修受訓体制を整備しました。	児童家庭センターにおける相談指導等の実施や、エートの高い子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスター）の利用調整を行い、養育支援をすることができただけでなく、施設所在地の地域のニーズに合わせた予防的支援を拡充できました。子育て短期利用事業については、障害児の受入に関する課題等を把握し、関係局と改善に向けた協議を始めました。	地域における身近な相談機関として、子育てや家庭の悩みについての相談・支援を引き続き行います。子育て短期利用事業について、増加する利用ニーズに対応するため、より利用しやすい環境を整える必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
		152			152		児童家庭相談事業	■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。 ■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和5年度相談受付件数9,248件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和5年度相談受付件数9,248件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和6年度相談受付件数9,794件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和7年度相談受付件数10,463件）。	様々な課題を抱える家庭に対して、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました。	令和8年度からこども家庭センターを本格実施することとし、多様な問題を抱えた家庭・児童への相談に対し、引き続き、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取組等を進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
		153			153		かながわこども家庭110番相談LINEの実施	■目的・目標：SNSを活用して相談を実施することで、子どもを含む相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作り、より幅広い層からの相談を受け付けます。 ■事業概要：子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました（令和5年度LINE相談件数732件）。	神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。（令和6年度LINE相談件数793件）また、市が発行する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載しました。	神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。（令和7年度LINE相談件数807件）また、市が発行する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載しました。	神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。（令和7年度LINE相談件数807件）また、市が発行する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載しました。	SNSを活用して相談を実施し、相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作ることにより、子どもを含む、より幅広い層からの相談対応を実施しました。また、市が発行する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載することで、多くの人に、気軽に相談できる窓口があることを周知しました。	子どもに関する相談への対応を通じて児童虐待の早期発見や未然予防につなげていくため、気軽に相談できる窓口として、引き続き子ども本人や保護者等に対して効果的な周知を行っていく必要があります。トレーニングチャンネルや市内各施設でのデジタルサインージ等も活用し、年間を通した周知を行っていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
		154			154		保育所等を活用した子育て支援事業	■目的・目標：保育所の特性を活用し、多様化する地域課題や子育てニーズに応じ、地域の子ども・子育て支援事業を開催し、子ども・子育て家庭に寄り添い、支える地域づくりを推進します。 ■事業概要：子育て家庭が集いやすく、相談しやすい環境を整え、多様化する子育てニーズの把握を行い、個々のニーズにあった多様な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。地域全体で子育てを見守る地域社会づくりのため、多様な主体と連携・協働しつながりづくりを行います。	5月にコロナが5類になり、保育所の実践フィールドを活用した地域の子ども・子育て支援事業を再スタートしました。子ども・子育て家庭に寄り添い、支える地域づくりを推進します。多様化する子育てニーズに対応できるよう、多様な主体と連携・協働しながら、関係機関、団体の連携強化と地域全体で子育てを見守る関係づくりのために、顔と顔の見える関係づくりを実施しました。	子どもの年齢、発達にあった環境で遊び・活動する「施設利用」「交流保育（親子でランチを含む）」など、親子のニーズに対応できるよう実施しました。外に出ることができない方を対象にした「オンライン赤ちゃん広場」やいつでもどこでも相談できる「オンライン子育て相談」を実施するなど、多様化する子育てニーズに対応できるようにしました。多様な主体と連携・協働しながら、関係機関、団体の連携強化と地域全体で子育てを見守る関係づくりのために、顔と顔の見える関係づくりを実施しました。	「施設利用」や「交流保育（親子でランチを含む）」で子どもの年齢、発達にあった環境で遊び・活動を体験できる、同年齢の子どもと交流することができるということが親子それぞれにとって悩みの解消、成長につながっています。多様な子育てニーズに応じて「オンライン赤ちゃんひろば」や相談方法が選べる「子育て何でも聞いてみよう」を実施し、子育ての悩みを共有したり、相談できる受け皿となっています。地域の子育て支援者間で合同連絡会を実施し、地域全体で子育てを見守る関係づくりを行いました。	親子が施設利用や交流保育等で実際の体験を通じて、保育士・養護士・栄養士に相談することができ、それぞれの悩みやニーズに応じて継続的な利用、支援につながっています。コロナ禍を経て、多様な主体と連携・協働しながら地域の親子に関わる支援者同士の顔の見える関係づくり、ネットワークづくりが促進されました。	保育所の特性を活用し、支援が必要な親子への個別支援を強化していきます。必要な支援の情報が地域の親子に届くよう、支援者を介してつながるように保育施設や関係機関、団体とのネットワークをつくりを引き続き行っていく必要があります。	C	こども未来局	川崎区保育・子育て総合支援センター
		155			155		就学援助制度	■目的・目標：就学援助費を支給することで、義務教育における就学の支援を図ります。 ■事業概要：経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給します。	就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。また、新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,850件支給しました。	就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。また、新小・中学1年生の就学援助費（新入学準備金）にオンライン申請を導入しました。新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,963件支給しました。	就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。また、新小・中学1年生の就学援助費（新入学準備金）にオンライン申請を導入しました。新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,594件支給しました。	経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給することで、義務教育における就学の支援を図ることができました。	すでに市立小・中学校に通う児童生徒のいる世帯へは直接制度案内等を毎年送付しておりますが、引き続き制度の周知、わかりやすい申請方法等のご案内など、広報の強化については、継続していく必要があります。	C	教育委員会事務局	学事課
		156			156		高等学校奨学金制度	■目的・目標：奨学金を支給することで、高等学校での修学の支援を図ります。 ■事業概要：能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金を支給します。	高校生への奨学金を、学年資金で671件、入学支度金で166件支給しました。また、入学支度金について、オンライン申請を導入しました。	高校生への奨学金を、学年資金で578件、入学支度金で176件支給しました。また、学年資金について、オンライン申請を開始しました。	高校生への奨学金を、学年資金で602件、入学支度金で185件支給しました。	経済的に修学が困難な方等に対し、奨学金の支給により必要な支援を行うことができました。また、オンライン申請の導入により、申請手続の負担を軽減することができました。	引き続き、高等学校奨学金制度を適切に運用し、高校生への支援を継続していくとともに、申請のオンライン化に伴う業務プロセスの見直しやオンライン申請の推進等について検討する必要があります。	C	教育委員会事務局	学事課
		157			157		日吉地区赤ちゃん相談・赤ちゃんはいはいあそびのつどい	■目的・目標：子育て中の親子が地域の人々と出会う場として交流しながら安心して子育てができるよう支援します。また親子が地域の大人、中学生と交流する場として世代間で交流し、互いに育みあい成長できるまちづくりを目指します。 ■事業概要：日吉地区の町内会・自治会で毎月1回赤ちゃん相談を実施します。また、年に1度、区と地域、日吉中学校で赤ちゃんのつどいを実施し、乳幼児の保護者と近隣・地域住民との交流を図るほか、中学生の地域活動への参加を促進します。	10月5日（木）午前、4年ぶりに親子86組、中学3年生121名、ボランティア44名が参加し、日吉中学校にて開催しました。住民を中心とした実行委員会を4回実施し、ハイハイあそび、親子あそび、中学生や地域の赤ちゃん相談会の運営ボランティアとの多世代交流を行い、賑やかなイベントとなりました。	赤ちゃんのつどいは、10月3日（木）午前、親子80組、中学3年生140名、ボランティア45名が参加し、日吉中学校にて開催しました。住民を中心とした実行委員会を3回実施し、ハイハイあそび、親子あそび、中学生や地域の赤ちゃん相談会の運営ボランティアとの多世代交流を行い、賑やかなイベントとなりました。	12月4日（木）午前、親子56組、ボランティア45名が参加し、日吉総合庁舎にて開催しました。今年度は日吉中学校体育館の改修工事、選挙などがあり、例年と開催時期・開催場所が変更となりました。住民を中心とした実行委員会を3回実施し、ハイハイあそび、親子あそび、中学生や地域の赤ちゃん相談会の運営ボランティアによるパラバルーン、風船ボール遊び、抱っこアートなどで、にぎやかなイベントとなりました。	3年間を通じ、孤立しがちな母子のつながりの場とただだけでなく、地域住民、中学生、母子世代間交流の場としても大変重要な役割を果たすことができました。アングケットにおいても「とてもよかった」「よかった」が合わせて100％。「地域の一部に閉じこめられた感じがうれしい」との声も聞かれ、高い満足度を得ることができました。	令和8年度は10月1日（木）に日吉中学校で開催予定としています。中学3年生も参加した世代間交流を図っていくとともに、孤立しがちな母子のつながりの場としていく必要があると見えています。	C	幸区役所	地域支援課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	14 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18案		158	83	子どもの発達支援事業（幸区）（再掲）	■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「じっとしていられない」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上の変りや悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。 ■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩みを抱えている保護者が、子どもとの向き合い方や子どもの力を伸ばす関わりを学ぶ講座を開催します。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう!」を年5回（6月23日29名、8月25日19名、10月27日18名、12月1日11名、2月2日28名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわり方について知ろう!」を年4回（7月31日24名、10月17日15名、1月13日19名、2月20日17名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう!」を年5回（6月28日15名、8月23日22名、10月4日18名、12月6日19名、2月2日30名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわり方について知ろう!」を年4回（7月5日11名、9月2日10名、1月22日6名、1月30日13名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう!」を年5回（6月6日19名、8月1日11名、10月3日21名、12月5日2名、2月27日17名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわり方について知ろう!」を年2回（6月27日19名、11月28日11名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	子どもたちの成長発達に関する不安や困り感のある父母など、親子が直面している課題に対して、心理士による適切な内容を実施し、今後のフォローに持たせられる講座を開催することができました。 参加者のアンケートでは、「とても参考になった」「参考になった」で100%となっており、親子の課題や父母の不安や困り感を解消する一助となることができました。	令和7年度で本事業は終了となりますが、これまでの取組で得られた成果や知見を生かし、既存の事業に学習会の要素を取り入れることで、発達支援が必要な子どもとその保護者への支援の充実に取り組む必要があります。	C	幸区役所	地域支援課課
				159	講師派遣事業（幸区）	■目的・目標：子育てに不安や悩みを抱えている子育てで家庭に対して身近にある保育園の保育士、看護師、栄養士などの専門職が講座を開催したり相談に乗ることによって子育てでの不安を軽減します。また、保育ボランティアの育成に繋がります。 ■事業概要：地域子育て支援センター等で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座、保育ボランティア講座等を実施します。	地域子育て支援センター等で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座を実施しました。民間保育園の職員にも親子で講座として暮らせる地域づくりの大切さや地域親子のニーズ等を説明し、理解を得ながら、まずは公立保育所や保育給食支援担当の職員が行う様子の見学や、講座の一部をこなす部分形、共に取り組む、参加者への相談対応を行いました。 ・食育講座 3回実施（32名） ・健康講座 1回実施（16名） ・子育て講座 6回実施（84名） ・保育ボランティア講座 1回実施（5名）	地域子育て支援センター、市民館等で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座を実施しました。民間保育園の職員にも親子で講座として暮らせる地域づくりの大切さや地域親子のニーズ等を説明し、理解を得ながら、まずは公立保育所や保育給食支援担当の職員が行う様子の見学や、講座の一部をこなす部分形、共に取り組む、参加者への相談対応を行いました。 ・食育講座 1回実施（13名） ・健康講座 1回実施（16名） ・子育て講座 3回実施（56名）	地域子育て支援センターや市民館等で「子育て講座」6回（60名）、「食育講座」3回（28名）、「健康講座」3回（26名）「ボランティア講座」1回（9名）を実施しました。民間保育園職員には地域の親子のニーズや安心して子育てできる地域づくりの重要性を共有し、協働して取り組みました。民間職員は相談対応や相談の一部、または主となる部分を担い、身近に相談できる大人が増えることで子どもと保護者が安心して参加できる環境づくりにつなぐりました。また、公立保育所職員が主となった回では民間職員の学びの機会を提供し、地域を支える人材の専門性向上を促しました。	令和5～7年度の3年間、保育士・看護師・栄養士などの専門職による講座と相談を継続実施し、子育て家庭が身近に支援へつながれる環境を整えました。3年間の実績は、子育て講座15回（200名）、食育講座7回（73名）、健康講座5回（58名）、保育ボランティア講座2回（14名）です。公立・民間保育園職員が協働して取り組み、相談に応じる大人が地域に増えたことで、子どもの安心して育つ権利や最善の利益を支える体制が強化されました。	各講座には一定数の参加があり、子育て世代からの関心の高さがうかがえます。このニーズに応えつつ、保育士の業務負担にも配慮しながら、持続可能な講座の実施方法について検討していく必要があります。	C	こども未来局	幸区保育総合支援担当		
				160	こどもの外遊び・地域人材育成推進事業	■目的・目標：ケアの必要な子どもへの対応や子どもが主体的に遊べる場づくりに必要な知識を持った地域人材を育成する。 ■事業概要：乳幼児期の親子及び学齢期の児童を対象とした身近な公園等での交流の場として「おでかけほかほか（おでほか）」や「フレイパーク」を年間幸区内の公園等で開催する。	区内公園6カ所で、乳幼児の親子向けに「おでかけほかほか」を50回程度実施したほか、学齢期の児童向けに「フレイパーク」を8回開催しました。また、諏訪公園や鹿島田ガクナゴト広場での取組を今年度も継続して実施するとともに、幅広い地域での取組を展開しました。 さらに、ラゾーナ川崎プラザにおいてもイベントを3回実施するなど、幅広い地域での取組を展開することができ、多くの参加者が訪れました。（参加人数1,591人）	区内公園6カ所で、乳幼児の親子向けに「おでかけほかほか」を50回程度実施したほか、学齢期の児童向けに「フレイパーク」を8回開催しました。また、今年度も諏訪公園や鹿島田ガクナゴト広場、ラゾーナ川崎プラザにおいてもイベントを3回実施するなど、幅広い地域での取組を展開することができ、多くの参加者が訪れました。（参加人数1,651人）	ラゾーナ川崎プラザを含める区内7カ所の広場で、乳幼児の親子向けに「おでかけほかほか」を50回程度実施したほか、学齢期の児童向けに「フレイパーク」を8回開催しました。また、外遊びの場または主となる部分を担い、身近に相談できる大人が増えることで子どもと保護者が安心して参加できる環境づくりにつなぐりました。また、公立保育所職員が主となった回では民間職員の学びの機会を提供し、地域を支える人材の専門性向上を促しました。	より多くの区内保護者が参加できるように効果的な広報を行うとともに、より多様な公園での広場の開催を検討する必要があります。区内での大型マンション建設により、子育て世帯の転入者が増加傾向にあることから、子育て世帯が地域で孤立することのないよう、地域の身近な公園で親同士や子ども同士が交流できる場を引き続き確保していく必要があります。	C	幸区役所	地域ケア推進課			
				161	子育て支援推進事業	■目的・目標：転入が多く、核家族化等で孤立して子育てに不安を抱える母親が増えているため、区内で子育てをする親子の仲間づくりや居場所づくり等の促進を図り、子育てのしやすい地域コミュニティづくりを推進するための事業を実施します。 ■事業概要：子育てを地域で支えることにより、地域で子育てすることの楽しさや安心感を感じ、仲間づくりや居場所づくり等の促進を図るため、区内7地区12カ所で子育てサロン等を実施します。	中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン12カ所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンを5カ所で実施し、親子が交流を行いました。	中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン12カ所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンを6カ所で実施し、親子が交流を行いました。	参加者同士のつながり（サロン終了後に連絡先を交換し合うなど）だけでなく、保護者や地域の民間保育園の保育士などの専門職とつながりが持てる場を提供したことで、子育て世帯の不安を解消できました。	子育てボランティアスタッフは、地域の支援活動において重要な役割を担っていますが、近年は高齢化や人材の固定化が進んでいます。既存スタッフの経験や知見を生かしつつ、世代交代や担い手の裾野を広げていく対応が必要です。	C	中原区役所	地域ケア推進課			
				162	中原区地域子育て支援事業	■目的・目標：地域で安心して子育てができるように、地域のボランティアと共に多胎児の親子の支援を行います。 ■事業概要：地域のボランティアと共に多胎児の妊婦や育児中の親と子の交流の場の提供及び情報発信として「ピーナッツ通信」を発行します。また、乳幼児健診において、ボランティアによる見守り、地域情報の提供を行うと共に、待合時間や計測の場の環境整備を図ります。令和5年度より市の予算を活用し、実施していく方針となりました。	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッズ）を9回開催しました。また地域の会場で実施している多胎児交流会を今年度よりツインキッズと統合し、ツインキッズイベントとして3回開催し、計12回開催しました。イベントでは保育士や体操指導員を講師として迎え、親子ヨガや親子体操・親子遊びを実施しました。併せて、多胎児育児支援ボランティアの定例会を年6回実施しました。ボランティアの方々と活動方針や役割分担、最近の多胎児育児について意見交換を行いました。安定した運営を目指すと共に、ピーナッツ通信を発行して多胎児世帯への情報提供や事業の普及啓発を年度末に配布しています。また、乳幼児健診の中ではボランティアによるみまもりや安全でスムーズな健診実施となるよう環境調整や整備を実施し、必要に応じた地域情報の提供も行っています。	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッズ）を月1回、年12回開催し、そのうち3回（5月7月10月）をツインキッズイベントとして開催しました。イベントでは保育士や体操指導員を講師として迎え、親子ヨガや親子体操・親子遊びを実施しました。併せて、多胎児育児支援ボランティアの定例会を年6回実施しました。ボランティアの方々と活動方針や役割分担、最近の多胎児育児について意見交換を行いました。今年度はボランティアの方々に向けて「中原区で子育てをする親子の現状」の研修をおこない最近の子育て世帯に関する情報提供・意見交換も行っています。安定した運営を目指すと共に、ピーナッツ通信を発行して多胎児世帯への情報提供や事業の普及啓発を年度末に行なっています。	令和5年度は延べ46組、令和6年度は延べ36組、令和7年度は延べ81組（2月まで）と多胎児を持つ親子の集いに多くの方に参加してもらうことができています。参加者同士で子育てに関する悩みや多胎児ならではの子育てで方法の情報交換がされており、多胎児育児でいる方々の交流の場として活用されています。積極的な交流の機会が継続できおり、地域とのつながりを持つ機会となりました。	ボランティアのなり手が減少しており、新たなボランティアを確保していくことが課題となっています。今後はボランティア養成講座の広報に関して検討し、養成講座の参加者を増やしていく必要があります。	C	中原区役所	地域支援課			
				163	84	子どもの発達支援事業（中原区）（再掲）	■目的・目標：発達に何らかの課題がある子どもとその保護者が地域の中で安心して生活できるように、発達課題の理解を深めるための情報提供や保護者同士の相互支援の推進、課題解決に向けての検討等を行うことで、発達支援活動の向上を図ります。 ■事業概要：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が情報や課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。また発達に課題を持つ就学前・就学後の子どもと保護者を対象とした交流会（子どもの発達支援セミナー・保護者ミーティング）の開催により、保護者の子どもへの対応スキル向上をめざすとともに、保護者相互支援を推進します。	保護者向けの子どもの発達支援セミナー9回、保護者ミーティングを7回開催しました。参加者からは「思い悩みを分かち合えた」「思っていることを聞いてもらえて気持ちよくなった」などの感想をいただき、保護者が子どもへの理解を深めたり個別性にに応じた対応を学ぶ場となりました。子どもと発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。	中原区子どもの発達支援事業として、就学前の保護者向けの『子どもの発達支援セミナー』を8回、就学後の保護者向けの『保護者ミーティング』を8回開催しました。参加者からは「就学に向けて具体的なイメージが湧く」「1人ではなかったと思えた」「様々な情報交換ができた」などの感想をいただき、保護者が発達課題のある子どもへの理解を深めたり個別性にに応じた対応を学ぶ場となりました。また、子どもと発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。	発達特性のある就学前の児を育てる保護者対象の『子どもの発達支援セミナー』を9回、発達特性のある就学児を育てる保護者対象の『保護者ミーティング』を8回開催し、子どもと保護・福祉を連携しました。参加者からは話す・聞くのバランスがちょうど良く、本事業が「情報やヒントをもらえる場所」「同じ立場の人達と出会える場所」との声を得ました。また保護者ミーティングにおけるアンケートの回答者の93%が年度にも継続参加したいとの希望を頂きました。子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。	3年間通して発達特性のある子どもを育てる保護者が地域で孤立せず、繋がりをもって当事者同士で支え合うコミュニティを醸成できました。他6区では実施されていない事業であることから、参加者アンケートにおいても継続参加を希望する声が高い水準で寄せられており、本事業への期待の大きさが実感できます。	3年間の登録者は平均30名前後であるものの、毎回の参加者は10名程度にとまっています。参加の潜在的ニーズは一定程度見込めることから、周知の強化を図り、講師や委託先と連携・協力しながら、より参加しやすい運営の在り方を検討していく必要があります。	C	中原区役所	地域支援課	
		164		保育士・看護師・栄養士の講師派遣・職員交流	■目的・目標：各保育施設において職員が子どもの権利を理解し、保育の質の向上に繋がる講座を行います。また、保護者の子育て力の向上や子育て支援者の人材育成を図ります。 ■事業概要：各保育施設のニーズに合わせて職員の交流や専門職員の派遣をし、講座・意見交換を行います。地域の保育施設・子育て関係施設・自主グループ等に講師として専門職（保育士・看護師・栄養士）を派遣し、経験・知識・技術等を研修・講座を通して伝えます。ニーズに応じて発達相談支援コーディネーターを派遣し、子どもの発達に合わせた保育や保護者対応について助言します。	子育て支援者の人材育成のために保育園を活用した保育実習を行い、支援者育成の研修の講師を務め、子どもとの関わり方について子どもの権利を含め、保育士・栄養士・看護師の視点で助言やポイントを伝え育成に向けた支援を行いました。特別な配慮が必要なお子さんや保護者についての民間保育所からの相談に応え、公立保育所の発達相談支援コーディネーターの資格を有する職員を派遣しました。悩みを共有し、課題を検討した上で、保育に必要な情報や具体的な保育の方法を共有しました。	ふれあい子育てサポート事業のヘルパー会員向けに、保育士が「子どもとの関わり」と「保護者との関わりについて」等の講座で「川崎市子どもの権利条例」について紹介しました。特別な配慮が必要なお子さんや保護者についての相談について、公立保育所の発達相談支援コーディネーター研修を受講した職員を派遣し、民間保育所からの相談にもそのお子さんにとってのような支援が必要か一緒に考え実践できるようにした。また関係機関とも連携し、場所を移動したきうサポートなからはらの周知等も行いました。	講師派遣をした、ふれあい子育てサポート事業のヘルパー会員向けや中原区のボランティア養成講座で、保育所等での保育士子どもとの関わりや保護者との関わりについて紹介し、「川崎市子どもの権利条例」について紹介しました。特別な配慮が必要なお子さんや保護者についての相談について、公立保育所の発達相談支援コーディネーター研修を受講した職員を派遣し、民間保育所からの相談にもそのお子さんにとってのような支援が必要か一緒に考え実践できるようにした。また関係機関とも連携し、場所を移動したきうサポートなからはらの周知等も行いました。	ボランティア養成講座やふれあい子育てサポート事業ヘルパー会員等の講師を派遣する機会が多く、現在の保育所等での子どもへの関わりや子どもの人権に配慮した保育を実施していることを具体的に紹介することができました。また、特別な配慮が必要なお子さんへの支援にも公立保育所の発達相談支援コーディネーターを派遣し子ども一人一人にとってどのような支援が必要か一緒に考え実践できるようにした。同じ状況の方で集まることにより、仲間づくりの機会にもなりました。	子どもの権利について保育所等の理解は広がってきているが、実践に結びついていないところもあり、実践に結びつけて考えたり、事例を紹介できるようにしていきます。また、特別な配慮が必要なお子さんへの支援については個々で状況が異なるので、職員を派遣し、一緒に考え、継続した支援ができるよううにいく必要があります。	C	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター			
		165	welcome to なかはらひろば（公立保育園）	■目的：初めての子育てや新しい土地での不安や孤立感が軽減できるよう、連続講座を開催し、地域の子育て資源や子育てに関する情報の提供、参加者同士の交流などを図り、支援につなげます。 ■事業概要：転入者第1子または、子育て中の転入者に対し、3回連続講座を行う中で地域の子育て資源の情報、専門職による子育て講座の実施、参加者間でワークショップを行い、専門員に関する不安感・孤立感の軽減します。	転入者に対し、公立3園が3回～4回連続講座を開催し地域の情報や専門家による子育て講座を実施しました。同じ参加者が毎回参加することで子育ての楽しさを伝え、仲間づくりができる内容に取り組みました。区内公立保育園3園、延べ190名	転入者やはじめての子育てをされている方、対象に公立2園が年間3～4回、1園が毎月行う遊びの広場を開催し不安や孤立感が軽減できるように専門職による講座を開催し仲間づくりができる内容に取組みました。（315名参加）	転入者やはじめての子育てをされている方に、保育士や看護師の専門職が講座を実施したり、個別相談に対応することで、継続して支援を実施できる関係を作ることになった。同じ状況の方で集まることにより、仲間づくりの機会にもなりました。	地域のより参加の状況の差がある。また、育休制度も充実してきて、土曜日だけでなく、平日にも父親が子育て支援に参加できる状況が出てきている。各地域の状況に合わせた支援の実施方法を考えていく必要があります。	C	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター					

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 案文	重点的 取組	Nr.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(7)子どもの養育の支援 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域において、子ども に関わる大人が子どもの権利を保障する よう、支援します。	164 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18案		166		川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業	■目的・目標：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、生活援助・子育て支援のサービスを提供し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。 ■事業概要：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、月10日から一年度240時間まで、生活援助・子育て支援のサービスを提供します。	今年度から、課設世帯への利用者負担を廃止し、所得に関わらず無料で利用できるようになりました。 家庭生活支援員を延べ479名派遣しました。支援員の登録数は81名となりました。 養成研修を開催し支援員の新規登録を図ったほか、既登録の支援員向けの研修も実施することで資質の向上に努めました。 各種支援機関から繋がる要支援家庭については、より適切な活用につながるよう特に丁寧かつ粘り強く調整に努めました。	家庭生活支援員を延べ292名派遣しました。 支援員の登録数は82名となりました。 支援員単当の増設を行うことで、新規登録者の増を図ったほか、既登録の支援員向けの研修も実施することで資質の向上に努めました。 各種支援機関から繋がる要支援家庭については、より適切な活用につながるよう特に丁寧かつ粘り強く調整に努めました。	家庭生活支援員を延べ403名派遣しました。支援員の登録数は86名となりました。 支援員単当の増設を行うことで、新規登録者の増を図ったほか、既登録の支援員向けの研修も実施することで資質の向上に努めました。 各種支援機関から繋がる要支援家庭については、より適切な活用につながるよう特に丁寧かつ粘り強く調整に努めました。	適切なマッチングと必要な方への支援実施により、ひとり親家庭の日々の生活・子育ての助けになっています。 また、要支援家庭等については関係機関と連携し、当該制度にこだわらず適切な支援に繋げる等の対応もっており、制度の利用調整だけでなくとまらない寄り添った支援を実施しています。	引き続き、支援員の確保とマッチング率の向上が課題であるため、支援員養成研修の受講者の利便性向上について検討するとともに、多方向への広報を行うことで支援員の増員を図りながら、事業実施に取り組んでいく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当)
					167		子育て支援事業	■目的・目標：子育てに対する不安や悩み等の軽減及び子育て当事者の育児力の向上を図ります。 ■事業概要：育児の基礎知識を習得し、子育てに対する不安や悩み等の軽減を図る講座を実施します。 また、子育て中の保護者や子育て支援に関心のある区民が、子どもと共に楽しく過ごしながら、関連する情報が得られるイベントを開催します。	子育て支援講座は、「親育ちプログラム」として、4週連続の参加型講座を4回(5月、8月、11月、2月)実施し、計母子64組が参加しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため減らしていた定員を11月開催時から拡大しました(14組⇒20組)。 11月25日(土)に第19回高津区子ども・子育てフェスタを高津市民館で開催。親子等を対象に、子育てグループ、子育てを支援する団体・機関などを紹介する展示や催し物を開催し、約1,600人の来場者がありました。	子育て支援講座は、「親育ちプログラム」として、4週連続の参加型講座を4回(5月、8月、11月、2月)実施し、計75組の母子が参加しました。 11月16日(土)に第20回高津区子ども・子育てフェスタを高津市民館で開催。親子等を対象に、子育てグループ、子育てを支援する団体・機関などを紹介する展示や催し物を開催し、約2,000人の来場者がありました。	子育て支援講座は、「親育ちプログラム」として、4週連続の参加型講座を5回(5月、8月、10月、12月、2月)実施し、計79組の母子が参加しました。 11月16日(土)に第21回高津区子ども・子育てフェスタを高津市民館で開催。親子等を対象に、子育てグループ、子育てを支援する団体・関係機関を紹介する展示や催し物を開催し、約1,600人の来場者がありました。	「子育て支援講座」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を減らしていましたが、この3年間でコロナ禍以前の体制で運営できるようになりました。初めて子育てをする母親に子育ての不安を取り除くための情報や知識を提供するとともに、各回4週連続講座への参加を通じ、参加者同士の仲間づくりを支援することができました。 イベント開催では、年々イベント運営に係る団体・関係機関が増加し、子育てに関する情報等を提供を行うことができました。	「子育て支援講座」については、今後も安定した講座運営を継続しながら、参加した母親の不安や悩みに応じて、その後の適切な支援につながるような相談機関の紹介、情報提供が必要になります。 アンケート結果をもとに、運営(参加団体)と来場者の要望になるべく応えられるよう運営会議で念入りに準備を行い、更に来場者を増やしていく必要があります。	C	高津区役所	地域ケア推進課
					168		多胎児育児支援「さくらんぼ」	■目的・目標：多胎児育児の大変さを参加者で共有し、育児力アップにつなげます。 ■事業概要：リスクを伴う多胎児育児に関する情報交換、育児相談、親子あそび等を実施し、多胎児育児の支援を行います。	双胎などの多胎児とその親を対象に、情報交換や交流、育児相談のための「さくらんぼの会」を計9回、実施しました。年間で計17組(母子15組、妊婦2組)が参加がありました。子育てセミナーをさくらんぼの会に合わせて2回開催し、多胎児育児に関する情報提供や、養育中の親同士との交流の促進を行いました。子育てボランティアの参加も促し、安全に会を実施しました。	双胎などの多胎児とその親を対象に、情報交換や交流、育児相談のための「さくらんぼの会」を年11回、実施しました。年間延べ60組(うち妊婦3組)の参加がありました。子育てセミナーをさくらんぼの会に合わせて1回開催し、親子体験やリラクゼーション体験や養育中の親同士の交流の促進を行いました。子育てボランティアの参加も促し、安全に会を実施しました。	双胎などの多胎児とその親を対象に、情報交換や交流、育児相談のための「さくらんぼの会」を年9回、実施しました。年間延べ41組(うち妊婦3組)の参加がありました。子育てセミナーをさくらんぼの会に合わせて1回開催し、親子体験やリラクゼーション体験や養育中の親同士の交流の促進を行いました。子育てボランティアの参加も促し、安全に会を実施しました。	多胎児を育てる親同士が交流する場を提供することにより、多胎児を持つ親ならではの育児の困りごとや、楽しさを共有することができ、子どもたちの養育の充実につながりました。子育てボランティアが会に参加することにより、子どもたちが親以外の大人と接する機会の提供や親の休息に持つようになりました。	引き続き、地域で支え合いながら子育てできる環境を構築していくため、アンケート結果等も踏まえながら、区内の子ども・子育て支援に係る団体同士や区民のつながりを意識した有意義な会議の開催及び研修会を実施していく必要があります。	C	高津区役所	地域支援課
					169		地域での子育て支援「すくすく講座」	■目的・目標：地域において、養育に不安のある親等の参加を促し身近な地域のつながり作りを行います。 ■事業概要：地域子育て支援センターと連携し、育児相談、子育てに関する知識の普及等、子育て支援を実施します。	区内8か所の地域子育て支援センターにて、それぞれ1～3回、合計101組の親子に対し育児や子育てに関する講座を行いました。講話の後は、個別の育児相談を実施し、子育てに関する正しい知識の普及を行いました。	区内8か所の地域子育て支援センターにて、それぞれ1～3回、合計192組の親子に対し育児や子育てに関する講座を行いました。講話の後は、個別の育児相談を実施し、子育てに関する正しい知識の普及を行いました。	区内8か所の地域子育て支援センターにて、それぞれ1～3回、合計243組の親子に対し育児や子育てに関する講座を行いました。講話の後は、個別の育児相談を実施し、子育てに関する正しい知識の普及を行いました。	区民にとって身近な地域子育て支援センターで育児相談や講話を行うことにより、親同士の交流の促進され、子どもたちが子育てで支えセンターに出かける機会を増やすことができました。また、親が正しい育児の知識を身に付け、育児不安が軽減されることにより子どもの育つ環境整備につながりました。	事前に地域子育て支援センターと打ち合わせを行い、対象児の年齢や人数、テーマ等を共有した上で実施することで、センターの広報にも生かすことができました。今後も、地域子育て支援センターとの密な情報交換を行いながら、連携した取組を継続していく必要があります。	C	高津区役所	地域支援課
					170		地域子育て支援事業「あつまれキッズ」	■目的・目標：子育て家庭の現状や抱えている問題、特性をつかみ、関係団体と連携し、地域の保護者の仲間づくりを支援し育児力の向上につなげます。 ■事業概要：地域の0～3歳の子どもを持つ親子を対象に、年間を通して親子遊びや座談、育児相談等を実施し、子育て中の母親たちの仲間づくりを支援し育児力を高めます。	子育て中の親子が安心して参加し親子同士の繋がりがつくりのきっかけを作る場として、0歳親子を対象とした「あつまれ！ひよこキッズ」を2会場、1～2歳親子を対象とした「あつまれ！1・2キッズ」を2会場で、年間計44回実施し、延べ886名の親子が参加しました。関係機関と連携した個別支援が必要な親子を受け入れました。0歳親子を対象としたオンライン交流の場として「オンラインひよこキッズ」を年11回実施し、出産後もなかなかの方や双子・お兄の参加がありました。	子育て中の親子が安心して参加し親子同士の繋がりがつくりのきっかけを作る場として、0歳親子を対象とした「オンラインひよこキッズ」を3会場と合同開催し、7回実施、0～2歳親子を対象とした「あつまれ！キッズ」を3会場、年間計33回実施し、延べ2,065名の親子が参加しました。関係機関と連携した個別支援の必要な親子を受け入れました。	子育て中の親子が安心して参加し親子同士の繋がりがつくりのきっかけを作る場として、0～2歳親子を対象とした「あつまれ！キッズ」を3会場、年間計33回実施し、延べ2,322名の親子が参加しました。関係機関と連携した個別支援の必要な親子を受け入れました。	「あつまれ！キッズ」は子育て中の市民にとり、関係機関にも広く周知され、申し込みの多い事業となっており、子育て中の保護者の支援、仲間づくり、子どもたちの健やかな成長に役つくことができました。	「あつまれ！キッズ」は開催場所によって申込状況に差が見られることから、会場ごとの立地や利用者の特性や参加状況に影響していると考えられます。今後は、こうした状況を踏まえ、対象となる子育て家庭により分かりやすく情報が届くよう、広報媒体や周知方法の工夫について検討していきます。		こども未来局	高津区保育総合支援担当
					171		ウェルカム！みやまえキャンペーン	■目的・目標：子育て世帯の転入が多い宮前区において、子育て中の転入者へ向け、区内子育て情報の提供を行うほか、子育て支援団体等の紹介や仲間づくりの場を提供します。 ■事業概要：うえるかむキャンペーン及びうえるかむクラスを実施し、育児の孤立化を予防します。	転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)において、子育てグループ等にも参加を呼びかけ、参加者に向けて活動を周知する場を提供しました。計10団体に参加し、参加者のグループへの参加・新規メンバー加入につながりました。	転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)において、子育てグループ等にも参加を呼びかけ、参加者に向けて活動を周知する場を提供しました。計11団体及び保育園が参加し、グループへの参加・新規メンバー加入につながりました。	転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)において、子育てグループ等にも参加を呼びかけ、参加者に向けて活動を周知する場を提供しました。計11団体及び保育園が参加し、グループへの参加・新規メンバー加入につながりました。	3年間を通して、子育て世代の交流の場づくりや、地域の子育て支援に関わる住民・団体のネットワークづくりを行いました。	より効率的・効果的なイベント等の実施に向け、執行体制等の見直しや、広報の手法等について検討する必要があるため、庁内外と連携・協力して実施していく必要があります。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
					172		子育てサロン・自主グループ交流会	■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域で活動する団体間の連携やネットワークの強化を図ります。 ■事業概要：乳幼児を持つ保護者にとって地域とつながる「はじめの一歩」である子育てサロンや広場、また、地域で活動している子育てグループのそれぞれについて、情報共有の場を提供し、団体間の連携強化を図ります。	「宮前区子育てグループ・サロン・赤ちゃん広場等交流会」を実施し、延べ17団体・21名が参加しました。グループワークによる相互の活動情報の共有、運営上の悩みに関する意見交換等を行い、グループ同士がつながるきっかけを提供しました。	「宮前区子育てグループ・サロン・赤ちゃん広場等交流会」を実施し、延べ22団体・26名が参加しました。グループワークによる相互の活動情報の共有、運営上の悩みに関する意見交換等を行い、グループ同士がつながるきっかけを提供しました。	「宮前区子育てグループ・サロン・赤ちゃん広場等交流会」を実施し、延べ22団体・26名が参加しました。グループワークによる相互の活動情報の共有、運営上の悩みに関する意見交換等を行い、グループ同士がつながるきっかけを提供しました。	3年間を通して、地域の子育て支援に関わる住民・団体の連携強化を行いました。交流会の実施により、団体が抱える活動内容や運営上の課題について理解を深めることができています。また、団体同士が顔の見える関係を築くきっかけとなり、地域における子育て支援ネットワークの強化が図られました。	出席者が毎年変わる団体もあるため、引き続き交流会を開催し情報共有を行い、連携強化に向け実施していく必要があります。 団体同士がつながり、情報共有や相互理解が深まる効果が出ていることから、出席者が毎年変わる団体もある中でも、引き続き交流会を開催し、継続的な情報共有と連携強化に向けて取り組んでいく必要があります。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
					173		冒険遊び場活動支援事業	■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗などしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指す。 ■事業概要：公園を活用し、与えられた道具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことができる場を提供します。	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことができる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や区内の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施しました。また、各プレーパークのスタッフが集まり意見交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施し、各団体の情報共有等を行いました。	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことができる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や区内の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施しました。また、各プレーパークのスタッフが集まり意見交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施し、各団体の情報共有等を行いました。	区内5か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことができる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や区内の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施しました。また、各プレーパークのスタッフが集まり意見交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施し、各団体の情報共有等を行いました。	3年間を通して、区内の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会を確保することができました。 また、区内の行事等で「出張冒険遊び場」を実施し、活動の普及啓発をするとともに、新たな外遊びの場の提供を行いました。	共働き世帯の増加等により、活動の担い手が不足している団体があるため、担い手確保・育成の取組が必要と考えます。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
					174		こども・子育て支援講演会等事業	■目的・目標：社会が一丸となって子育てを支援していく地域づくりを目指します。 ■事業概要：区の課題に対応したテーマを中心に、地域全体に向けて子育てや子育て支援への理解を深めてもらうための普及啓発の講演会や催し等を実施し、子育て世帯の不安やストレスの軽減や、社会が一丸となって子育てを支援していく地域づくりを推進します。	「地域子育て支援者スキルアップ講演会」は「子どもと大人が共に育つ遊びの魅力とその伝え方」をテーマに9月に対面で実施し参加者が30名、「デジタルネイティブ世代の保護者との関わり」をテーマに12月に対面とオンラインのハイブリットで実施した「こども子育て支援講演会」の参加者は19名の計49名が参加しました。現代の社会における子育て環境の変化や、今の保護者に対する具体的な支援方法の学び等、実践に活かせるような講演会を実施しました。	「地域子育て支援者スキルアップ講演会」は「絵本から学ぶ子育て支援」をテーマに10月に実施し、23名の参加がありました。	「地域子育て支援者スキルアップ講演会」は「わくわくするおもちゃってどんなの？～作って、遊んで、子どもをもっともっと知る～」をテーマに9月に実施し、子育てサークルからの参加も合わせて16名の参加がありました。実際に市販のおもちゃを手に取りながら遊び方のバリエーションや子どもと関わる時の心持ちを体験を持って学べ、また、手作りのおもちゃ作りは子育てや地域子育て支援の場で行ってほしいという声がありました。	参加者同士での気づきの共有も大切にして、対面で、実技も含めた実践的な内容で実施しました。参加者からは地域子育て支援の場でおもちゃを手に取り入れていきたいとの声が寄せられ、取組の実践性と有用性が高いことが確認できました。	より多くの支援者に参加いただくために、テーマについて参加対象者に聞き取りを行い、参加者の関心が高い、子育て支援の実践を深められる内容にするとともに、事業の周知がされるよう、広報を行っていく必要があります。	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	14 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18案	175	「だんだんの会」	■目的・目標：人付き合いや人前で話すことが苦手な親子、地域支援へ繋がりが分らず地域から孤立している親子、初めての子育てや転居により地域を知らない親子を対象に、少人数グループで情報交換や地域の子育て情報を伝え、地域資源へ繋げます。 ■事業概要：区の就学前の保護者が地域と繋がり子育てにゆとりと自信を持てるよう、地域ニーズに即し、月1回3～4地区で実施します。1家族参加回数5回を上限とし、子どもを遊ばせながら育児相談をし、家でもできる親子遊びの紹介を行います。	対面は8月を除き毎月実施しています。オンライン版は9月から開始し、合計130名が参加しました。 基本的には地区担当保健師の紹介により、必要とする方が参加し、少人数の安心できる環境の中で、地域での仲間づくりや育児不安の解消に結びつくフリートークや、保育士による遊びの紹介を行ってきました。2月実施分まで計24名が参加しました。 オンラインでの実施については名称を変え、麻生区との合同開催とすることとしています。	8月を除き毎月実施しました。地区担当保健師の紹介により、必要とする方が参加し、少人数の安心できる環境の中で、地域での仲間づくりや育児不安の解消に結びつくフリートークや、保育士による遊びの紹介を行ってきました。計37名が参加しました。 また、今年度は区内全体で対象者を受け入れるために、生田保育園・菅保育園の「遊びの広場」に機能室内包しハブリット型として実施し、計297名(うち紹介ケース12名)の参加がありました。	地域子育て支援センターがない河原町・長尾地区、緑化センター会場においては、8月を除き毎月実施しました。地区担当保健師の紹介により、必要とする方が参加し、少人数の安心できる環境の中で、地域での仲間づくりや育児不安の解消に結びつくフリートークや、保育士による遊びの紹介を行ってきました。計37名が参加しました。 また、今年度は区内全体で対象者を受け入れるために、生田保育園・菅保育園の「遊びの広場」に機能室内包しハブリット型として実施し、計297名(うち紹介ケース12名)の参加がありました。	初産、転居等生活環境の変化に伴い、子育てに戸惑う保護者は少なくありません。地域資源の活用の方が分からない方を少しずつ地域に繋げるよう、丁寧な接し方ができる当事者は、会の卒業時には「参加することで地域に対していく勇気がもたらした」「初めてママ友ができた」といった声が寄せられ、取組の実践性と有用性が高いことが確認できました。	登戸地区の再開発事業が続く中、そこで派生する新たな懸念事項(子育て中の家庭の悩み)が生れることもあると考えられるため、地域支援課と定期的に協議し、開催会場の検討等も行いながら、継続的に開催していく必要があります。	C	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター		
						■目的・目標：多摩区商店街連合会との協働により「多摩区子育て支援バスポート」を介した子育て支援や地域交流活動を推進します。 ■事業概要：協賛店で提示すると、オリジナルサービスが受けられるバスポートを、妊婦中から18歳の子どもがいる家庭に発行し、区内子育て家庭の経済的負担の軽減と、声かけや見守りにより地域でのコミュニケーションを高め、地域社会が一体となって子育てを支援する取組とするとともに地域経済の活性化を図ります。	母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へ、バスポートを2,298枚発行しました。子育て応援店の紹介及び事業内容ハブリットについて、情報更新を行い、作成・配布を行いました。 店頭などで、子育て応援店を分かりやすく表示するため、ステッカーをリニューアルしました。事業の公式ホームページは、各子育て応援店の情報に変更がある度に随時、更新を行いました。	母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へ、バスポートを2,146枚発行しました。利用者の利便性向上のため、令和7年9月からバスポートを電子化し、スマートフォン等で表示できるようにしました。 子育て応援店の紹介及び事業内容ハブリットについて、情報更新を行い、作成・配布を行いました。 事業の公式ホームページは、各子育て応援店の情報に変更がある度に随時、更新を行いました。	子育て支援バスポート事業を円滑に実施しました。区内子育て世帯に対してバスポートを発行するとともに、子育て世帯に対して割引提供や、声かけ・見守り等の支援を行う「子育て応援店」を取りまとめ、地域が一体となって子育て世帯を支える地域づくりを推進することができました。利用者アンケート調査の結果「電子化してほしい」との意見が多かったことから、令和7年9月からバスポートを電子化し、利用者の利便性向上に寄与することができました。	バスポート利用者を対象としたアンケート調査(令和8年1月実施)の結果、「利用できる店舗を増やして欲しい」「利用できる店舗をわかりやすくしてほしい」等の意見が多数ありました。今後、登録店舗の新規加入を勧奨する取組や、ステッカーにより店頭で利用可否がすぐに見分けられるよう明示する等、改善に向けて取り組む必要があります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課			
						■目的・目標：子どもの心身豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。 ■事業概要：家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。	外遊びイベント(主催・共催)を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。リーフレットを新たに4,000部作成し、健診等で配布しました。	主催として、秋の思いっきり外遊び(参加者：177名)、大人の風物け交流会(参加者：18名)、共催として、ニッポン水のガサガサ体験(運営及び参加者：55名)、たこつくり・たこあげ(参加者：202人)を実施しました。たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心の方に向けたご案内をしました。	主催として、夏の思いっきり外遊び(参加者：133名)、秋の思いっきり外遊び(参加者：143名)、大人も子ども外遊び(参加者第1部：4名、第2部：26名)、共催として、たこつくり・たこあげ(参加者：176人)を実施しました。たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心の方に向けたご案内をしました。	主催・共催の外遊びイベントを継続して実施し、子どもや保護者が自然の中で遊ぶ機会を提供することができました。季節ごとの企画や地域の自然環境を活かした体験を取り入れ、多様な取り組みを展開しました。また、子育て関連イベントへの参加やリーフレットの配布を通じて、外遊びに関する情報を広く配る機会を確保し、地域に向けた普及啓発を継続して実施することができました。	外遊びを推進する担い手不足は引き続き対応が必要な課題となっています。今後引き続き、たまたま子育てまつり等のイベント開催や、継続的な広報を通して活動を知ってもらう機会を確保し、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチを行う必要があります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課		
						■目的・目標：子育て支援に関心のある人を対象に連続講座を実施します。 ■事業概要：安心して子育てを楽しめる環境づくりや地域ぐるみで子どもと子育て、支援する体制の整備が必要となっていることから、地域の様々な子育て支援活動・多世代交流活動で活躍できる支援者の養成を行います。	全9回にわたる子育て支援者養成講座(子育て支援に係る学習機会の提供)を、会場受講と録画受講を併用して実施し、計29名の方が受講しました。 また、具体的な活動イメージを持ってもらうことを目的として、希望者には地域活動団体での実習を行いました。	全3回にわたる子育て支援者養成講座(子育て支援に係る学習機会の提供)を実施し、延べ16名が受講しました。 また、具体的な活動イメージを持ってもらうことを目的として、希望者には地域活動団体での実習を行い、延べ6名が参加しました。	子育て支援者養成講座を継続して実施し、受講形態を構築しながら、地域での活動を希望する方に学習機会を提供することができました。あわせて、希望者には地域活動団体での実習を行い、支援活動への理解を深める機会を設けました。受講者は年度により変動することで、地域における子育て支援の担い手づくりに寄与することができました。	本市の類似事業としての役割を踏まえ、これまでの「養成」型から、関心のある方が参加しやすい「きっかけ」づくりへと見直しを考えています。入門的な講演会など、支援活動を知る機会を設けることにも、講義内容や受講方法についても検討を続けていく必要があります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課			
						■目的・目標：少子化や近隣関係の希薄さ等子育てを取り巻く環境の変化による育児不安や育児負担感を軽減し育児力の向上を促します。 ■事業概要：乳幼児健診・相談時の環境整備や親子の交流の場を通し地域での子育て力向上を働きかけます。	乳幼児健康診査及び産後健診において保育士を配置し、安心して受診ができる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンでのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し保護者の育児力が上がるよう働きかけを行いました。さらに育児不安を抱えやすい多胎児の子育てグループを開催し、相談の場や交流の場を設けることで育児不安や困難さを保護者が抱え込まないようにしました。	乳幼児健康診査や地域子育てグループ等において保育士を配置し、保護者が安心して受診や事業に参加ができる環境づくりを行いました。また、子育てセミナーの開催により保護者の育児力が上がるよう働きかけを行いました。さらに育児不安を抱えやすい多胎児の子育てグループを開催し、相談の場や交流の場を設けることで育児不安や困難さを保護者が抱え込まないようにしました。	乳幼児健康診査や地域子育てグループ等において保育士やボランティアを配置し、保護者が安心して受診や事業に参加ができる環境づくりを行いました。また、子育てセミナー等では地域活動団体での実習を行い、支援活動への理解を深める機会を設けました。受講者は年度により変動することで、地域における子育て支援の担い手づくりに寄与することができました。	保護者が安心して子育てができる環境を整え、子育てセミナー等で育児力向上を引き続き図っていきます。また、保護者の育児に関する不安やニーズは変化していくので、ニーズや現状を都度確認し関係機関と連携して子どもの養育支援を実施していく必要があります。	C	多摩区役所	地域支援課			
						■目的・目標：地域の保育園職員や園児と地域の親子の交流を通し、楽しい子育てや保育の方法を伝え合い、子育てや保育を支援します。 ■事業内容：区内7か所の公園に保育士が出向き、主に1～2歳児を対象にした様々な遊びを楽しんだり、子育てや保育の相談を受けたりします。	コロナが5類になり、園児同士の交流が少しずつ開催されたことから事業を再開しました。区内5か所の公園に保育士が出向き、遊びの提供と公園での利用についての注意点を伝えました。 民間保育園の0～2歳児を対象に誘い、公園内で複数園の園児が交流する中にも、公園利用の地域の親子を誘い、一緒に楽しむことで、あそびなどを周知するきっかけ作りや遊びの提供と交流を行いました。	5か所の公園で各2回実施。保育士が出向き、公園の利用について伝えたり、遊びの提供を行ったりしました。 民間保育園の0～2歳児を対象に誘い、公園内で複数園の園児が交流する中にも、公園利用の地域の親子を誘い、一緒に楽しむことで、あそびなどを周知するきっかけ作りや遊びの提供と交流を行いました。	区内の公園で実施したことで、日頃から公園を利用している親子の様子を把握する機会となりました。また、近隣の民間保育園の0～2歳児親子にも参加を呼びかけることで、保護者同士が同年代の子どもたちと関わりを持つ機会が増えることができました。あわせて、保育士に気軽に声をかけて相談できる場となり、子育て支援に関する情報提供の機会を創出することができました。	近年は暑さや寒さが厳しく、公園遊びに適した時期や時間帯を考慮した日程調整が難しい状況です。現状として、令和7年度は、近隣の参加申し込みも例年より少なくなりました。今後は、保育園の公園利用時の利用状況等を把握したうえで、開催時期や公園の選定、開催回数について検討していく必要があります。	C	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター			
						■目的・目標：家庭で保育している親子を主な対象に楽しく集い遊ぶ場の提供を地域の子育て支援者と協働で実施し、育児不安やストレスの軽減、保護者同士の交流を推進します。 ■事業概要：区内3か所を会場に、公私立認可保育園、主任児童委員、民生委員児童委員、地域子育て支援センター等との協働により、子育てのフリースペースを開催し、親子のふれあい・交流・相談の場とします。	コロナが5類となり、定員数を、5～7月は15組(キャンセル待ち含む20組)、10月～12月は20組(キャンセル待ち含む25組)、1月～3月は20組(キャンセル待ち含む30組)と段階的に増やしなが、3か所で、4・8・9月を除く1回開催し、参加者は計901名となりました。各エリアの状況等確認と開催内容の充実のため、スタッフとの連絡会を、エリア毎で1回ずつ、1月に全体会を1回開催しました。	3か所で、4・8・9月を除く1回開催し、913名の参加がありました。 各エリアの状況等確認と開催内容の充実のため、スタッフとの連絡会を、5月にエリア毎で1回ずつ、1月に全体会を1回開催しました。	区内3か所で、4・8・9月を除く1回開催し、2月実施分までで2835名の参加がありました。 今年度は父親参加が2月実施分までで前年度比約34.5%増加しています。 各エリアの状況等確認と開催内容の充実のため、スタッフとの連絡会を5月にエリア毎で1回ずつ1月に全体会を1回開催しました。	子育てを社会全体で支えるための取組として、区内保育園の園長・職員等が、民生委員児童委員協議会や子育て関連施設の協力を得て取り組む事業は、「定期的な開催の中で親族以外の大人が我が子の成長を見守り、喜んでくれることが嬉しい」、「保育士による様々な遊びや子ども向けのシアターの提供が楽しく学びになる」、「スタッフや参加者同士の対話がリフレッシュになる」等好評の声を得ています。区内地域全体で子育て支援に取り組む好事例として評価できます。	主催する区内の園はこの3年間で9園増えました。また、令和6年度からは主任児童委員のみならず民生委員の方の参加人数も増えています。参加者は勿論のこと、運営スタッフの充実により支える手が増えることも地域での理解につながりますので、引き続き参加者を拡充していく取組を継続していく必要があります。	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当		
						■目的・目標：子育てにゆとりと自信を持てるよう、保育体験や専門職の各種講座を通して乳幼児の発達や育児、生活を知らせながら子育てに対する悩みや不安の解消を促進します。 ■事業概要：園児と一緒に保育カリキュラムに基いた生活や遊びが体験できる保育体験や子育て講座等を実施します。	講座、交流保育等の子育て支援事業が対面での再開となり、公立保育園3園で実施しました。講座は3園合計388組、交流保育は3園合計51組の参加がありました。専門職の講座は、栄養・健康・子育て・父親講座等を開催し、おこなを遊ばせながら各園の専門職の知識を学ぶ場や、親子で楽しく遊ぶ場の提供をしました。	公立保育園3園で実施しました。保育園専門職による講座は栄養・健康・子育て・父親講座等を開催し、2月実施分までで地域の未就園児と保護者が参加がありました。 交流保育では在園児と一緒に保育園の遊びや生活を体験し、233名の参加がありました。	公立保育園3園で実施しました。保育園専門職による講座は栄養・健康・子育て・父親講座等を開催し、2月実施分までで地域の未就園児と保護者が参加がありました。 交流保育では在園児と一緒に保育園の遊びや生活を体験し、233名の参加がありました。	地域子育て支援事業は重点課題の一つであるが、入園していない家庭にとって、子どもの集団生活の経験や保育士の関わりを家庭の育児の参考にすること、保育士・栄養士・看護士の専門性を活かした相談支援は、子育て支援の充実という点で成果を上げています。	保育園は入園していない家庭は足を踏み入れてはいけない、という認識が根深くあるため、事業の案内・周知が課題です。子育てアプリをはじめとしたデジタル媒体や、新生児訪問等の配布物、主要な子育て関連施設で広報をしています。より効果的な広報の仕方について引き続き検討していく必要があります。	C	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	Nr	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(7)子どもの養育の支援	14 各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	18案		183	8 106 113	社会教育振興事業(再掲)	■目的・目標:民主主義の精神に則り、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。 ■事業概要:教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動などをおとして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、429事業を実施し、延べ71,975名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、257事業を実施し、延べ76,660名が参加しました。	人権の尊重に関する学習等を行い、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共に生きる地域社会の創造に努めました。また、子どもの権利保障の存在を知ってもらい、子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。	多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等等に関する様々なテーマを取り上げにくとも、単発的な取組にとどまらないよう、学習の定着と継続性を図っていく必要があります。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
					184		子育て人材バンク事業	■目的・目標:区内で活動する子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を提供します。 ■事業概要:区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行います。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ86名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体(新規登録1団体)、ボランティア会員登録15人(新規登録1人)で、新たなボランティアへの支援を行いました。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ51名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体、ボランティア会員登録19人(新規登録4人)で、新たなボランティアも加わりました。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ46名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体、ボランティア会員登録20人(新規登録1人)で、新たなボランティアも加わりました。	子育てグループ活動の減少により派遣実績は減少傾向にあるものの、区内で活動を継続する子育てサークル等を支援することができました。子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を確保し、地域における子育て支援の充実を図りました。	事業の利用要件緩和と周知・広報の強化を進めるとともに、その効果を検証し、事業内容の見直しや廃止を含めた今後のあり方について検討していく必要があります。	C	麻生区役所	地域ケア推進課
	(8)子育てしやすい環境づくり	15 事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。	18案		185		男女共同参画センター(すくらむ21)事業	■目的・目標:子育て期にある男女が仕事を持つ親等が自分自身を大切にしながら、安心して子育てできる環境づくりをサポートします。 ■事業概要:ワーク・ライフ・バランスなどの男女共同参画に関連する講座やサロン、イベントの開催、市内の事業所や学校への出前講座の開催等を通じ、事業者や市民に対する啓発を行います。	男女共同参画センターにおいて、「男性のための支援講座」3回、延べ参加人数323人、「協働事業」子育て支援講座11回、延べ参加人数119人、「シンギュラマー」を対象とした複合的な困難課題の把握、必要な支援へのつなぎ2回、延べ参加人数151人」の講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。 また、市内の団体、事業所、学校等への出前講座を実施しました。そのうち、事業所向けの研修では、職場環境に関してハラスメント研修等を実施し(計4回、延べ参加人数72人)、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を実施しました。	男女共同参画センターにおいて、「男性のための支援講座」5回、延べ参加人数492人、「「未就学児とその家族を対象としたダンス事業」5回、延べ参加人数53人」の講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。 また、市内の団体、事業所、学校等への出前講座を実施しました。そのうち、事業所向けの研修では、職場環境に関してハラスメント研修等を実施し(計5回、延べ参加人数205人)、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を実施しました。	男女共同参画センターにおいて、「男性のための支援講座」4回、延べ参加人数31人」の講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。 また、市内の団体、事業所、学校等への出前講座を実施しました。そのうち、事業所向けの研修では、職場環境に関してハラスメント研修等を実施し(計4回、延べ参加人数127人)、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を実施しました。	子育てしやすい環境づくりに向けて、様々な講座等の開催を通じた啓発を行うことにより、子育て期にある方々が自分自身を大切にしながら、安心して子育てできる環境づくりを推進しました。	安心して子育てできる環境づくりをサポートするため、今後も男性向けの講座の開催や事業所への出前講座など子育ての男女の負担の差がなくなるよう工夫をしながら継続的に啓発することが必要です。	C	市民文化局	人権・男女共同参画室
					186		ワーク・ライフ・バランス推進事業	■目的・目標:子育て家庭に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組についての普及・啓発を行います。 ■事業概要:事業者や住民が、仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために、九都県市や4県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市)で合同して広域的なワーク・ライフ・バランスの推進に取組むとともに、市内在住・在勤の子育て中の方を対象としたセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの啓発への取組を推進します。	九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスでの広報活動を行いました。また、子育て家庭やこれから子育てを行う方(いずれも市内在住または在勤)に向けて、講義とグループワークを含むセミナーをオンライン形式で1回実施し、計17名の参加がありました。	九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスでの広報活動を行いました。また、市内在住・在勤の高校生から30歳程度までの方を対象として、若い世代が様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランスなど、性別にかかわらず必要となる知識や情報を習得できるセミナー(ライフデザインセミナー)を1回実施し、11名の参加がありました。	九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスでの広報活動を行いました。また、市内在住・在勤の高校生から30歳程度までの方を対象として、若い世代が様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランスなど、性別にかかわらず必要となる知識や情報を習得できるセミナーを開催したことで、ライフデザインに資する普及・啓発への取組を推進しました。	広報活動の方法や、セミナーの内容や開催時期等について、今後も検討し、より効果的に取組の普及・啓発が行えるように検討していきます。また、セミナーの実施後にアンケートを行うなど、随時セミナーの効果測定を行いながら若い世代が必要とする知識や情報を習得できるセミナーとなるようを検討していく必要があります。	C	こども未来局	企画課	
(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等	16 親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。	19案	☆	187		要保護児童対策地域協議会	■目的・目標:児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。 ■事業概要:要保護児童等の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。	要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数18回) また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数19回) また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数16回) また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。より効果的な連携につながる方法を模索し、要保護児童等の現状を知るだけでなく、当事者を講師として招く等により子どもや家族の声をテーマに含んだ講演を行ったほか、構成機関を会場にして構成機関についてより深く知る機会を設けました。	区役所におけるこども家庭センター機能の本格実施に伴い、要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用した併発型支援が見込まれることから、当事者である子どもや家族の声を大にしながら地域ネットワークの更なる強化を行い、効果的・具体的な連携に向けた取組を進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
			☆	188		児童虐待防止に関する総合調整	■目的・目標:児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。 ■事業概要:本庁、区役所、児童相談所間等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	区役所地域のみまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付けるとともに、令和7年度から試行実施し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。	子どもに関する様々な問題につき適切な支援が図られるよう、関係機関等との連携のあり方について引き続き検討していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
	17 児童虐待の発生予防と社会的認識の向上のため、乳幼児虐待の発生や虐待の予防に関する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を遂げた虐待予防事業を実施します。	19案	☆	189		乳幼児虐待予防事業	■目的・目標:親支援グループでのミーティングを通じ、乳幼児虐待の未然防止、重症化予防を図ります。 ■事業概要:母子別室で母親が安心して話れる場面を保障し、自身の気持ちや行動を振り返る機会となるよう、親支援グループミーティングを実施します。	各区地域のみまもり支援センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	各区地域のみまもり支援センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	各区地域のみまもり支援センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	対象者一人ひとりのニーズを的確に理解し、より質の高い適切な支援を提供できるよう、従事者の専門性や対応力の向上を目的とした研修を継続的に実施していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保護担当		
			☆	190		児童虐待防止啓発事業	■目的・目標:川崎市子どもを虐待から守る条例第13条に基づき児童虐待防止普及啓発活動を実施します。 ■事業概要:児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、様々な機会を捉えた啓発活動を行うとともに、関係機関等を対象とした研修会などを実施します。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、かわさきスポーツパートナーと連携した広報や市社会福祉協議会との協働による啓発活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報などの取組を行いました。	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施するとともに、川崎フロンターレホームゲームでの啓発や、かわさきスポーツパートナーと連携した啓発活動の実施、虐待防止啓発動画を活用した広報などの取組により、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。啓発動画については、広報内容や広報対象を変えた複数の動画を作成し、次年度以降のより効果的な啓発活動につなげられるようにしました。	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施するとともに、川崎フロンターレホームゲームでの啓発や、かわさきスポーツパートナーと連携した啓発活動の実施、虐待防止啓発動画を活用した広報などの取組により、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。啓発動画については、広報内容や広報対象を変えた複数の動画を作成し、次年度以降のより効果的な啓発活動につなげられるようにしました。	令和7年度までに作成した啓発動画や静止画を活用し、年間を通じた啓発活動を行うっていく必要があります。また、より効果的な虐待防止の普及及び必要に	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
	☆	191	188	児童虐待防止に関する総合調整(再掲)	■目的・目標:児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。 ■事業概要:本庁、区役所、児童相談所間等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	区役所地域のみまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付けるとともに、令和7年度から試行実施し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。	子どもに関する様々な問題につき適切な支援が図られるよう、関係機関等との連携のあり方について引き続き検討していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室			

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	Nr	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(9) 親等による虐待・体罰の防止及び救済等 親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。	18 来所に加え電話・SNSを活用した各種相談事業や、児童相談所・区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。	19案 20案	☆	192	153	かながわ子ども家庭110番相談LINEの実施(再掲)	■目的・目標：SNSを活用して相談を実施することで、子どもを含む相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作り、より幅広い層からの相談を受け付けます。 ■事業概要：子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施します。	神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。(令和5年度LINE相談件数732件、うち児童本人からの相談224件)	神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。(令和6年度LINE相談件数793件)、うち児童本人からの相談210件)また、市が発行する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載しました。	神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、子ども本人や保護者などから児童虐待、子育ての不安、しつけ、家庭や家族の悩みなど、子どもに関する相談に対して、SNSを活用した相談対応を実施しました。(令和7年度LINE相談件数807件)また、市が発行する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載しました。	SNSを活用して相談を実施し、相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境を作ることにより、子どもを含む、より幅広い層からの相談対応を実施しました。 また、市が発行する各種広報媒体やホームページにも案内を掲載することで、多くの人々に、気軽に相談できる窓口があることを周知しました。	子どもに関する相談への対応を通じて児童虐待の早期発見や未然予防につなげていくため、気軽に相談できる窓口として、引き続き子ども本人や保護者等に対して効果的な周知を行っていく必要があります。 トレーニングチャンネルや市内各施設のデジタルサイネージ等も活用し、年間を通した周知を行っていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				☆	193	152	児童家庭相談事業(再掲)	■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができる子ども及びその家庭を援助します。 ■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他のからの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました(令和5年度相談受付件数9,248件)。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他のからの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました(令和6年度相談受付件数：9,794件)。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他のからの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました(令和7年度相談受付件数：10,463件)。	様々な課題を抱える家庭に対して、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました。 また、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対する早期発見・対応、重篤化への防止等に向けて、区役所地域まもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、令和7年度から試行実施しました。	令和8年度からこども家庭センターを本格実施することとし、多様な課題を抱えた家庭・児童への相談に対し、引き続き、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取組を進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
				☆	194	児童相談所相談事業	■目的・目標：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。 ■事業概要：相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施します。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、各職場における丁寧な業務指導・支援や日常的な助言等、効果的なOJTを推進するとともに、研修体系に基づく研修の受講管理など、計画的なOFF-JTを実施することにより、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援を行いました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、各職場における丁寧な業務指導・支援や日常的な助言等、効果的なOJTを推進するとともに、研修体系に基づく研修の受講管理など、計画的なOFF-JTを実施することにより、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援を行いました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、各職場におけるOJTを通じた丁寧な業務指導や研修体系に基づく計画的なOFF-JTを実施したことにより、職員一人ひとりの専門性の向上が図られ、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援を行う専門相談機関としての機能強化につながりました。	児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助体制構築の必要は高く、職員の専門性の更なる向上に必須です。 引き続き職員の専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の権利を尊重した相談援助を実施していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
				☆	195	児童虐待防止センター事業	■目的・目標：児童虐待に関する通報・相談を24時間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげます。 ■事業概要：子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談について、24時間365日の電話相談を実施します。	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。(令和5年度相談受付件数：3,727件)	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。(令和6年度相談受付件数：2,022件)	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。(令和7年度相談受付件数：2,224件)	川崎市児童虐待防止センターにおいて、虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応につなげることができました。	引き続き、児童虐待防止センターの周知を行い、今後も児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
				☆	196	人権オンブズパーソン相談・救済事業	■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うことができ、市民の理解と相互の協働の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。 ■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を実施します。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の方で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。 相談受付件数74件(内 救済申し立て件数8件)	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の方で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。 相談受付件数96件(内 救済申し立て件数4件)	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の方で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。 相談受付件181件(内 救済申し立て件数4件)	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の方で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行っていきます。 また、個別の状況に応じて関係機関と連携し、救済申立てに関する調査や調整等を適切に実施することで、子どもの権利が保護されるよう取り組んでいく必要があります。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当		
				☆	197	川崎市立学校インターネット問題相談窓口	■目的・目標：川崎市立学校インターネット問題に対する相談業務における環境を整備し、その充実を図ります。インターネットや携帯電話でのいじめ・いやがらせ・トラブルや依存などのインターネット問題に対する相談業務の窓口役を果たします。 ■事業概要：ネットいじめやインターネットトラブル(SNS、チェーンメール、誹金請求、依存など)で困っている子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決をめざします。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、51件ありました。動画投稿や画像の取扱い等のSNSへの投稿を含んだ相談が74件と最も多く、次いで批判・悪口・苦情に関する内容が9件となっています。 今年度も子どもたちを守るための啓発資料として「川崎市版保護者向けインターネットガイド(Ａ3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通してその保護者に配布するとともに、全市立学校全教職員に配布しました。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、29件ありました。小中学校の児童生徒が対象の相談が15件と最も多く、内容は個人情報流出が4件、誹謗・中傷が2件、人間関係トラブルが同じく2件となっています。 今年度も子どもたちを守るための啓発資料として「川崎市版保護者向けインターネットガイド(Ａ3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通してその保護者に配布するとともに、全市立学校全教職員に配布しました。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、22件ありました。小中学校の児童生徒が対象の相談が15件と最も多く、内容は個人情報流出が4件、誹謗・中傷が2件、人間関係トラブルが同じく2件となっています。 今年度も子どもたちを守るための啓発資料として「川崎市版保護者向けインターネットガイド(Ａ3表裏1枚)」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通してその保護者に配布するとともに、全市立学校全教職員に配布しました。	寄せられたインターネットトラブル等に関する相談に素早く親身のことにより、インターネット問題に対する相談業務の窓口役を果たしました。また、毎年「川崎市版インターネットガイド」を発行することにより、インターネットトラブルの未然防止について啓発し、保護者が子どもと一緒にルールづくりをする機会としました。インターネットによるトラブルや悩みについて、保護者へ窓口の周知をすることができました。	インターネットトラブルの数は全国的にも年々増加傾向にあり、また、技術の発展が急であることから、今後も市の動向や最新の情報モラル教育・情報セキュリティに関する資料等を収集し、川崎市立学校インターネット問題に対する相談業務における環境の整備を定期的に見直しすることで、SNS等のインターネットを介したサービスでのいじめ・いやがらせ等の様々な相談内容に対応していく必要があります。	C	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター	
				☆	198	24時間電話相談	■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等を24時間いつでも相談できる体制を整えます。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたりました。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたりました。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたりました。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続し、24時間対応の業務委託を継続していく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター		
				☆	199	教育相談事業	■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和4年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和4年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。メール相談では24時間相談を受け付け、他部署と連携しながら、丁寧な対応に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。	市内2カ所の相談室において、不登校、いじめ等に関する相談を受け、保護者と児童生徒の支援を継続的に行うことができました。申し込み方法の変更や業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。メール相談や電話相談では、ホームページ等での周知やいつでもできる体制を整えたことで、保護者や児童生徒の多くの相談に対応することができました。	区の児童生徒や保護者に適切な相談が早期に受けられることができるよう、相談室の業務改善や相談体制の見直しを図っていきます。 メール相談や電話相談においても、子どもたちがいつでも安心して相談できるよう、他部署とも連携しながら、丁寧な相談を行っていく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター		
				☆	200	スクールカウンセラーの配置・活用	■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、児童生徒や保護者との相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、児童生徒や保護者との相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	子どもが抱える心理的な不安や課題に対する対応のために、学校における心理職の需要が、依然高まり続けています。より効果的な学校巡回カウンセラーの派遣やスクールカウンセラーの配置について検討を進め、需要に対応するとともに、学校の教育相談体制の構築と組織のさらなる推進を支援することを課題と捉えています。	C	教育委員会事務局	教育相談センター		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課				
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(10) 育ち・学ぶ施設 等の環境整備・安全管理	④ 学校や子ども夢 パーク、こども文化 センター等において、親等や地域の 住民と連携を図りながら、子ども が自ら育ち、学べる よう環境を整備 します。	21条	201			こども文化セン ター	■目的・目標：自由に遊び、学び合いながら、児童の自主性・創造性・協調性を養います。 ■事業概要：児童厚生施設として地域住民等と連携しながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ります。	各こども文化センターにおいて、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。 具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、こども運営会議を通じてスタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、こども文化センターの行事において企画を煮めてこどもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、オンラインの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流などで多くの高齢者を含めた大人と子どもが触れ合い、自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しました。	各こども文化センターにおいて、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。 具体的には、地域住民と利用児童がダンスなどで自己を表現できる場を創出したり、また、こども文化センターが地域にアウトリーチを行い、地域のイベント等にこども文化センターとして参加するなど事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流を行いました。	各こども文化センターにおいて、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を行いました。 具体的には、地域住民と利用児童がダンスなどで自己を表現できる場を創出したり、また、こども文化センターが地域にアウトリーチを行い、地域のイベント等にこども文化センターとして参加するなど事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流を行いました。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を行いました。	引き続き、子どもの居場所を提供するだけでなく、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べるよう、健全育成を図っていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室				
							わくわくプラザ事業	■目的・目標：学校や地域との連携を図り、全ての児童が生活の場として安らげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々と共に育ち合う場を創ることで、子どものすこやかな成長を図ります。 ■事業概要：全ての小学生を対象に、学校や地域等との連携を図りながら放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	市内114か所の市立小学校において、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めています。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めています。	市内114か所の市立小学校において、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めています。また、配食サービスの試行の実施など子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めています。	市内115か所の市立小学校において、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めています。また、配食サービスの試行の実施など子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図り、かつ、学校や家庭、地域と連携しながら、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めています。	入退室管理システムの導入や配食サービスの試行的実施など、全ての児童に対して放課後を安全・安心に過ごせる場づくりを進めるとともに、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図りました。また、学校や家庭、地域と連携しながら、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めました。	引き続き放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、職員の質の向上や児童が学び・育つ環境づくりをさらに進める必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室				
							子ども夢パーク事業	■目的・目標：条例第27条に基づき、子どもの居場所の確保等のための取組を実施します。 ■事業概要：子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、地域住民等と連携しながら、子どもの意見表明・参加を実践できる事業を実施します。	子どもが自由に遊んだり、休んだりできる居場所を確保することができました。 各種行事の実施に当たって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。	子どもが自由に遊んだり、休んだりできる居場所を確保することができました。 各種行事の実施に当たって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。	子どもが自由に遊んだり、休んだりできる居場所を確保することができました。 各種行事の実施に当たって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。	引き続き子どもの居場所を確保するとともに、子ども運営委員会などの組織を通して子どもの自主的及び自発的な参加活動の支援をするとともに、子ども夢パークを多くの市民に認知してもらえるように、指定管理者と協力して様々な手法で広報を行うことで、利用者数の増加を図る必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室					
							学校運営協議会制度推進事業	■目的・目標：地域と家庭、学校が一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」をめざし、地域住民等との連携・協働を促進します。 ■事業概要：保護者や地域住民等が、学校運営の基本方針を承認し、学校運営支援等について定期的に協議することや、児童生徒の考えや意見を反映し、尊重されることを確保することにより、よりよい学校や地域にするための取組について協議を行いました。	「学校運営協議会」の設置校（コミュニティ・スクール）において、児童生徒が地域住民や保護者等と意見交換を行う機会を設け、児童生徒が主体的に参加できる取組等について協議を行いました。	「学校運営協議会」の設置校（コミュニティ・スクール）において、児童生徒が地域住民や保護者等と意見交換を行う機会を設け、児童生徒が主体的に参加している学校行事等について報告するとともに、よりよい学校や地域にするための取組について協議しました。	全学校に「学校運営協議会」を設置し、児童生徒が地域住民や保護者等と意見交換を行う機会を設け、児童生徒が主体的に参加している学校行事等について報告するとともに、よりよい学校や地域にするための取組について協議しました。	令和7年度に、全校に学校運営協議会を設置することができ、児童生徒が地域住民等と学校での取組について意見交換する内容が充実することにより、よりよい学校や地域づくりについても協議する学校も増えるなど、地域とともにある学校づくりを推進しました。	すべての学校において、児童生徒や地域住民等との意見交換及び意見表明が十分にできる機会を工夫するとともに、よりよい学校や地域づくり等について協議している好事例等を各学校と共有するなど、地域とともにある学校づくりをさらに推進していく必要があります。	C	教育委員会事務局	地域教育推進室				
	⑤ 保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全のもとで保護されるよう、利用しやすい環境とともに、安全管理体制を整備します。	22条	205		安全管理事業	■目的・目標：保育所内での会議や安全点検及び研修を通して、職員一人一人の安全管理についての意識の向上を図ります。 ■事業概要：各保育所において、園長の管理のもと、安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持に努めます。また安全管理研修を実施します。	各園で安全計画、安全点検表を作成し、年間をとおして計画的に、施設設備、遊具、玩具、園庭等の安全点検や児童・保護者に対する安全指導、研修・訓練を実施しました。危険箇所・改善点などについて職員会議で周知し、安全性を確保しつつ、既存機能を維持できるよう対応しました。	避難訓練やチャイルドビジョン研修、心肺蘇生法、アクションカード研修等を行い、職員や子どもたちの有事における対応方法を学びました。保護者に対しては、避難訓練や災害伝言ダイヤル、引き取り訓練を行い、意識喚起を行いました。安全計画のもと、施設や遊具等の安全点検を行い、危険箇所・改善点は職員で周知し、安全性を確保しつつ、既存機能を維持できるよう対応しました。	避難訓練やチャイルドビジョン研修、心肺蘇生法、アクションカード研修等を行い、職員や子どもたちの有事における対応方法を学びました。保護者に対しては、避難訓練や災害伝言ダイヤル、引き取り訓練を行い、意識喚起を行いました。安全計画のもと、施設や遊具等の安全点検を行い、危険箇所・改善点は職員で周知し、安全性を確保しつつ、既存機能を維持できるよう対応しました。	避難訓練、安全教育、災害伝言ダイヤルなど、年間計画を立て、計画的に安全点検や安全性の確保に努めること、防災訓練等を継続的に行うことで、継続した防災、防犯についての学びを職員だけでなく、子どもたちにも伝えることができ、意識向上の積み重ねができました。心肺蘇生法については、職員全員が行ったり、近隣の民間保育所にも声をかけ一緒に学ぶ機会を作ったりすることで、予測不能な災害が起こることを常に予測し、伝えていき、保護者にも意識の高まりが見られました。	新たな防災対策の更新と、各自の危機管理意識の向上が必要です。特に医療ケア児の避難計画では、近隣避難先の確保や協力関係づくり、風水害時の避難判断・指示系統、避難所におけるPC・アプリ利用可否の整理が課題です。引き続き研修を実施し、職員の安全意識の向上を図っていく必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部						
						206		事故防止事業	■目的・目標：事故事例研修や事故報告書の分析結果を基に、職員の事故防止への意識向上を図ります。 ■事業概要：保育所における乳幼児の事故事例を基に研修を実施し、周知徹底を図り、再発防止に努めます。また、各園においてヒヤリハット記録を実施、分析し日常的な事故予防対策に努めます。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、全職員で事故当時の状況を検証・検討し、再発防止に努めました。保育所における乳幼児の事故事例をもとに、緊急予防研修や救命救急研修、エビベン研修、アクションカード研修を実施することで、緊急時の対応ができるように努めました。水あそび開始前には、注意事項を職員で確認し、事故を想定したシミュレーション研修を実施しました。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、全職員で事故当時の状況を検証・検討し、再発防止に努めました。保育所における乳幼児の事故事例をもとに、緊急予防研修や救命救急研修、エビベン研修、アクションカード研修を実施することで、緊急時の対応ができるように努めました。水あそび開始前には、注意事項を職員で確認し、事故を想定したシミュレーション研修を実施しました。	事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、全職員で事故当時の状況を検証・検討し、再発防止に努めました。保育所における乳幼児の事故事例をもとに、緊急予防研修や救命救急研修、エビベン研修、アクションカード研修を実施することで、緊急時の対応ができるように努めました。水あそび開始前には、注意事項を職員で確認し、事故を想定したシミュレーション研修を実施しました。	水遊び前の、アクションカード研修やこども家庭からの通知をうける職員研修など、定着して進めることができ、事故防止のための研修を継続的に行うことで、職員のスキルが向上し、民間保育所と共に行う研修も多く、川崎市全体の質の向上につながりました。ヒヤリハットは重要なものとして園内で活用しており、ヒヤリの時点で周囲に共有することで大きな事故を防ぐことにつながる。共有されたら活かしていくよう徹底することにより、事故報告やヒヤリハットの速やかな共有が、保育者の動きの見直しや保育室の環境改善につながっています。	新人職員の増加を踏まえ、スキルの継承と職員一人ひとりの気づきを高める意識改革が求められます。各園でヒヤリハット記録を実施・分析し、日常的な事故予防対策の徹底を図ります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部			
									207		こども文化センターの施設整備	■目的・目標：老朽化施設を改修するとともに、バリアフリーにも配慮し、全ての子どもが利用しやすい施設にします。 ■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となるよう、老朽化した設備等を改修し、利用しやすい環境を整備します。	3施設の外壁工事を行うなど老朽化した施設を改修するとともに、1施設の施設内手摺の改修などバリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。	2施設の外壁改修工事を行うなど老朽化した施設を改修するとともに、施設入口のスロープに点字ブロックを設置するなどバリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。	外壁改修や屋上防水、受変電設備改修工事など老朽化した施設の設備を改修し、子どもが安心・安全に活動できる環境づくりを進めました。	引き続き、老朽化する設備の補修等施設整備を実施し、子どもが安心・安全に活動できる環境づくりを進めていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室	
												208		わくわくプラザ室の施設整備	■目的・目標：わくわくプラザ登録児童、利用児童の増加により、狭あいとなった施設の解消のため整備を行います。 ■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となるよう、利用しやすい環境を整備します。	空調設備補修工事などを行いくわくわくプラザの施設の設備等を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用させてもらうなどとして、狭あい施設の解消を行いました。	空調設備補修工事などを行いくわくわくプラザの施設の設備等を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用させてもらうなどとして、狭あい施設の解消を行いました。	空調設備補修工事などを行いくわくわくプラザの施設の設備等を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用させてもらうなどとして、狭あい施設の解消を行いました。	わくわくプラザの施設整備及び、学校と連携した放課後の解消を進め、子どもが過ごしやすい環境づくりを推進しました。	引き続き、学校施設の活用や施設整備・補修等を実施し、子どもが過ごしやすい環境づくりを進めていく必要があります。
									209		安全で快適な教育環境整備事業				■目的・目標：児童・生徒に安全・安心で快適な教育環境を整備し、提供します。 ■事業概要：エレベーターの設置など施設のバリアフリー化を推進し、教育環境の向上を図ります。	児童生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、バリアフリー化を推進するために、計画的に工事を進めました。	児童生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、バリアフリー化を推進するために、計画的に設計を進めました。	児童生徒等のニーズを踏まえ、バリアフリー化を目的とした施設整備を計画的に推進しました。エレベーター設置工事については、工期を見直すことで適切な施工体制を確保し、事業を継続的に進めることができました。	今後も児童生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、エレベーターの設置など施設のバリアフリー化を推進し、児童・生徒に安全・安心で快適な教育環境の向上を図っていく必要があります。	C
						210		学校安全対策事業				■目的・目標：地域全体で学校安全に取組、み安全・安心な学校づくりを行います。 ■事業概要：警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回指導やスクールガード（学校安全ボランティア）の指導育成などの防犯対策を実施します。さらに児童の登下校時の安全確保を図るために、通学路の整備や地域交通安全員の配置を行います。	スクールガード・リーダーを25名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の実施しました。また、スクールサポーター・各区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。加えて、地域交通安全員の配置状況を確認し、新規箇所の認定等適正な配置を行いました。	スクールガード・リーダーを25名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の実施しました。また、スクールサポーター・各区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。加えて、地域交通安全員の配置状況を確認し、適正な配置を行いました。	スクールガード・リーダーを25名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の実施しました。また、スクールサポーター・各区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。加えて、地域交通安全員の配置状況を確認し、新規箇所の認定等適正な配置を行いました。	3年間通してスクールガード・リーダーを25名配置し、巡回指導等を実施しました。さらに児童の登下校時の安全確保を図るために、スクールサポーター・各区指導主事との情報共有の場を設けるとともに、通学路の整備や地域交通安全員の配置を行いました。	地域全体で学校安全に取組み、安全・安心な学校づくりを行い、また、児童の登下校時の安全を確保するためには、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を担う人材の持続的な確保が必要であると考えます。広報の手法等を検討し、引き続き、関係部署とも連携しながら人材確保に取り組んでいく必要があります。	C	教育委員会事務局	健康教育課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A: 目標を大きく上回って達成 B: 目標を上回って達成 C: ほぼ目標どおり D: 目標を下回った E: 事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(11) 育ち・学ぶ施設等の職員・虐待・体罰の防止及び相談・救済等	21 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発を行います。	23案					■目的・目標：各保育園園長を対象に、子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について公民保育所等施設長を対象に、研修会を実施し、子どもの権利への意識向上に努めます。	公民保育施設長を対象としたオンライン連絡会や各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターによる研修の実施、各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターから情報発信したり研修を実施する中で、園内研修等の実施や園に出向いたりのデニハリー講座・ワークショップの開催に結びつけられるようにしました。	公民保育施設長を対象としたオンライン連絡会や各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターによる研修の実施、情報発信をする中で、研修での学びを職員に共有して園内研修等を実施したり、民間保育所等に職員が出向いてのデニハリー講座・ワークショップ等の開催につなげ、意見交換を行うなど、意識の向上につなげました。	公民保育施設長を対象としたオンライン連絡会や各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターによる研修の実施、情報発信をする中で、研修での学びを職員に共有して園内研修等を実施したり、民間保育所等に職員が出向いての出張講座・ワークショップ等の開催につなげ、意見交換を行うなど、意識の向上につなげました。	施設長連絡会等で話題にして、様々な施設で人権を大事にすることを広げて行けるようにし、意見交換の機会を設け、施設長同士の交流がしやすくなりました。また、職員が出向く講座だけでなく、職員実習先にも実施する等、お互いに学び合う場づくりができました。	C	こども未来局	保育・子育て推進部	
	家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	22 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発を行います。		☆	211		保育園園長を対象とした研修会の開催	■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について、職場内で意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：保育園等において子どもの権利をテーマに職場研修を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につなげる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につなげる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につなげる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	ポイント集、ガイドブック、チェックリストを活用することで、指標が理解しやすく、共通認識を持つことができました。人権に係る保育士等職員研修を実施し、その後ワークを実施することと続け、職員一人一人が子どもを大事にするという意識が高まりました。子どもと人権を尊重した保育を充実させていくことはもちろん、不適切な虐待防止のためにも、子どもと人権について学ぶ機会を増やしていくことができました。保護者からも「個性を尊重してくれている」「ペースを大事にしている」「園での取り組みを知ることができた」という声が聞かれました。	保育園を超えて、人権について学ぶ機会を増やしたり、実践につなげる機会を増やすことで、幅広く、質を向上させていくことが重要です。職員周知の方法についてはさらに検討していく必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部
				☆	212	14	保育園における職場研修（子どもの権利）（再掲）	■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について、職場内で意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：保育園等において子どもの権利をテーマに職場研修を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につなげる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につなげる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につなげる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	研修や会議等を通じて啓発物を配付し、継続的な周知を図りました。 また、市制100周年を契機に「子どもの権利×子どもドリル」を作成し、これまで接点の少なかった園への新たなアプローチにつなげることができました。	条例の認知については、依然として十分とはいえない状況にあるため、対象や場面に応じた効果的な広報・啓発手法を工夫しながら、引き続き、より一層の周知に取り組んでいく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
				☆	213		子どもの権利に関する条例のパンフレット等による広報（施設職員）	■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の児童生徒や子育て施設の職員が川崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実施します。 ■事業概要：条例理解のためのパンフレット等を学校や子どもに関わる施設に配布をすることにより、施設職員の子どもへの権利への理解を促進します。	保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、各施設の研修、会議等の際、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ3,289部配布し周知に努めました。	保育園での施設での研修や会議等の際、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、約1,300部配布し、周知に努めました。 また、市制100周年を機会に川崎市とつんこドリルがコラボして作成した「子どもの権利×つんこドリル」を市内子育て関連施設等において約12,000部配布しました。	保育園での施設での研修や会議等の際、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、2,400部配布し、周知に努めました。 また、市制100周年を機会に川崎市とつんこドリルがコラボして作成した「子どもの権利×つんこドリル」を市内子育て関連施設等において約1,400部配布しました。	子どもの権利や条例についての基礎的な知識の理解は、子どもに関わる大人にとって重要になるため、繰り返し研修などで取り上げ、子どもの権利について振り返る機会を持つきっかけになっています。 研修先の課題を基にした研修を行うことで、子どもの権利について実践的な研修となり、「子どもの権利について理解が深まった」「子どもの権利について初めから理解できた」などの感想を得ることができ、子どもに関わる大人への子どもの権利の理解につながりました。		C	こども未来局	青少年支援室
				☆	214	19	子どもに関わる職員等への研修の実施（再掲）	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施します。 ■事業概要：学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、57か所約2,000名の研修を行いました。 子どもと人権とは？」などの基礎的な内容だけでなく、各施設や団体の活動や仕事内容、課題などに合わせた研修を実施しました。 川崎市の虐待の実態や、相談・共有先についても研修内容に取り入れました。	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、23か所約4,150名に研修を行いました。 子どもと人権や条例についての基礎的な内容や、各施設や団体の活動内容や仕事の内容などに合わせた研修を実施しました。 川崎市の虐待の実態や、相談・共有先についても研修内容に取り入れ、虐待の早期発見や早期解決につながるよう周知しました。	子どもと人権や条例についての基礎的な内容や、各施設や団体の活動内容や仕事の内容などに合わせた研修を実施しました。 川崎市の虐待の実態や、相談・共有先についても研修内容に取り入れ、虐待の早期発見や早期解決につながるよう周知しました。	子どもの権利や条例についての基礎的な知識の理解は、子どもに関わる大人にとって重要になるため、繰り返し研修などで取り上げ、子どもの権利について振り返る機会を持つきっかけになっています。 研修先の課題を基にした研修を行うことで、子どもの権利について実践的な研修となり、「子どもの権利について理解が深まった」「子どもの権利について初めから理解できた」などの感想を得ることができ、子どもに関わる大人への子どもの権利の理解につながりました。	保育園や、児童養護施設、市民団体への研修や学習会は、多く依頼をいただいているものの、思い切った分野があるため、講師派遣の広報・周知の方法を検討する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
				☆	215	21	児童相談所等の職員に対する研修（再掲）	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7条第2項に基づき児童相談所等職員に対する研修を行います。 ■事業概要：児童相談所その他関係機関等職員へ子どもの権利保護、児童虐待等に関する研修を実施するとともに、関係機関への研修講師派遣を実施します。	児童相談所新任職員等研修（年1回・延べ49人参加）にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修（年1回・延べ66人参加）にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機関等への研修講師派遣（2機関・計319人）を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修（年1回・延べ49人参加）にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機関等への研修講師派遣（2機関・計64人）を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修において、南部児童相談所の弁護士が講師となり、子どもの権利をテーマにした研修を実施しました。延べ164人が参加し、「子どもの幸せは子どもと一緒に考えていく」「子どものことを子どもと向き合っていく」という姿勢の大切さを学び、子どもの権利に関する認識を深めました。前掲日を一時保護所に関する研修と同日に行うことで一時保護所職員の確実な参加を促しました。 関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所や区役所等で児童家庭相談業務を行うにあたり、重要となる子どもの権利について研修の機会を設けることで、意識と業務の向上につながるかと考えられるため、研修を継続し、1人でも多くの職員に参加してもらえよう、法律上の義務ではないが、必修科目として案内する等工夫していく必要がある。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				☆	216	29	体罰防止についての意識啓発（再掲）	■目的・目標：人権に対する意識を向上させ、子どもの権利についての理解を深めながら、体罰の防止を図ります。 ■事業概要：市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施します。	児童生徒指導連絡会議において、生徒指導担当者及び児童支援コーディネーターを対象に、一人一人の特性に応じた指導や支援のあり方や、教育的ニーズに対する児童生徒への指導・支援のあり方を協議を行いました。 児童生徒指導ハンドブックを改訂し、体罰防止についての意識啓発資料も掲載しました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり防止等に係る校内研修を実施し、提出された市立学校全校分の報告書を確認しました。	児童生徒指導連絡会議において、生徒指導担当者及び児童支援コーディネーターを対象に、一人一人の特性に応じた指導や支援のあり方や、教育的ニーズに対する児童生徒への指導・支援のあり方を協議を行いました。 児童生徒指導ハンドブックを活用し、体罰防止についての意識啓発を行いました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり防止等に係る校内研修を実施し、提出された市立学校全校分の報告書を確認しました。	児童生徒指導連絡会議において、生徒指導担当者及び児童支援コーディネーターを対象に、一人一人の特性に応じた指導や支援のあり方や、教育的ニーズに対する児童生徒への指導・支援のあり方を協議を行いました。 児童生徒指導ハンドブックを活用し、体罰防止についての意識啓発を行いました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり防止等に係る校内研修を実施し、提出された市立学校全校分の報告書を確認しました。	市立学校全校で行われた体罰及び不適切な関わり防止等に係る校内研修や児童支援コーディネーターと生徒指導担当者等が一人一人の特性に応じた指導や支援のあり方を協議する機会を設けたことで、各学校の指導支援体制の強化が図れました。		C	教育委員会事務局	指導課
				☆	217	30	人権尊重教育推進担当者研修（再掲）	■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。 ■事業概要：教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法について学びます。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの権利」をテーマとして外部講師による講話を行い、子どもの権利のまちづくりのために、人権尊重教育実践推進校の例を交え、学校全体で共通認識を持ち進めていく重要性について研修しました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを明確にしました。権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの権利」をテーマとして外部講師による講話を行い、子どもの権利のまちづくりのために、人権尊重教育実践推進校の例を交え、学校全体で共通認識を持ち進めていく重要性について研修しました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを明確にしました。権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの権利」をテーマとして外部講師による講話を行い、子どもの権利のまちづくりのために、人権尊重教育実践推進校の例を交え、学校全体で共通認識を持ち進めていく重要性について研修しました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを明確にしました。権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。	3年間を通して、人権尊重教育を推進する担当教職員に対して、様々な人権課題を取り上げ、外部講師の方の御協力のもとに研修を進めることができました。研修の中で、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」「環境づくり」を通して、子どもの権利保護について考え、各学校の取組に活かしていくことができました。また、学校全体計画についても校内の教職員で検討したことで、組織的に人権尊重教育を推進することにつながりました。	人権尊重教育を推進する担当教職員が受講した研修内容について、各学校の教職員に確実に共有でき、日常の教育活動に継続的に生かされるよう、更なる周知が必要であると考えています。今後も、研修や情報発信の機会を継続的に工夫しながら、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解が学校全体で深まるよう、周知方法を検討していきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室
				☆	218		校長を対象とした研修会の開催	■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。 ■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。 「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」等に関する内容で、差別のない人権尊重のまちづくりのために、人権尊重教育実践推進校の例を交え、学校全体で共通認識を持ち進めていく重要性について研修しました。また、外国に比べている「環境づくり」に向け、誰もが当事者意識を持つことと、また、外国に比べている児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携の必要性について研修を行いました。「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」等に関する内容で、差別のない人権尊重のまちづくりのために、人権尊重教育実践推進校の例を交え、学校全体で共通認識を持ち進めていく重要性について研修しました。また、外国に比べている「環境づくり」に向け、誰もが当事者意識を持つことと、また、外国に比べている児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携の必要性について研修を行いました。「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」等に関する内容で、差別のない人権尊重のまちづくりのために、人権尊重教育実践推進校の例を交え、学校全体で共通認識を持ち進めていく重要性について研修しました。また、外国に比べている「環境づくり」に向け、誰もが当事者意識を持つことと、また、外国に比べている児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携の必要性について研修を行いました。「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。	3年間を通し、市内すべての学校長に対して、学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての研修をする中で、人権尊重教育に対する意識及び人権尊重に基づいた教育活動について、個人や学校全体の取り組み状況を確認し、さらなる推進に向けた意識の向上を図ることができました。	更なる推進を図るため、推進校における取組事例等の内容を更新し、人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりに関する指導を行うこととしています。さらなる推進を図るため、教育現場の状況を踏まえながら内容の更新を行い、継続的に取り組む必要があります。	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
				☆	219		教職員研修	■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。 ■事業概要：「子どもの心をつなぐ児童生徒指導研修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め方について学びます。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる活動として研修しました。	3年間を通し、受講者に理論と体験を通して人間関係を構築するための方法を学ぶ機会を提供し、人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりについて、指導能力の向上を図ることができました。	理論と体験を通して人間関係を構築する方法を学ぶ機会を提供し、人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりに関する指導を行うこととしています。さらなる推進を図るため、教育現場の状況を踏まえながら内容の更新を行い、継続的に取り組む必要があります。	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(11) 育ち・学ぶ施設等 の職員・虐待・体罰の 防止及び相談・救済等	22 育ち・学ぶ施設等 において、各種相 談カードの配布や スクールカウンセ ラーの配置、スク ールソーシャルワ ーカーの派遣 等、子どもが虐待 や体罰について相 談しやすい環境を 整備するほか、関 係機関との連携に 努めます。	23条	☆	220	89	児童養護施設等に 入所する子どもの 権利ノート活用 （再掲）	■目的・目標：施設措置児童に「子どもの権利ノート」を配付し相談 しやすい環境を整備することにより、児童の権利擁護を図ります。 ■事業概要：5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横浜賀 市）合同で、児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配付し、措 置児童の権利擁護を図ります。	5県市調整のうえ、子どもの権利ノートの文面 を見直し権利ノートを各児童相談所を通して市 内施設へ配布し説明を行いました。	令和5年度に5県市の調整のもとで改訂した「子 どもの権利ノート」について、各児童相談所を通 じて市内施設入所児童へ配布しました。また、付 属の手紙について改訂しました。	5県市調整のうえ、内容の見直しを行った権利 ノートについて、市内各児童相談所を通して市内 施設へ配布しました。	新規に入所措置となった児童に加え、昨年 度以前から入所している児童にも「子どもの 権利ノート」を配布し、すべての入所児童を 対象に子どもの権利に関する啓発を行うこと ができました。これにより、児童が自身の権 利について知り、理解を深める機会を確保す ることができました。	今後も措置児童の年齢や成長段階に応じた 理解ができるよう、説明方法を工夫しながら 「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童 の権利保護を図る必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支 援・虐待対策 室【児童福祉 担当】
				☆	221		相談カード「ひと りで悩まない」 の作成、配布	■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できると ころを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行 います。 ■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載した カードを配布し、個別の悩みに対して教済する支援を行います。	相談カードを118,500枚作成し、市立の小、 中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、 区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々 なところから情報を得て子どもたちが相談でき るような環境づくりを行いました。 また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メー ルやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二 次元コードを引き続き掲載しました。	相談カードを118,500枚作成し、市立小、中、 高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、 区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々 なところから情報を得て児童生徒が相談できるよ うな環境づくりを行いました。 また、児童生徒が容易に相談しやすくなるた め、メールやLINEで相談できるサイトにアクセ スできる二次元コードを引き続き掲載しました。	相談カードを116,500枚作成し、市立小、中、 高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、 区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々 なところから情報を得て児童生徒が相談できるよ うな環境づくりを行いました。 また、児童生徒が容易に相談しやすくなるた め、メールやLINEで相談できるサイトにアクセ スできる二次元コードを引き続き掲載しました。	3年間を通して、バーバーレス化の中でも 継続して市立小、中、高校、特別支援学校に 在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育 センターなどにも紙で配布することで、様々 なところから情報を得て児童生徒が相談でき るような環境を作ることができました。	引き続き、様々な悩みを抱える児童生徒に 対して、相談できるところを紹介し、ひと りで悩むことなく早期解決を図る必要があり ます。 今後についても、児童生徒、教職員に対 して様々な相談機関を記載したカードを配布 し、個別の悩みに対して教済する支援を行っ ていく必要がります。	C	教育委員会事 務局	教育政策室
				☆	222		スクールソーシャ ルワーカーの配置 事業	■目的・目標：不登校やいじめの問題等、子どもが置かれた状況に応 じた支援を行います。 ■事業概要：スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関 と連携しながら、子どもが置かれている環境の調整を行い、課題を抱 えた子どもを支援します。	各区に1名以上（全12名）のスクールソーシャ ルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談 を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への 対応を図りました。 定期的にスクールカウンセラーや児童生徒指 導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報 共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ 防止等について、連携体制の強化を図りました。	各区に1名以上（全13名）のスクールソーシャ ルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談 を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への 対応を図りました。 定期的にスクールカウンセラーや児童生徒指 導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報 共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ 防止等について、連携体制の強化を図りました。	各区に1名以上（全14名）のスクールソーシャ ルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談 を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への 対応を図りました。 定期的にスクールカウンセラーや児童生徒指 導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報 共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ 防止等について、連携体制の強化を図りました。	令和5年度から令和7年度まで、毎年1名 ずつスクールソーシャルワーカーを増員し、 各区分2名の体制にできたことで、要請による 派遣に加えて学校への巡回訪問の支援をする ことができるようになりました。また、福祉 部局等との連携強化を進めることもでき、相 談支援体制の充実を図ることができました。	子どもが虐待や体罰、いじめの問題等につ いて相談しやすい環境を整備し、子どもの権 利侵害に配慮した相談と教済が行えるようす るために、学校のスクールカウンセラー、福 祉部局の職員等とのさらなる連携体制の強化 を進めていく必要があります。また、地域性 を考慮し、さらに1名の増員が必要なくもあ ります。	C	教育委員会事 務局	教育相談セン ター
				☆	223		電話相談ホットラ イン	■目的・目標：子どもや保護者等が抱えている悩みの相談・対応を行 います。 ■事業概要：学校内外での人間関係などに不安を感じている人や悩んで いる人向けに、電話相談ホットラインを開設し、相談体制の構築を 図ります。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生 命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又 は、生じる危険があると判断したときに、通報 ・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が 開設されており、緊急を要する場合には関係課に 電話を転送して、ただちに対応できる体制を整え ています。また、携帯電話やスマートフォンで 登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導 入し、対応しています。 電話番号が書かれたカード等を配付して周知する ことに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末 のブックマークに登録して周知しました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生 命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又 は、生じる危険があると判断したときに、通報 ・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が 開設されており、緊急を要する場合には、関係課 所で連携し、情報共有の下、迅速な支援や対応が できる体制を整えています。 電話番号が書かれたカード等を配付して周知する ことに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末 のブックマークに登録するとともに、新たなアイ コンも設定して周知しました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生 命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又 は、生じる危険があると判断したときに、通報 ・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が 開設されており、緊急を要する場合には、関係課 所で連携し、情報共有の下、迅速な支援や対応が できる体制を整えています。 電話番号が書かれたカード等を配付して周知する ことに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末 のブックマークに登録するとともに、新たなアイ コンも設定して周知しました。	毎年相談窓口を周知することを徹底し、特 に長期休業前には、相談の一翼を児童生徒 が確保していることに加え、相談が入った時 には、関係各所が連携し、情報共有の下、迅 速な支援や対応を行うことができました。	相談先の周知について従前からの電話番号 が書かれたカードの配布やGIGA端末のブッ クマークに登録に加え、新たにGIGA端末の 画面上にアイコンを導入しました。 今後も、周知方法についてさらに徹底する ための検討を進めていく必要があります。	C	教育委員会事 務局	指導課
				☆	224	199	教育相談事業（再 掲）	■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行 い、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等につ いて、来所面談相談や電話相談によって対応します。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題 、不登校に関する相談を行いました。令和5年 度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業 務改善を進め、申込みから相談開始までの待機日 数の短縮に努めました。電話相談では土日祝日を含 め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホ ームページの相談のご案内を改定し、相談窓口 の周知を図りました。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題 、不登校に関する相談を行いました。令和4年 度から続けている業務改善を進め、申込みから相談 開始までの待機日数の短縮に努めました。電話相 談では24時間相談を受け付け、他部局と連携し土 日も対応し、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ を改定し、相談窓口の周知を図りました。	市内2カ所の相談室において、不登校、い じめ等に関する相談を受け、保護者と児童生 徒の支援を継続的に行うことができました。申し 込み方法の変更や業務改善を進め、待機 日数の短縮を進めることができました。メー ル相談や電話相談では、ホームページ等での 周知のうえでもできる体制を整えたことで、 保護者や児童生徒の多くの相談に対応するこ うことができました。	区の児童生徒や保護者に適切な相談が早期 に受けられることができるよう、相談室の業務改 善や相談体制の見直しを図っています。 メール相談や電話相談においても、子どもた ちがいつでも安心して相談できるよう、他部 局とも連携しながら、丁寧な相談を行って いく必要があります。	C	教育委員会事 務局	教育相談セン ター	
(12) 育ち・学ぶ施設 等におけるいじめの防止 及び相談・救済等	23 子ども自身が子 どもの持つ権利を 理解して、権利侵 害から身を守れる よう、権利学習派 遣事業等により子 どもの権利学習を 推進します。	24 子ども自身が子 どもの持つ権利を 理解して、権利侵 害から身を守れる よう、権利学習派 遣事業等により子 どもの権利学習を 推進します。	24条	☆	225	200	スクールカウンセ ラーの配置・活用 （再掲）	■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理 の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配 置等し、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、 派遣し、教職員には異なる側面から教育相談に応じます。また、教職 員との情報共有などを通して連携を図りながら、子ども・保護者への 多面的な相談体制の構築をめざします。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセ ラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学 校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派 遣しました。心理の専門家として、相談業務だけ でなく、教職員へのコンサルテーション、研修の 講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止 などにも対応を行いました。事件・事故等による 緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセ ラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学 校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派 遣しました。心理の専門家として、相談業務だけ でなく、教職員へのコンサルテーション、研修の 講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止 などにも対応を行いました。事件・事故等による 緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセ ラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学 校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派 遣しました。心理の専門家として、相談業務だけ でなく、教職員へのコンサルテーション、研修の 講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止 などにも対応を行いました。事件・事故等による 緊急配置も迅速に行い対応しました。	スクールカウンセラー配置、学校巡回カウ ンセラー派遣を通して、児童生徒や保護者と が、依然高まり続けています。より効果的な 学校巡回カウンセラーの派遣やスクールカウ ンセラーの配置について検討を進め、需要に 対応するとともに、学校の教育相談体制の構 築や相談体制の構築と児童生徒の権利保護の 向上に寄与することができました。	子どもが抱える心理的不安や課題に対 する対応のために、学校における心理職の需要 が、依然高まり続けています。より効果的な 学校巡回カウンセラーの派遣やスクールカウ ンセラーの配置について検討を進め、需要に 対応するとともに、学校の教育相談体制の構 築や相談体制の構築と児童生徒の権利保護の 向上に寄与することができました。	C	教育委員会事 務局	教育相談セン ター
				☆	226	4	権利学習派遣事業 （再掲）	■目的・目標：「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づ き、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推 進されることを目的・目標とした取組を行います。 ■事業概要：小学校2～4、6年生及び中学生を対象に、子どもが暴 力や権利侵害から自分を守る方法を身につける「子どもワークショッ プ」を行う講師を学校に派遣します。また、性的マイノリティの児童 生徒への適切な対応及び正しい知識普及を図るため、当事者団体の外 部講師を学校に派遣します。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希 望する小学校16校、中学校4校の合計20校79学 級で実施しました。実施校においては、ロールプ レイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権 利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに 「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他 者にとって大切な権利とは何か、また、相談の 大切さについて理解を深めいじめの防止につな がりました。オンラインや教職員研修で実施 した「大人ワークショップ」と関連付けること で、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備 しました。さらに、「性の多様性プログラム」と して、性的マイノリティの当事者団体へ講師に招 き、ありのままの自分での権利等を考える学習 を25校193学級で実施しました。 他にも、「川崎市子どもの権利に関する条例」 について学ぶ「授業プログラム」を試行実施し、 小学校2校の合計9学級で実施し、自分や友達 の権利の大切さについての理解や考えを深めるた めの授業を実施しました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに 応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修に ついて、条例の趣旨等を理解するための講話を 引き続き実施しました。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を小 学校16校、中学校5校の合計21校79学級で実 施しました。実施校においては、ロールプレイを 中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵 害から自分を守る方法を身につけるとともに「安 心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他 者にとって大切な権利とは何か、また、相談の 大切さについて理解を深めいじめの防止につな がりました。オンラインや教職員研修で実施 した「大人ワークショップ」と関連付けるこ とで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を 整備しました。さらに、「性の多様性プログラ ム」として、性的マイノリティの当事者団体に 講師に招き、ありのままの自分での権利等を考 える学習を37校169学級で実施しました。 他にも、「川崎市子どもの権利に関する条例」に ついて学ぶ「授業プログラム」を、小学校9 校、中学校1校の合計10校30学級で実施し、 自分や友達の権利の大切さについての理解や考 えを深めるための授業を実施しました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに 応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修に ついて、条例の趣旨等を理解するための講話を 引き続き実施しました。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希 望する小学校14校、中学校6校、特別支援学校 1校の合計21校80学級で実施しました。実施校 においては、ロールプレイを中心とした参加型 の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る 方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」 の3つのキーワードから、自分や他者につ ながるエクササイズを紹介しました。さらに、 事業の啓発を継続するとともに「教育だより」 などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市 SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間 を含む年間7時間を標準時数としたエクサ サイズを実施し、安心して生きる権利の周知 とあわせて取り組みました。	3年間を通してCAPプログラムの実施校は ほぼ横ばいでありましたが、中学校での実施 校は生命（いのち）の安全教育とも関連させ ながら周知することで、やや増加しました。 性的マイノリティの講師を招いての講演会 の実施校は、3年間で12校増加しました。 教職員が学校での環境整備を進めることによ り、研修を行うことで、子どもの権利保護につ いて考えるきっかけになりました。また、 「川崎市子どもの権利に関する条例」につ いて学ぶ「授業プログラム」は、毎年10校程 度の申込みがあり、条例の理念や子どもの権利 について指導方法を工夫し、多くの児童生徒 が理解を深めることにつながりました。 ライフステージの研修や人権尊重教育推進 担当者研修において、条例の趣旨や子どもの 権利についての講話を行い、教職員への理解 も深めることができました。	CAPプログラムについては、多くの保護者 への子どもの権利の周知を目的に、学校公開 日等での大人ワークショップの実施を検討 し、実施団体とも連携・協力して実施してい きます。 性的マイノリティの講師を招いての講演会 については、実施校数が増加していることか ら、新たに実施団体を選定し、希望する学校 に啓発していきます。また、実施していない 学校の取組状況や、実施団体と連携して児童 生徒の理解度等の情報収集を行い、多くの学 校の実施につなげていきます。「子どもの権 利に関する条例」について学ぶ「授業プログ ラム」や教職員への周知については、引き続 き実施方法や研修内容を検討し、啓発を進め ていく必要があります。	B	教育委員会事 務局	教育政策室
(12) 育ち・学ぶ施設 等におけるいじめの防止 及び相談・救済等	23 子ども自身が子 どもの持つ権利を 理解して、権利侵 害から身を守れる よう、権利学習派 遣事業等により子 どもの権利学習を 推進します。	24 子ども自身が子 どもの持つ権利を 理解して、権利侵 害から身を守れる よう、権利学習派 遣事業等により子 どもの権利学習を 推進します。	24条	☆	227	6 105	かわさき共生＊共 育プログラム（再 掲）	■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登 校の未然防止等を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、 社会性を育成する「かわさき共生＊共育プログラム」を実施し、自分 や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くため の方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集 団づくりを促進します。	「かわさき共生＊共育プログラム」の担当者 に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行 いました。また、学校からの要請等による研修も開 催し、「個性の違いを認められる」とことや「自分 を表現し、その意見が尊重され、仲間と分か ち合うことができる」等、子どもの権利につ ながるエクササイズを紹介しました。さらに、 事業の啓発を継続するとともに「教育だより」 などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市 SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間 を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズ を実施し、安心して生きる権利の周知とあわ せて取り組みました。	「かわさき共生＊共育プログラム」の担当者 に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行 いました。また、学校からの要請等による研修も開 催し、「個性の違いを認められる」とことや「自分 を表現し、その意見が尊重され、仲間と分か ち合うことができる」等、子どもの権利につ ながるエクササイズを紹介しました。さらに、 事業の啓発を継続するとともに「教育だより」 などを活用した広報に努めました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに 応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修 において、条例の趣旨等を理解するための講 話を引き続き実施しました。	4月と8月に実施した「かわさき共生＊共育 プログラム」の担当者を対象とする集合形式 の研修や、学校からの要請等による研修にお いては、「個性の違いを認められる」とことや「自分 を表現し、その意見が尊重され、仲間と分か ち合うことができる」等、子どもの権利につ ながるエクササイズを紹介しました。さらに、 事業の啓発を継続するとともに「教育だより」 などを活用した広報に努めました。 各学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方 教育」を含む年間7時間を標準時数としたエク ササイズを実施し、安心して生きる権利の周知 とあわせて取り組みました。	3年間を通し、推進担当者や教職員に向けた 研修において、子どもの権利に繋がるエウ サイズの紹介を行うことができました。 また、令和4年度に始まった「川崎市SOSの 出し方・受け止め方教育」について、「教育 だより」を活用した広報に努め、その目的や 意義の周知を図り、各学校での取組の充実 につなげることができました。	引き続き、市立学校において、社会性を育 成する「かわさき共生＊共育プログラム」を 実施し、子どもたちが自分や他者の人権の尊 重について理解し、よりよい人間関係を築く ための方法やルール、SOSの出し方・受け止 め方などのスキルを身に付けるための学びを 推進していく必要があります。	C	教育委員会事 務局	教育政策室

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A: 目標を大きく上回って達成 B: 目標を上回って達成 C: ほぼ目標どおり D: 目標を下回った E: 事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課	
施策の方向 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利理解から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。	24条		☆	228	4 226	権利学習派遣事業（再掲）	■目的・目標：「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的・目標として取組を行います。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希望する小学校16校、中学校4校の合計21校78学級で実施しました。ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深め、いじめの防止につなげました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性の多様性を尊重すること」について、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分でも権利を尊重することを学ぶ「授業プログラム」を今年度から本格的に実施しました。他にも、「子どもの権利条例」について学ぶ「授業プログラム」が、小学校6校、中学校2校、特別支援学校1校の合計9校48学級で実施しました。人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの権利」をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもの意見表明やそれを支える大人のアドボカシーなどを考える契機としました。「子どもの権利学習の意義」や「子どもの権利の日」などに関する記事や人権尊重教育実践集として、GIGA端末未接続有サイトに掲載しました。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希望する小学校16校、中学校4校の合計21校78学級で実施しました。ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深め、いじめの防止につなげました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性の多様性を尊重すること」について、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分でも権利を尊重することを学ぶ「授業プログラム」が、小学校9校、中学校1校の合計10校32学級で実施しました。人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの意見表明」をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもの意見表明やそれを支える大人のアドボカシーなどを考える契機としました。「子どもの権利学習の意義」や「子どもの権利の日」などに関する記事や人権尊重教育実践集として、GIGA端末未接続有サイトに掲載しました。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希望する小学校14校、中学校6校、特別支援学校1校の合計21校80学級で実施しました。ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深め、いじめの防止につなげました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性の多様性を尊重すること」について、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分でも権利を尊重することを学ぶ「授業プログラム」は、毎年10校程度の申込があり、条例の理念や子どもの権利について指導方法を工夫し、多くの児童生徒が理解を深めることにつながりました。ライフステージの研修や人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨や子どもの権利についての講話を行い、教職員への理解も深めることができました。	CAPプログラムについては、多くの保護者への子どもとの権利の周知を目的に、学校公開日等での大人ワークショップの実施を検討し、保護団体とも連携・協力して実施していきます。性的マイノリティの講師を招いた講演会については、実施校数が増加していることから、新たに実施団体を選定し、希望する学校に啓発していきます。また、実施していない学校の相談体制を整備して児童生徒の理解度等の情報収集に努め、多くの学校の実施につなげていきます。「子どもの権利に関する条例」について学ぶ「授業プログラム」や教職員への周知については、引き続き実施方法や研修内容を検討し、啓発を進めていく必要があります。	B	教育委員会事務局	教育政策室	
		育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。	24条	☆	229	30 217		人権尊重教育推進担当者研修（再掲）	■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの権利」をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもの意見表明やそれを支える大人のアドボカシーなどを考える契機としました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを明確にしました。権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方等、子どもの権利に関する理解を深めました。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は「子どもの意見表明」をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもの意見表明やそれを支える大人のアドボカシーなどを考える契機としました。「子どもの権利学習の意義」や「子どもの権利の日」などに関する記事や人権尊重教育実践集として、GIGA端末未接続有サイトに掲載しました。	3年間を通して、人権尊重教育を推進する担当教職員に対して、様々な人権研修を取り上げ、外部講師の力も活用しながら、子どもに関するさまざまな研修を実施し、研修の質は高まっている。また、研修の場には、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」、「環境づくり」を通して、子どもの権利保障について考え、各学校の取組に活かしていくことができます。また、学校全体計画についても校内の教職員で検討したことで、組織的に人権尊重教育を推進することにつながりました。	人権尊重教育を推進する担当教職員が受講した研修内容について、各学校の教職員に確実に共有され、日常の教育活動に継続的に生かされるよう、更なる周知が必要であると考えています。今後も、研修や情報発信の機会を継続的に工夫しながら、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解が学校全体で深まるよう、周知方法を検討していきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室	
				☆	230	218		校長を対象とした研修会の開催（再掲）	■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」「性的マイノリティの児童生徒への対応」などに関する内容と、学校全体で共通理解するべき事項の理解やその多様性を尊重する「環境づくり」に必要な意識、関連法規制との連携について研修を行いました。また、外国につながるある児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」等に関する内容と、学校全体で共通理解するべき事項の理解やその多様性を尊重する「環境づくり」に必要な意識、関連法規制との連携について研修を行いました。また、外国につながるある児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」等に関する内容と、学校全体で共通理解するべき事項の理解やその多様性を尊重する「環境づくり」に必要な意識、関連法規制との連携について研修を行いました。また、外国につながるある児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。	3年間を通して、市内すべての校長に対して、学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての研修をすることで、人権尊重教育に対する意識及び人権尊重に基づいた教育活動について、個人や学校全体の取り組み強化を図ることができ、さらなる推進に向け意識の向上を図ることができました。	人権尊重教育を推進する担当教職員が受講した研修内容について、各学校の教職員に確実に共有され、日常の教育活動に継続的に生かされるよう、更なる周知が必要であると考えています。今後も、研修や情報発信の機会を継続的に工夫しながら、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解が学校全体で深まるよう、周知方法を検討していきます。	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
				☆	231	219		教職員研修（再掲）	■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる活動について研修しました。	3年間を通して、受講者に理論と体験を通して人間関係を構築するための方法を学ぶ機会を提供し、人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係について、指導能力の向上を図ることができました。	理論と体験を通して人間関係を構築する手法や学習機会を提供し、人権尊重を構築した児童生徒同士の信頼関係づくりに関する指導方針につながっています。さらなる推進を図るため、教育現場の状況を踏まえながら内容の更新を行い、継続的に取り組む必要があります。	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター	
				☆	232	34		スクールカウンセラー研修（再掲）	■目的・目標：いじめ、不登校等の未然防止、早期解決等のために、必要な知識や方策について理解を図ります。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー研修会をスクールカウンセラーと合同で年3回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行いました。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーに対して研修を実施することができました。スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーとともに、子ども理解や子どもを守るための機関連携等について、学んでもらうことができました。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー研修会をスクールカウンセラーと合同で年3回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行いました。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーに対して研修を実施することができました。SC・巡回SCともに、子ども理解や子どもを守る可能性が広がる課題について、カウンセラーがより理解を深めることができたと考えます。	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
			26		☆	233		人権オンブズパーソン広報・啓発事業	■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申請ができる人権オンブズパーソン制度について広報します。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを約120,000部印刷し、市内の小・中学校（特別支援学校及び私立含む）等の児童・生徒に配布したほか、啓発チラシを約127,000部印刷し、市内の保育園・幼稚園を通じてその保護者や市内の高等学校（県立含む）の生徒、こども文化センター及び児童養護施設に配布しました。教育委員会と連携し、相談カードには市立小中学校の児童生徒はGIGA端末からも相談受付フォームにアクセスできることを記載しました。また、啓発チラシの表面をポスターとして学校の表で活用してもらうほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、P動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを12,000部印刷し、市内の小・中学校（特別支援学校及び私立含む）等の児童・生徒に配布しました。また啓発チラシを41,000部印刷し市内の高等学校（県立含む）の生徒、こども文化センター及び児童養護施設に配布しました。市内の保育園・幼稚園を通じて保護者向けに掲示等の依頼を行いました。子育てフェスでのパネル等での展示、P動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映、子育てフェスで放映したカードにGIGA端末から直接アクセスができる2次元コードを掲載し、子どもからの相談についてはGIGA端末を窓口のメールを利用して実施できる体制を整えました。さらに、こども未来局子どもの権利担当と連携し、118のホームページ上に人権オンブズパーソンのメニューを設け、アプタ等においてパネルを展示しました。	デジタル化の進展に伴い、広報や相談対応において、必要な改善を図ってきました。子どもの権利についての普及啓発について子ども未来局子どもの権利担当と連携を図りながら進められました。	引き続き、関係局等と連携を図りながら、人権オンブズパーソンに相談しやすい環境を整備していく必要があります。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	
				☆	234			人権オンブズパーソン子ども教室推進事業	■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（36クラス、1,050人）、中学校4校（22クラス、712人）及び、児童養護施設3施設（55人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。また、小中学校や中学校で子ども教室の実施後において、一部の学校に「川崎市×××にドナルド君の権利」の冊子の配布を学校に依頼し、子どもの権利の啓発を行いました。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（31クラス、839人）、中学校4校（21クラス、687人）及び、児童養護施設2施設（51人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる2次元コードを引き続き掲載しました。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（31クラス、839人）、中学校4校（21クラス、687人）及び、児童養護施設2施設（51人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。GIGA端末からの相談方法の説明を行うとともに相談センターや各区モニターや人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図りました。	引き続き、人権オンブズパーソンが身近に相談できる機関であることを周知し、利用の促進を図ります。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	
				☆	235	221		相談カード「ひとりで悩まない」の作成、配布（再掲）	■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できるところを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。	相談カードを118,500枚作成し、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる2次元コードを引き続き掲載しました。	相談カードを118,500枚作成し、市内小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て児童生徒が相談できるような環境づくりを行いました。また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる2次元コードを引き続き掲載しました。	3年間を通して、ペーパーレス化の中でも継続して市内小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも紙で配布することで、様々なところから情報を得て児童生徒が相談できるような環境を作ることができました。	引き続き、様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できるところを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図る必要があります。今後についても、児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行っていく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課	
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(12) 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等 いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。	㉔ 学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。	24条	☆	236	222	スクールソーシャルワーカーの配置事業（再掲）	■目的・目標：不登校やいじめの問題等、子どもが置かれた状況に応じた支援を行います。 ■事業概要：スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関と連携しながら、子どもが置かれている環境の調整を行い、課題を抱えた子どもを支援します。	各区に1名以上（全12名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。	各区に1名以上（全13名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。	各区に1名以上（全14名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。	令和5年度から令和7年度まで、毎年1名ずつスクールソーシャルワーカーを増員し、各区2名の体制にできたことで、要請による派遣に加えて学校への巡回訪問の支援をすることができるようになった。また、福祉部局等との連携強化を進めることもでき、相談支援体制の充実を図ることができた。	子どもが虐待や体罰、いじめの問題等について相談しやすい環境を整備し、子どもの権利侵害に配慮した相談と救済が行えるようするために、学校のスクールカウンセラー、福祉部局の職員等とのさらなる連携体制の強化を進めていく必要があります。また、地域性を考慮し、さらに1名の増員が必要なくもありません。	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
				☆	237		区を単位とした学校運営支援	■目的・目標：各区内の校長が抱える学校運営上の相談や問題・課題等について、迅速かつ適切に対応するための措置を講じたり、指導・助言を行います。 ■事業概要：各区役所の地域まもり支援センターと連携しながら、区・教育担当が、より学校に近いところで迅速かつ丁寧に学校運営を支援します。	全市立学校（179校）を対象に、令和5年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。 児童生徒指導連絡会にて、各学校の取組を共有しました。	地域包括ケアシステムのもと、各区役所の地域まもり支援センターとともに、児童指導に関わる情報共有を図りました。また、関係部署、諸機関と連携して、支援が必要な児童生徒及び家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。	地域包括ケアシステムのもと、各区役所の地域まもり支援センターとともに、児童指導に関わる情報共有を図りました。また、関係部署、諸機関と連携して、支援が必要な児童生徒及び家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。	各区・教育担当と関係部署、諸機関と連携を図りながら、支援が必要な児童生徒・家庭に対し、組織的な対応することができました。	児童生徒・保護者の心のストレスに起因した対応事例が増加しており、個々の状況を的確に把握し、専門機関と一層の連携が必要となっています。	C	教育委員会事務局	指導課	
				☆	238		児童生徒指導点検強化月間の実施	■目的・目標：児童生徒指導体制の一層の充実とともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上を図ります。 ■事業概要：校内研修の実施や児童生徒指導体制の点検及び児童生徒指導へのアンケート等を実施し、課題や対策について教職員が共有して取組ます。	全市立学校（179校）を対象に、令和4年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。 児童生徒指導連絡会にて、各学校の取組を共有しました。	全市立学校（179校）を対象に、令和6年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。 児童生徒指導連絡会にて、各学校の取組を共有しました。	全市立学校（180校）を対象に、令和7年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。 児童生徒指導連絡会にて、各学校の取組を共有しました。	この時期に点検強化月間を実施している経緯を担当者に理解してもらい、各学校において児童生徒指導体制の一層の充実に向けて取り組むことができました。 区・教育担当が各学校の報告の記載内容を確認して、必要に応じて課題改善に向けた支援を行うことができました。 いじめ問題への理解や未然防止の取組を効果的に行っている学校の事例について全園いじめ問題サミットのポスターセッションで発表をおこないました。	児童生徒指導点検強化月間の実施を始めて、一定の期間が経ち、様々な工夫や効果的な取組を行っている学校がある一方で、形骸化している学校が散見されるため、あらためて、目的の周知や点検項目の内容を検討していく必要があります。	C	教育委員会事務局	指導課	
				☆	239		支援教育コーディネーターの配置・活用	■目的・目標：児童生徒の多様な教育的ニーズへの早期発見・早期対応を図ります。 ■事業概要：特別支援教育の専門性に加え、児童生徒指導・教育相談のスキルを持った支援教育コーディネーターを専任化し、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた校内支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施することで課題の改善を図ります。	全ての市立小・中・高等学校に支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を充実させることができました。	全ての市立小・中・高等学校に支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を充実させることができました。	全ての市立小・中・高等学校に支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を充実させることができました。	全ての市立小・中・高等学校において、支援教育コーディネーターを中核に据えながら、校内での支援体制を充実させ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を実施することができました。	特別な教育的ニーズが多様化、複雑化するとともに、支援が必要な児童生徒が増加している状況を受け、相談できる体制整備や支援教育に従事できる時間の確保などの検討が必要となってきています。	C	教育委員会事務局	支援教育課	
				☆	240		いじめ防止対策連絡協議会	■目的・目標：いじめの未然防止について、関係機関と情報を共有し、協議します。 ■事業概要：いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。	本市のいじめ防止等に関する機関や団体把握しているいじめの発生状況や、対応等の情報の共有といじめ問題の諸課題について研究協議し、連携の推進や対応等の充実を図ることができました。	いじめの防止等に関する機関とのさらなる連携及び協力体制の強化に向け、今後、協議内容等の検討が必要です。	C	教育委員会事務局	指導課	
				☆	241	198	24時間電話相談（再掲）	■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等を24時間いつでも相談できる体制を整えます。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすいよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすいよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすいよう工夫しました。年末年始、夜間は民間企業に業務委託し、必要に応じて連携して支援にあたっています。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすいよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、必要に応じて連携して支援にあたっています。	利用者が通話料を負担することなく利用することができるよう24時間SOS電話は文部科学省のフリーダイヤルに一本化するため、電話相談紹介カードにもその内容を明記し案内を行います。また、24時間業務委託を行うことで安定した相談体制を整える必要があります。		C	教育委員会事務局	教育相談センター
				☆	242	199 224	教育相談事業（再掲）	■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和5年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。電話相談では土日祝日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。申し込み方法の変更や業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の縮減に努めました。メール相談では24時間相談を受け付け、他部局と連携しました。また、ホームページの相談のご案内を改定し、相談窓口の周知を図りました。	市内2カ所の相談室において、不登校、いじめ等に関する相談を受け、保護者と児童生徒の支援を継続的に行うことができました。申し込み方法の変更や業務改善を進め、待機日数を短縮することができました。メール相談や電話相談では、ホームページ等での周知やいつでもできる体制を整えたことで、保護者や児童生徒の多くの相談に対応することができました。	多くの児童生徒や保護者に適切な相談が早期に受けられることができるよう、相談室の業務改善や相談体制の見直しを図っています。メール相談や電話相談においても、子どもたちがいつでも安心して相談できるよう、他部局とも連携しながら、丁寧な相談に努めていく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター		
☆	243	200 225	スクールカウンセラーの配置・活用（再掲）	■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、学校巡回カウンセラー派遣を通して、児童生徒や保護者との面談によって不安感の軽減・解消ができたり、コンサルテーションによって教職員の教育相談力が向上したりするなど、各学校における教育相談体制の構築と児童生徒の安心感の向上に寄与することができました。	スクールカウンセラー配置、学校巡回カウンセラー派遣を通して、児童生徒や保護者との面談によって不安感の軽減・解消ができたり、コンサルテーションによって教職員の教育相談力が向上したりするなど、各学校における教育相談体制の構築と児童生徒の安心感の向上に寄与することができました。	子どもが抱える心理的な不安や課題に対する対応のために、学校における心理職の需要が、依然高まり続けています。より効果的な学校巡回カウンセラーの派遣やスクールカウンセラーの配置について検討を進め、需要に対応するとともに、学校の教育相談体制の構築と取組のさらなる推進を支援することを課題と捉えています。	C	教育委員会事務局	教育相談センター					
(13) 育ち・学ぶ施設等における個人情報管理	育ち・学ぶ施設等において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。	㉕ 学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことがないように配慮します。			244		保育園における守秘義務の厳守、情報管理の徹底強化	■目的・目標：保育に当たり知り得た子どもや保護者に関する情報の扱い、個人情報の適切な管理について、周知徹底を図ります。 ■事業概要：守秘義務の厳守や情報管理の徹底について、職場内の会議や危機管理研修等を通して意識向上に努めます。	職員会議の中で、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。	職員会議や情報セキュリティ研修等を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底について、理解を深めました。服務チェックや情報漏洩について事故事例の共有し、よりよい予防策を検討し実施しました。情報の取り扱いについては、周知徹底し、危機管理意識の向上を図りました。	職員会議や情報セキュリティ研修等を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底について、理解を深めました。服務チェックや情報漏洩について事故事例の共有し、よりよい予防策を検討し実施しました。情報の取り扱いについては、周知徹底し、危機管理意識の向上を図りました。	職員会議や情報セキュリティ研修、セルフチェック等を通して個人情報や情報管理について、ルールを確認したり、服務チェックや日頃、担当部署より迅速さなどを職員に迅速に共有することや、現状での問題点について出て出合って解決する機会を持つこと、その都度の振り返りを行い、一つ一つを丁寧に大丈夫な検討・共有すること等を通して、情報管理について徹底し、職員の危機管理意識が高まることできました。また、会計年度職員についても丁寧な支援の元、意識の向上につなげることができました。	要配慮・高度な個人情報を取り扱うことについて、職員のICT・セキュリティ意識のばらつきをなくしていくことや、業務の忙しさとセキュリティ対策の両立や、業務の効率化とセキュリティ対策の両立についてバランスを取りながら、運用の適正化・高度化を継続的に推進する必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部	
					245		児童相談所における情報の適正管理	■目的・目標：個人情報の適正管理を確実に行います。 ■事業概要：子ども本人に関する個人情報の適正な管理を行うため、新任職員研修等で記録の取扱いに関する内容を含めた研修を行います。	相談記録等の重大な個人情報や個人情報の適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	新任職員等を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	新任職員等を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。	研修の実施により、個人情報保護に関する意識と知識の向上が図られ、相談記録等の個人情報や個人情報の適正な管理の体制が強化されました。情報漏洩等のリスク低減につながることも、子どもの権利擁護の確実な推進に寄与しました。	引き続き、個人情報及びプライバシー性の高い情報を適正に管理するとともに、研修や日常業務を通じて個人情報保護への意識向上を図り、組織全体としてセキュリティの確保をしていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(13)育ち・学ぶ施設における個人譲歩の管理 育ち・学ぶ施設において、子ども本人の関する文書等を適切に管理します。 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。	26学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。	25		246		学校における子どもの処遇に関する適正手続き	■目的・目標:学校における子どもの処遇に関して適正な手続きを行います。 ■事業概要:学校において、退学や停学の処分、出席停止の措置などが決められるときには、子ども本人から、事情や意見を聴くなど弁明の機会を設け、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるよう配慮します。	学校における子どもの処遇に関して、児童生徒や保護者の事情や意見を聴きだした上で、適正に手続きを行うよう配慮しました。	学校における子どもの処遇に関して、児童生徒や保護者の事情や意見を聴きだした上で、適正に手続きを行うよう配慮しました。	学校における子どもの処遇に関して、文書を公正に作成し、個人情報保護条例に基づき適切に管理したうえで、退学・停学等の決定時には意見聴取の機会を確保し、適正な手続きを行った。	弁明の機会の確保や文書管理の徹底により、処遇決定の透明性と公平性が高まり、子ども・保護者が納得しやすい手続きが定着してきた。	文書管理と意見聴取の質をさらに高め、処遇手続の公正性をより確実なものとするため、学校現場での理解促進と運用の継続的な改善が必要です。	C	教育委員会事務局	指導課
				247		学校における情報の適正管理	■目的・目標:子どもの個人情報の不適切な管理や漏えいを防ぎます。 ■事業概要:子どもの個人情報保護の適正管理について初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任教諭及び新任校長研修等の志望研修で行います。子どもの個人情報は校務支援システムにおいて万全の対策が施されたデータセンターで管理を行います。	子どもに関するデータの取扱い及びUSB等可搬媒体の適正管理について初任者研修等年次研修、新任教諭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等での研修において、事例をもとに研修を行いました。また、文書での注意喚起等を継続させることと共に希望校へ訪問し情報セキュリティ研修を行いました。校務用コンピュータで使用するUSB等可搬媒体については引き続き資産管理システムによる登録制としてシステム管理を実施していますが、今年度はデータ整理を依頼し、USBメモリ削減に向けた再登録を実施しています。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われています。	子どもに関するデータの取扱いについて初任者研修等年次研修、新任教諭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等での研修において、事例をもとに研修を行いました。また、文書での注意喚起等を継続させることと共に希望校へ訪問し情報セキュリティ研修を行いました。校務用コンピュータで使用するUSB等可搬媒体については引き続き資産管理システムによる登録制としてシステム管理を実施していますが、今年度はデータ整理を依頼し、USBメモリ削減に向けた再登録を実施しています。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われています。	子どもに関するデータの取扱いについて初任者研修等年次研修、新任教諭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等での研修において、事例をもとに研修を行いました。また、文書での注意喚起等を継続させることと共に希望校へ訪問し情報セキュリティ研修を行いました。校務用コンピュータで使用するUSB等可搬媒体については引き続き資産管理システムによる登録制としてシステム管理を実施していますが、今年度はUSBメモリの大幅な削減に向けた再登録を実施しています。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われています。	各研修で、実際の事例をもとにした内容を取り扱ったり、研修をオンライン上で全教職員を対象としたりすることで、多くの教職員に子どもに関するデータの適正管理について周知することができました。その結果、教諭の意識は高まりました。資産管理システムへの登録許可制は継続しており、個人情報の適正な管理体制は維持されています。	子どもに関するデータの適正管理については継続して周知徹底をし、必要に応じて点検や校内研修を実施することで教職員の適正管理への意識を高く保ちたいと考えています。また、USBメモリ等可搬媒体については、教職員がデータの保存場所について情報の区分ごとに考えられるよう研修等で啓発を継続し、データの整理を促進させることで、大幅な削減していくことが必要です。	C	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター	
		(14)地域における子育て及び教育環境の整備等 子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもて行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	27	26		248	防犯対策事業	■目的・目標:子どもが犯罪等に巻き込まれることなく、地域の中で安全かつ安心して過ごせる環境づくりを推進することを目的として事業を実施します。 ■事業概要:川崎市及び各区の安全・安心まちづくり協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動、安全・安心に関する情報配信等を実施します。	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和5年度決算額952千円)ほか、青色回転灯装備の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。 防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。 また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムの運用を行いました。	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和6年度決算額930千円)ほか、青色回転灯装備の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。 防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。 また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムの運用を行いました。	安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和7年度決算額930千円)ほか、青色回転灯装備の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。 防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。 また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムの運用を行いました。	防犯用員の貸与等を行うことで、通学路での見守りボランティアの活動を支援するとともに、市内全域を青色回転灯装備の公用車でパトロールすることで、登下校時などにおける子どもの見守りを実施することができました。 防犯カメラ設置補助を行い、通学路の安全確保の向上を図ることができました。 防犯アプリにより、事件や不審者情報の配信を行うことで、子どもの安全確保につなげることができました。	防犯対策については、継続的な取り組みが必要であることから、安全・安心まちづくり推進協議会等における連携を進め、子どもの安全確保のために、より効果的なパトロール対策に取り組んでいく必要があります。 防犯アプリの効果的な周知及び関係機関と連携し、迅速に事件等の情報を配信することに取り組んでいく必要があります。	C	市民文化局区役所	地域安全推進課 危機管理担当
		249		交通安全推進事業	■目的・目標:交通安全教室の開催やランドセルカバーの配布を行うなど、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることで、幼児・児童の交通事故を無くすることを目的として、事業を実施します。 ■事業概要:子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた交通安全教育を実施します。また、路面標示や啓発看板等の設置、新入学児童へのランドセルカバーの配付等により、通学路における安全対策を実施します。	幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施しました(553回)。そのうち、小学3年生に対しては自転車交通ルールの学習を実施しています。 また、通学路における交通安全対策として、路面標示を134箇所、通学路電柱着付表示を597箇所設置するとともに、新入学児童全員にランドセルカバーを配布しました。	幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施しました(592回)。そのうち、小学3年生に対しては自転車交通ルールの学習を実施しています。 また、通学路における交通安全対策として、路面標示を140箇所、通学路電柱着付表示を690箇所設置するとともに、新入学児童全員にランドセルカバーを配布しました。	幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施することで、交通ルールや交通マナーを身に付けるとともに交通安全の意識の高揚につなげることができました。 また、毎年新入学児童にランドセルカバーを配布し、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることにつなげることができました。	年齢段階に応じた交通安全教室(歩行教室・自転車教室)を実施することで、交通ルールや交通マナーを身に付けるとともに交通安全の意識の高揚につなげることができました。 また、毎年新入学児童にランドセルカバーを配布し、自ら交通安全の意識を持つことや車両の運転手に子どもの存在を視認させることにつなげることができました。	子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、年齢段階に応じた交通安全教室を実施し、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、路面標示等の設置、ランドセルカバーの配布等の交通安全対策に取り組む、また、交通安全関係団体、警察等と連携して、子どもの交通安全確保のために引き続き取り組んでいく必要があります。	C	市民文化局区役所	地域安全推進課 危機管理担当			
		250	135	地域子育て支援センター事業(再掲)	■目的・目標:子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指します。 ■事業概要:地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。	市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	市内54か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座やコンサートなど親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。	市内54か所の「地域子育て支援センター」について、令和7年度から「地域子育て相談機関」として再編し、「センターごとに多様な事業・イベントの実施や、リニューアルした「かわさき子育てアプリ」を活用した、イベント情報・おたふりの発信等を行い、利用者数・相談件数の増加に努めました。 また、職員に対し毎年度テーマ別研修や、市と事業者との懇談会(意見交換や情報共有等)を実施するとともに、乳幼児期の多様なニーズに対応し、必要な場合には関係機関と連携し繋げることができるよう、関連施策・制度(発達相談、療育、母子保護、特別支援教育、児童相談所、保育等)に関する学習や「発達相談支援コーディネーターフォーラム」への参加により、サービス水準の向上を図りました。	市内54か所の「地域子育て支援センター」について、令和7年度から「地域子育て相談機関」として再編し、「センターごとに多様な事業・イベントの実施や、リニューアルした「かわさき子育てアプリ」を活用した、イベント情報・おたふりの発信等を行い、利用者数・相談件数の増加に努めました。 また、職員に対し毎年度テーマ別研修や、市と事業者との懇談会(意見交換や情報共有等)を実施するとともに、乳幼児期の多様なニーズに対応し、必要な場合には関係機関と連携し繋げることができるよう、関連施策・制度(発達相談、療育、母子保護、特別支援教育、児童相談所、保育等)に関する学習や「発達相談支援コーディネーターフォーラム」への参加により、サービス水準の向上を図りました。	「気軽な相談」「遊び場」「子育て世帯同士の交流」「地域活動の場」として市民に気軽に利用されるよう、センターごとに多様な事業・イベントの実施や、リニューアルした「かわさき子育てアプリ」を活用した、イベント情報・おたふりの発信等を行い、利用者数・相談件数の増加に努めました。 また、職員に対し毎年度テーマ別研修や、市と事業者との懇談会(意見交換や情報共有等)を実施するとともに、乳幼児期の多様なニーズに対応し、必要な場合には関係機関と連携し繋げることができるよう、関連施策・制度(発達相談、療育、母子保護、特別支援教育、児童相談所、保育等)に関する学習や「発達相談支援コーディネーターフォーラム」への参加により、サービス水準の向上を図りました。	地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に来所して利用できるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図るとともに、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、保育・子育て総合支援センターや地域みまもり支援センターとの連携を一層強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりに向けた取組をさらに進める必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当		
		251	42	青少年関係団体活動支援事業(再掲)	■目的・目標:青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。 ■事業概要:川崎市青少年育成連盟(一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成)の活動を支援します。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修は、中高生が委員となり、研修を企画する中で自分の意見や考えを表したり、参加者とともに団体相互の理解を深める良い機会となっています。地域における子どもたちの自発的な活動を支援することができました。	団体活動の活性化のためには、子どもやその保護者に団体活動への関心を持ってもらえよう、市立小学校や青少年教育施設と連携し、広報活動を工夫する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室			
		252		青少年健全育成環境推進事業	■目的・目標:市民と行政の連携により、青少年の健全やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ります。 ■事業概要:行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援するとともに、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施します。	各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援しました。また、市内各小学校の1～3年生へ「こども110番」の事業広報チラシを配布しました。 また、街頭キャンペーンを実施したり、青少年の健全やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動を行い、市民意識の醸成に取組みました。	各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援しました。また、市内各小学校の1～3年生へ「こども110番」の事業広報チラシを配布しました。 また街頭キャンペーンを実施したり、青少年の健全やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動を行い、市民意識の醸成に取組みました。	各区で「こども110番」事業の実施支援や街頭キャンペーンの実施を行い、青少年の健全やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動青少年の健全やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向けて、市民意識の醸成を図ることができました。	「こども110番」事業の運営支援や街頭キャンペーンの実施を行い、青少年の健全やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動青少年の健全やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向けて、市民意識の醸成を図ることができました。	今後も引き続き、市民一人ひとりの理解と関心を高めるため、分かりやすい情報発信や啓発活動等を継続的に実施し、市民意識の醸成を図っていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室			
		253		青少年指導員活動支援事業	■目的・目標:青少年指導員の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成、非行防止、社会環境健全化を推進します。 ■事業概要:地域社会全体で子ども・若者を見守り、育成するための推進役として、市長及び県知事から委嘱された青少年指導員活動を支援します。	地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロールを月数回実施しました。各関係団体への委員派遣を行いました。全市の指導員を対象とする研修会「発達障害のある子どもの理解と対応～社会の中でより良く生きるために～」を開催し、資質向上を図りました。 青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。 インターネットカフェ・まんが喫茶とドラッグストアを対象に条例に基づく指導の実施状況調査する「社会環境実態調査」への協力として、神奈川県からの依頼に基づき調査を実施しました。	地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロールを月数回実施しました。各関係団体への委員派遣を行いました。全市の指導員を対象とする研修会「スリーアイズ講習」に96名の青少年指導員が参加し、地区を越えた交流を通してモチベーションの向上を図りました。 青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。 インターネットカフェ・まんが喫茶とドラッグストアを対象に条例に基づく指導の実施状況調査する「社会環境実態調査」への協力として、神奈川県からの依頼に基づき調査を実施しました。	地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロールを月数回実施しました。各関係団体への委員派遣を行いました。全市の指導員を対象とする研修会「ヤングケアラー」について～周りにいる大人にできることを考える～に113名の青少年指導員が参加し、資質向上を図りました。 青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。 インターネットカフェ・まんが喫茶とドラッグストアを対象に条例に基づく指導の実施状況調査する「社会環境実態調査」への協力として、神奈川県からの依頼に基づき調査を実施しました。	「社会環境実態調査」では、各区青少年指導員が対象施設の調査を実施し、県への報告を行うことで、青少年を取り巻く社会環境の実態把握に貢献しました。	引き続き指導員のスキルの向上やモチベーション維持を図っていくほか、定数割れが続く指導員欠員の解消対策を検討していく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室			

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	N ₁	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等 子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもとで行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	子どもにとって安全・安心なまわりのづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会など各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。	26条		254	38	地域教育会議(行政区・中学校区子ども会議)(再掲)	■目的・目標:子どもたちを豊かな成長を育む活動を行っている地域教育会議の活動を支援することで、まちづくりや地域の活性化などに資する、子どもたちの意見の受け止めなど、社会全体で子どもの声をしっかりと受け止める環境の構築をめざします。 ■事業概要:各行政区・中学校区地域教育会議を支援し、行政区・中学校区子ども会議等の活動の中で、文化・スポーツを通して子どもの交流を促進や、子どもの意見表明や権利学習を支援を行うほか、各団体の情報共有の機会を設けて、連携の促進をめざします。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域課題や世界情勢に関わることなど、独自にテーマを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれの魅力を各地域で共有しました。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域課題や世界情勢に関わることなど、独自にテーマを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれの魅力を各地域で共有しました。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの権利について考える機会や、子どもたちが意見表明や自己実現を行う機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれのノウハウや成果等を各地域で共有しました。	子どもたちにとって身近な地域住民や保護者が中心となり、子どもの権利について学ぶ機会を設けるとともに、啓発や交流を目的とした活動を継続的に実施したことで、子ども自身の権利への理解が深まったほか、大人も子どもの意見や思いに目を向ける意識が高まりました。	今後も継続して持続可能な取組としていくため、過去のやり方にとらわれことなく、活動内容や進め方を検証・改善しながら、より多くの人が関わりやすい体制づくりを進めていく必要があります。	C	教育委員会事務局	地域教育推進課
					255		地域の寺子屋事業	■目的・目標:地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりと、シニア世代の知識と経験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進め、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。 ■事業概要:地域の主体的な取組として、学校施設を活用しながら、放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	当該事業については、地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題により、開講数は95か所(目標117か所)と目標値を下回りましたが、各寺子屋において、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。	当該事業については、地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題により、開講数は99か所(目標141か所)と目標値を下回りましたが、各寺子屋において、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。	当該事業については、地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題により、開講数は102か所(目標166か所)と目標値を下回りましたが、各寺子屋において、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。	寺子屋未開講地域の人材へのアプローチや町内会・自治会の掲示板や回覧などを通じた周知、養成講座などの実施による人材育成により、地域の寺子屋の運営に関わる人を令和4年度の1,181人から1,354人に増やすことができました。	すべての小、中学校に寺子屋を開講できていないことから、引き続き更なる地域人材の掘起こしや寺子屋事業の周知、新規開講に向けた機運醸成等が必要となります。	D	教育委員会事務局	地域教育推進課
		一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するための、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。	26条		256		川崎区幼・保・小連携事業	■目的・目標:幼稚園、保育所等施設及び小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもから幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。 ■事業概要:幼稚園、保育所等施設及び小学校を対象とした研修会や会議などの情報交換及び授業参観、保育参観等を実施し、支援体制作りを進めます。	園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会は「幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿」を共有しながら情報交換を実施、あわせて保育園と小学校の連携の取組状況の報告をしていただき、更に幼保小間の相互理解を深めることができました。幼稚園、保育施設の小学校訪問は、園が参加できる機会を増やすため通年で実施、年長児の就学体験については、半数以上の小学校で対面により実施ができましたが、昨年度と同様に補助的なツールとして、小学校のイメージがわかるような「小学校の一日」がわかるスライドを作成し、幼稚園、保育施設の希望施設に配布し視聴しただけで済みました。 また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐいちねんせい」については全市版として日本語版のほか、英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語版を作成しました。	園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会では相互理解を深めるために小学校を中心とした近隣施設グループに分れて、意見交換や情報交換に多くの時間を費やしました。また、実務担当者連絡会では教育委員会の指導主事による架け橋期のプログラムについての講話を実施しました。 小学校での授業参観及び意見交換会は7月から2月にかけて、全20校で計23回実施され多くの園から参加があり、小学校教員による、幼稚園・保育所等での保育体験研修も実施しました。年長児が小学校訪問し在校生と交流したり学校見学をする機会も、区内18校で実施されました。 昨年度に引き続き、7区共通事業として「もうすぐいちねんせい」を外語版も含めて作成し、就学時健康診断の時に配布しました。	小学校と学区内の幼稚園・保育所等を中心とした連携グループを編成しました。各種連絡会では連携グループで顔の見える関係を活かした意見交換・情報交換を行いました。小学校での授業参観、意見交換会は全20校で計23回、幼稚園・保育所等における保育体験研修は9校からのべ18名の参加があり、相互理解を図りました。また、年長児による就学体験も全20校でおこなわれ、1年生との交流もできました。7区共通事業の「もうすぐいちねんせい」も引き続き実施しました。	徐々にではありますが、相互理解が着実に進展しました。令和7年度に編成した連携グループで小学校を中心とした地域の課題を身近な施設とつづいで共有できるようになりました。幼稚園・保育所等と小学校が各種連絡会や意見交換会等でお互いの保育・教育について話し合うことで、よりよい関係性を築く土台ができました。	今後も子どもの権利については、連携グループを中心に各種連絡会等で顔の見える関係性を活かして、広報・啓発、学習の機会を確保します。さらなる相互理解を深めるため、連携事業を通じて支援します。課題としては、連携グループに属していない施設があることから、より多くの園が関わられるように連携グループへの参加を勧めていくことが必要です。	C	こども未来局	川崎区保育・子育て総合支援センター
					257		幸区幼・保・小連携事業	■目的・目標:幼稚園・保育園・小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもから幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。 ■事業概要:研修会や連絡会などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進めます。	当初の計画どおり、小学校訪問、幼稚園・保育所等施設の体験研修・参観、園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会を実施しました。幼保小双方の現状理解を深めたことで、参加者からは、共有した情報について施設内へ引き継いでいきたい、近隣園と連携していきたい等の意見が多くあり、就学後の指導・支援に繋がりを持たせられました。また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐいちねんせい」については全市版として日本語版のほか、英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語版を作成しました。	計画どおり、小学校訪問、幼稚園・保育所等施設の体験研修・参観、園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会を実施しました。区内の子どもたちの発達の連続性を大切にした育ちを保障していくために、幼保小連携の必要性について、共通認識を持ち、各校区における連携・交流をさらに深め、情報交換・意見交換を行った他、互いの生活や教育、保育への理解を深めるために実習、授業参観、懇談会を実施しました。	計画どおり、小学校訪問、幼稚園・保育所等施設の体験研修・参観、園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会を実施しました。区内の子どもたちの発達の連続性を大切にした育ちを保障していくために、幼保小連携の必要性について、共通認識を持ち、各校区における連携・交流をさらに深め、情報交換・意見交換を行った他、互いの生活や教育、保育への理解を深めるために実習、授業参観、懇談会を実施しました。また、令和7年度は、架け橋プログラムを強く推進するため、各校区ごとのミーティング実施に注力しました。(区内全14校にて実施)	架け橋プログラムの推進に向けて、小学校訪問や研修・連絡会等を計画的に実施し、区内全14校で校区別ミーティングを行いました。幼稚園・保育所等と小学校との相互理解が深まり、連携を従来以上に強化することができました。	施設【保育所等】の担当者が変わると、幼保から小への連携事業の引継ぎが施設によって、バラツキがあり、積み上げてきたものが、あいまいになってしまふ点が当事業の難しいところであり、幼保小連携事業の意義を区として、丁寧に指導していく必要があります。	C	こども未来局	幸区保育総合支援担当
					258		中原区幼・保・小連携事業	■目的・目標:子どもたちの育ちを幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が共に支え、小学校に入学者の子どもたちが新しい環境に適応して生活を送れるようにします。 ■事業概要:幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の教職員が、研修会や会議、懇談などの情報交換や、小学校授業参観、園実習等を通して、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、連携体制作りを進めます。	次のとおり連絡会や実習等を実施し、連携を深めました。 ・園長・校長連絡会 2回 ・連携担当者連絡会 3回 ・小学校授業参観、懇談会 区内小学校全19校(参加者延べ280人) ・幼稚園、保育園・認定こども園実習研修 区内施設27園(参加者延べ36人) ・各園、各校の連携、交流 適宜 ・国や市の動向、課題を踏まえ、幼保小の架け橋期プログラムに基づく取り組みを推進し、就学前のアプローチカリキュラム及び就学後のスタートカリキュラム作成を行いました。	次のとおり連絡会や実習等を実施し、連携を深めました。 ・園長・校長連絡会 2回 ・連携担当者連絡会 2回 ・小学校授業参観・懇談会 区内小学校全19校(参加者延べ267人) ・幼稚園・保育園・認定こども園実習研修 区内施設16園(参加者延べ36人) ・各園、各校の連携・交流 適宜 ・国や市の動向、課題を踏まえ、幼保小の架け橋期プログラムに基づく取り組みを推進し、就学前のアプローチカリキュラム及び就学後のスタートカリキュラム作成やブラッシュアップを行いました。	次のとおり連絡会や実習等を実施し、連携を深めました。令和7年度は、架け橋プログラムを強く推進するため、各校区ごとのミーティング実施に注力しました。(区内全14校にて実施)	各年度で課題となるテーマを設定し、各連絡会で討議してきたことで、共有認識を持ち、より連携を深めていくことができました。各連絡会や授業参観での視点を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の中から、3つの項目に注力し、懇談会や事例検討を進めたことで、子どもの人権を尊重する子ども主体の保育・教育について共通認識を深めることができました。各連絡会で、小学校のスタートカリキュラムと園のアプローチカリキュラムを照らし合わせてブラッシュアップを行い、幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、支援するための連携体制の強化につながりました。	アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムをブラッシュアップしながら、さらに保育園・幼稚園、小学校が子どもの人権を尊重する子ども主体の保育・教育について共通認識を深めていく取組を進める必要があります。区内の保育園数が多く、意見交換等の機会を小学校区で園を割り振ると園数のアンバランスさがあるため、引き続き区内の子どもの成長を一体的に支援できるように連携体制の構築が課題となっています。	C	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター
					259		高津区幼・保・小連携推進事業	■目的・目標:幼稚園・保育園・小学校が連携を図り一人ひとりの子どもから幼児期から児童期の連続性を重視し成長を一体的に支援します。 ■事業概要:園長校長連絡会、実務担当者連絡会等を通じて情報を共有し連携を深めるとともに、実習研修、授業参観などで子どもの姿を知ることと切れ目のない支援体制をめざします。	【代表者連絡会】各施設の代表者による連絡会を対面にて2回(5月・2月)実施しました。 【各種連絡会】令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について、対面による報告を行い、幼稚園、保育園、小学校の施設長(園長・校長連絡会)、担当者(実務担当者連絡会)による意見交換を行いました。幼保小職員向け研修、区内14小学校による授業参観・懇談会や幼稚園・保育所による保育実習などを行い、子どもの姿を共有しながら、幼保小の相互理解・交流を深めました。	【代表者連絡会】各施設の代表者による連絡会を対面にて2回(5月・3月)実施しました。 【各種連絡会】令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について、対面による報告を行い、幼稚園、保育園、小学校の施設長(園長・校長連絡会)、担当者(実務担当者連絡会)による意見交換を行いました。幼保小職員向け研修、区内14小学校による授業参観、懇談会や幼稚園・保育所による保育実習などを行い、子どもの姿を共有しながら、幼保小の相互理解・交流を深めました。	【代表者連絡会】各施設の代表者による連絡会を対面にて2回(4月・3月)実施しました。 【各種連絡会】令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について、対面による報告を行い、幼稚園、保育園、小学校の施設長(園長・校長連絡会)、担当者(実務担当者連絡会)による意見交換を行いました。幼保小職員向け研修、区内15小学校による授業参観、懇談会や幼稚園・保育所による保育実習などを行い、子どもの姿を共有しながら、幼保小の相互理解・交流を深めました。	新型コロナウイルスの影響により、対面での実施が中断していましたが、3年間の対面での実施をおとして、幼保小の連携や相互理解・交流を深めることができました。	小学校との連携・交流について、取組が十分でない(保育園等への対向・支援、小学校との相互理解・交流の継続が課題となっています。	C	こども未来局	高津区保育総合支援担当
					260		宮前区幼・保・小連携事業	■目的・目標:幼稚園・保育園、小学校等が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえ、子どもへの切れ目のない支援を行います。 ■事業概要:幼稚園・保育園・小学校・中学校が各々の立場での実体験や子どもたちとのふれあいを通じ、子どもの発達の通筋を再確認するとともに、生活の実態を学び、今後の児童の教育や密接な連携を図るために実施します。	関係機関の連携を目的として、園長・校長連絡会(1回開催、70人が参加)や実務担当者連絡会(2回開催、計148人が参加)を開催しました。また、関係機関の職員同士の交流等の実施について調整を行い、幼稚園、保育所等の先生を対象とした小学校訪問については、宮前区内の全小学校で実施し、延べ139園、171人が参加し、授業参観後に小学校の先生との意見交換会を行いました。	園長校長連絡会1回54人、参加「幼保小架け橋プログラム」を学び、幼保小連携について意見交換を行いました。実務担当者連絡会 2回162人幼保と小学校の接続を円滑にするためのカリキュラム作成や相互理解を深めるための事例報告、総合教育センター指導主事による研修、グループワークを行いました。また、関係機関の職員同士の交流等の実施について調整を行い、幼稚園、保育所等の先生を対象とした小学校訪問については、宮前区内の全小学校で実施し、延べ139園、171人が参加し、授業参観後に小学校の先生との意見交換会を行いました。	令和4年に文部科学省から出された「幼保小架け橋プログラム」の取組の推進を軸に、課題の抽出し、課題を受けて何をどのように取り組んでいくのか等を明確化しながら、関係機関との連携を深め、ひとつひとつ確実にステップを踏んできた3年間でした。これまでは形式的な取組になってしまいがちでしたが、検討委員会やプロジェクトを通じて自己研鑽しながら向上し、各種連絡会に架け橋プログラムの内容を盛り込んだり、研修を行ったりと新たな取り組みを積極的に実施してきました。小学校、幼稚園、保育所等、それぞれに取組を通じて、子どもの姿や教育の相互理解の深まりや、「担当が変わっても組織でつながる」「継続」「積み重ね」といった意識の高まりも感じられ小学校区ごとの連携や関係構築の基盤も整ってきています。区全体で同じように取り組みを進められています。	各実施事業のひとつひとつと、内容や進め方がとても重要であり担当者自身の学び、研鑽が必要となる。文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム(初版)」を基盤に宮前区にあった進め方(連絡会の内容、研修の内容や研修を活かした取組、架け橋ミーティングの内容、幼保小のコーディネート等)を全体把握しながら進めることは難しいこともありますが、できた基盤をもとに次年度は架け橋プログラムの取組により活発に、また、各小学校区毎の主体性を育てながら取り組みを進めます。架け橋プログラムを継続していくことで、組織の体制強化や、幼・保・小の切れ目のない支援につながるよう努めます。	C	こども未来局	宮前区保育・子育て総合支援センター	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域における子どもの 権利保障	(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等	一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、支援を円滑に引き継ぎます。	26条		261		多摩区幼・保・小連携事業	■目的・目標：幼稚園、保育所等及び小学校の職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援します。 また、幼児・児童に関する諸課題等について話し合い、連携や交流を図ります。 ■事業概要：区内の幼稚園・保育園及び小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼年期から児童期における接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制づくりを進めます。	4月に園長校長連絡会をオンラインで、6月と1月には実務担当者連絡会を対面で実施しました。 上記会議のほか、夏休み期間には小学校教員を対象とした保育参観を、11月から1月にかけては、区内全公立14校で授業参観及び意見交換会を実施しました。 また、「入学のしおり」、「小学校紹介画像」を希望する小学校のものを、希望する幼稚園、保育園にデータで送付しました。	「架け橋期を通して育てたい子どもの姿を共有しよう」というテーマで4月に園長校長連絡会、6月と1月には実務担当者連絡会を対面で実施しました。 上記会議のほか、夏休み期間には小学校教員を対象とした保育参観及び意見交換会、10月から1月にかけては、区内全公立14校で授業参観及び意見交換会を実施しました。 また就学に向けての年長児と1年生の体験交流の実施とあわせて、参加できなかった年長児向けの補助ツールとして「小学校紹介画像」を希望する幼稚園、保育園にデータで送付しました。	「架け橋期のカリキュラム」を考える～園校が子どもの育ちを考える上で大切にしていること～というテーマで5月に園長校長連絡会、6月と1月には実務担当者連絡会を対面で実施しました。また、園長・校長連絡会(1回)、実務担当者連絡会(2回)、代表者連絡会(2回)については、対面にて実施して、情報交換・交流の機会を確保しました。また、小学校では、地域の幼稚園・保育所等との交流行事を実施して、生徒・園児同士の交流も図りました。	「幼児小架け橋プログラム」の取組の推進については教育委員会が主導的な役割を果たしていくことが望ましいため本庁関係部署と連携をし各区教育担当課長会議を通して支部長会長で各小学校に協力を依頼することにより全小学校が差支なく一歩進んだ取組を行うことができました。 また、区における連絡会、職員交流においても架け橋の視点で架け橋期のカリキュラムの作成を目指して園の取組を小学校とどうつないでいくのか、小学校は園の取組をどう受け取り育て、その先にどうつないでいくのかをテーマに情報共有を行ってきたことで連携が接続への意識を全職員が更に深めることができました。	これまで架け橋の視点で連絡会、職員交流を通して情報共有を行ってきましたが、これを基に園校でのカリキュラムを近づけつなげ連続性のある架け橋期のカリキュラムをどのように作っていくか、これには小学校側の協力が必要なため教育委員会への働きかけをどのように進めていくのが課題となっています。 また、幼児小連携の取組が年長児や1年生の担当の先生だけが関わるのではなくこの取組を継続性のあるものにしていく上では各々の施設が園校全体で取り組んでいくことが必要であるため更なる推進をしていきたいと考えていくことが必要です。	C	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター
			■目的・目標：子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育の円滑な接続を支援します。		262	麻生区幼・保・小連携事業	■目的・目標：幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼年期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制づくりを進めます。	小学校訪問(6月、11月)、幼稚園保育園訪問、小学校訪問(11月)を実施、人的交流を図りました。また、園長・校長連絡会(1回)、実務担当者連絡会(2回)、代表者連絡会(2回)については、対面にて実施して、情報交換・交流の機会を確保しました。また、一部小学校では地域の幼稚園・保育所等との交流行事を実施して、生徒・園児同士の交流も図りました。	小学校訪問(6月、11月)、幼稚園保育園訪問(7～9月)を実施、人的交流を図りました。また、園長・校長連絡会(1回)、実務担当者連絡会(2回)、代表者連絡会(2回)については、対面にて実施して、情報交換・交流の機会を確保しました。また、小学校では、地域の幼稚園・保育所等との交流行事を実施して、生徒・園児同士の交流も図りました。	小学校訪問(6月、11月)、幼稚園保育園訪問(7～9月)を実施、人的交流を図りました。また、園長・校長連絡会(1回)、実務担当者連絡会(2回)、代表者連絡会(2回)については、対面にて実施して、情報交換・交流の機会を確保しました。また、小学校では、地域の幼稚園・保育所等との交流行事を実施して、生徒・園児同士の交流も図りました。	令和5年度から対面での交流を実施できる機会が増えて、教育・保育関係者や子ども同士が交流する場面が増えました。特に小学校訪問を麻生区では年間2回実施しており、小学校教員と幼児の教員が「子どもたちの姿」を共有する大事な場となっています。また、期間中に幼児小をつなぐための架け橋プログラムに川崎市全体で取り組むようになり、麻生区では、令和7年度は、授業参観に併せて、幼児小間でカリキュラムの情報交換を行いました。	「子どもの幼年期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するための架け橋プログラム」に向けて、幼稚園、保育所等の小学校入学に向けたアプローチャリキュラムの策定を一層促進していくことが重要となっています。 地域間・園児間の協議や交流が行われるような体制づくりに取り組むことも課題です。	C	こども未来局	麻生区保育総合支援担当	
			■目的：麻生区内の公・民保育所間で、園児や職員の交流・連携を行います。		263	麻生区保育所等施設研修・交流・連携事業	■目的：麻生区内の公・民保育所間で、園児や職員の交流・連携を行います。 ■事業概要：公開保育研修、行事見学、職員派遣研修、職員交流研修、保育交流等を行い、専門職としての業務の進め方や手段を学び、技術の向上を図ります。	次のとおり、公・民保育所間での交流・連携を図るための研修や交流会などを実施しました。 ・公開保育 21回実施(そのうち民間園2園) ・年長児交流会 近隣園9グループ毎に2～3回実施 ・保育を語る参加型研修(オンライン) 9回実施 ・園内研修の見学(職員) ・防災教育集会へ参加・交流(園児と職員) ・公立保育士職員による民間園への人権研修の実施	次のとおり、公・民保育所間での交流・連携を図るための研修や交流会などを実施しました。 ・公開保育 13回実施(そのうち民間園4園) ・年長児交流会 近隣園12グループ毎に2～3回実施 ・保育を語る参加型研修 オンライン6回、対面2回実施 ・園内研修の見学(職員) ・防災教育集会へ参加・交流(園児と職員) ・公立保育士職員による民間園への人権研修の実施	次のとおり、公・民保育所間での交流・連携を図るための研修や交流会などを実施しました。 ・公開保育 10回実施(そのうち民間園4園) ・年長児交流会 近隣園12グループ毎に2～3回実施 ・保育を語る参加型研修 オンライン8回、対面1回実施 ・園内研修の見学・参加(職員) ・防災教育集会へ参加・交流(職員) ・公立保育士職員による民間園への人権研修の実施	年間で計画を立てている公開保育のほか、公立保育園では「いつでも公開保育」として民間園が希望する日時で来ていただけるようにした結果、交流や意見交換を通して保育の質の向上につながる機会が増えることができました。また、「保育を語る会」と称する参加型研修は、主にオンラインでテーマごとに実施しているため、気軽に参加しやすい好評です。これがきっかけで「いつでも公開保育」に参加する参加者も出てきており、対面での学びを深めていくにつながっています。	公開保育を「見せる」ためだけではなく、自分たちの課題と抱えていることに対して実践を通して意見交換し保育について討議できる場となるよう、ねらいを明確にします。いつでも公開保育や保育を語る参加型研修がその障rierで終わってしまうので、継続して連携・交流ができるような仕組みを作っていく必要があります。	C	こども未来局	麻生区保育総合支援担当	
			■目的・目標：児童・生徒交流や教職員の交流・連携によって、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。		264	小中連携教育の推進	■目的・目標：児童・生徒交流や教職員の交流・連携によって、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。 ■事業概要：中学校区ごとに連携校間において、児童生徒間の交流活動や教職員間の授業研究・研修会、情報交換による課題の共有等を行います。	一人ひとりの子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校等との情報共有する機会を設け、必要な支援等について情報交換を行いました。	一人ひとりの子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校等との情報共有する機会を設け、必要な支援等について情報交換を行いました。	一人ひとりの子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校等との情報共有する機会を設け、必要な支援等について情報交換を行いました。	小学校と中学校との情報共有によって、一人ひとりの子どもが安心して生活できる環境が整えられ、小学校から中学校への円滑な接続が促進されました。	子どもたちを巡る社会環境の変化から、新しい生活の場において子どもたちの安心、安全を保障することは今後も大きな課題となります。また、探究的な学びをはじめとする学びの在り方の円滑な接続も継続的な課題となります。	C	教育委員会事務局	教育政策室	
		施策の方向Ⅳ 子育て支援の充実	地域関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない子ども・子育て支援を行います。		265	母子保健指導者研修	■目的・目標：研修等を実施し、母子保健に携わる職員等の資質向上を図ります。 ■事業概要：思春期から、妊娠・出産・育児にわたって一貫して支援するため、子育てをめぐる環境の変化に対応し適切な効果的な相談指導に当たることができるように研修を行います。	中堅期保健師を中心に「母子保健事業における虐待予防」をテーマに研修を実施しました。母子保健初任者に対して、基礎研修を実施し、事業の全体の理解を深めました。 産婦健診開始に伴い、エシジバ産後うつ票を活用した関係機関との連携について研修会を実施しました。	中堅期保健師を中心に「母子保健事業における虐待予防」をテーマに研修を実施しました。母子保健初任者に対して、基礎研修を実施し、事業の全体の理解を深めました。 産婦健診開始に伴い、エシジバ産後うつ票を活用した関係機関との連携について研修会を実施しました。	母子保健事業の初任者研修、児童相談所新任研修、児童発達コーディネーター養成研修、医療的ケア児従事者研修を実施しました。	様々な手法で研修会を実施し、周産期周辺の妊産婦や乳幼児、家庭の特性の理解をはじめ、支援方法等を選び、実践に活かしました。	各区のニーズや課題等を的確に把握するための調査を行い、その結果を踏まえて、必要の高いテーマを設定した研修を実施します。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	
					266	妊娠・出産包括支援事業	■目的・目標：川崎市妊娠・出産包括支援事業を実施し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。 ■事業概要：家族等から十分な家事・育児の援助が受けられず、育児支援等を必要とする妊産婦や家族に対して、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援を行うため、産後ケア事業、各種相談事業等を実施します。	妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、2,065件の相談を受け付けました。 各区地域みまもり支援センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年8回、日曜日に両親学級を開催しました。オンラインでも4回実施し、延べ667組の参加があり、育児知識の啓発や個別相談を実施しました。 助産所に密着し、または助産師が利用者の自宅を訪問して、母体ケアや母乳ケアを実施する産後ケア(密着型、訪問型、来所型)を実施しました。密着型は延べ338人(延べ日数1,224日)、訪問型は延べ840人、日帰り型は延べ442人の方が利用しました。	妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、2,568件の相談を受け付けました。 各区地域みまもり支援センターで開催している両親学級に加え、市看護協会や市助産師会でハイブリット方式等を取り入れ土日に開催しました。産後ケア事業は、医療機関や訪問看護ステーションに委託先を拡充し、利用料金の減免制度を導入しました。また、10月から日帰りロング型の開始と訪問型を1歳まで拡充しました。	妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施しました。 各区地域みまもり支援センターで開催している両親学級に加え、市看護協会や市助産師会でハイブリット方式等を取り入れ土日に開催しました。産後ケア事業は、助産所、医療機関、訪問看護事業所に委託し、延べ7,074件の利用がありました。	これから出産を迎える妊婦やそのパートナーが安心して育児をするよう正しい知識を提供しました。また、産後は慣れない育児からくる不安や疲労の回復ができるよう、産後ケア事業を充実させることができました。	妊産婦を取り巻く実情や課題について関係部署と連携して把握を行い、切れ目のない支援が提供できるよう、産後ケア事業等の内容や体制の充実を図ることが必要です。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	
					267 187	要保護児童対策地域協議会(再掲)	■目的・目標：児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。 ■事業概要：要保護児童等の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。	要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数18回) また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数19回) また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会(代表者部会)において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。(開催回数16回) また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。要保護児童等の現状を知るだけでなく、当事者を講師として招く等によりこどもや家族の声をテーマにきんだ講演を行ったほか、構成機関を会場にして構成機関についてより深く知る機会を設けました。	区役所におけるこども家庭センター機能の本格実施に伴い、要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用した併走型支援が見込まれることから、当事者であるこどもや家族の声を大事にしながら地域ネットワークの更なる強化を行い、効果的・具体的な連携に向けた取組を進めていく必要があります。 また、要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)では非常に多くの件数の検討を行うことから、より効果的な運営方法等について引き続き検討していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
					268 43	川崎区こども総合支援ネットワーク会議(再掲)	■目的・目標：家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深め、子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として事業を実施します。地域における効果的な子育て支援の実施に向けた子育て支援関係団体間の連携を促進します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を年2回、課題別部会(日本語を母語としない子どもの支援部会、思春期問題対策部会)を各2回(計4回)開催しました。ネットワーク全体会議、各部会等において取組状況と課題を共有し、子ども子育て関係機関等との連携強化につなげることができ、切れ目のない支援の構築に向けて関係づくりを行いました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を年2回、課題別部会(日本語を母語としない子どもの支援部会、思春期問題対策部会)を各2回(計4回)開催しました。新たに、他課が主催する研修会との連携を行う等、子ども子育て関係機関等との連携強化につなげることができ、切れ目のない支援の構築に向けて関係づくりを行いました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を年2回、課題別部会をそれぞれ6回(計12回)開催し、切れ目のない支援の構築に向けた関係づくりとして、地域の子どもに関わる団体・関係機関の連携を強化することができました。	子どもが抱える問題は多様化・複雑化しており、課題の解決に向けて、これまで以上に子育て支援関係機関との連携が不可欠です。会議・課題別部会等での運営方法や取組内容を継続的に見直しながら、子どもへの支援をより効果的に伝える体制を構築する必要性があります。	C	川崎区役所	地域ケア推進課		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障	(14) 地域における子育て及び教育環境の整備等 子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもとで行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。	㉑ 地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない子ども・子育て支援を行います。	26条		269	44	幸区こども総合支援ネットワーク会議(再掲)	■目的・目標: 幸区における子ども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を推進します。 ■事業概要: 区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援を推進します。	区内のこども支援関係機関による全体会及びこどもの地域包括ケアシステム部会を、区内子育て団体の参加も呼びかけ、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、こども・子育てに関する講演会をハイブリッド方式で2回開催しました。(1回目参加者37名、2回目参加者32名。)	区内のこども支援関係機関による全体会及びこどもの地域包括ケアシステム部会を、区内子育て団体の参加も呼びかけ、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、こども・子育てに関する講演会をハイブリッド方式で2回開催しました。(1回目参加者35名、2回目参加者16名。)	区内のこども支援関係機関による全体会及び部会1を2回(うち1回は書面形式)開催しました。その他、こども・子育てに関する講演会を会場開催及びオンラインの併用によるハイブリッド方式で2回開催しました。今年度は幼児期の保護者が抱える悩みに沿ったテーマを設定したことにより子育て中の保護者にとって有益な講演内容とすることができました。会場について、マットを設置するなどお子さん連れも参加しやすい工夫をしたことで、より多くの区民が会議や講演会に参加しやすいなどの効果があったと考えています。(1回目参加者25名、2回目参加者28名)	全体会及び部会1の会議、並びにこども・子育て講演会について、過去3年間を通して会場開催とオンライン配信を併用したハイブリッド方式で実施しました。より多くの区民が会議や講演会に関われる環境を整えることができたと考えています。また、講演会で扱うテーマについても、参加者のニーズや地域の課題を踏まえて選定を行ってきました。これにより、保護者や関係団体にとって実際の子育てや今後の活動に活かせる内容を提供することができました。これらの取り組みを継続した結果、コロナ禍で自粛されていた会議の参加機会の拡大とともに、講演会の質の向上が図られ、子育て支援に関する地域の理解促進やネットワーク強化にも寄与したものと考えています。	各団体による情報交換、相互協力等を促すことにより、次年度においても関係者間の連携を強化しながら、各団体の活動の活性化及び取組の充実を図っていく必要があります。	C	幸区役所	地域ケア推進課
							中原区総合子どもネットワーク会議(再掲)	■目的・目標: 子どもの健やかな成長を促すための環境の整備や仕組みづくりを行うために開催します。 ■事業概要: 区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。 また、ネットワークの委員向け等に男性の育児に関する講演会を開催し、講師を招いて研修会を開催しました。	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。 また、ネットワークの委員向けに、「地域の各主体それぞれができる子育て支援とは」というテーマで講師を招いて研修会を開催しました。	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各ネットワーク事業での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。また、団体同士の情報交換、交流を重視し、各団体の活動報告や意見交換の時間を多く確保した。 また、ネットワークの委員向けに、「現代の子育て事情とはー支援のアップデートを目指し」というテーマで講師を招いて研修会を開催しました。	コロナ禍以降、書面開催となっていたネットワーク会議は、令和5年度に回生、オンライン併用で再開し、なかには子ども未来フェスタ等の各ネットワーク事業の認知拡大、連携強化につなげることができた。また、会議や研修の場にて、近年の子育てに関する情報交換や委員同士の交流を行い、中原区の子育て支援において、新たな取組や支援のあり方を検討できる場となっています。	ネットワーク会議は多様な団体で構成されていることから、議論の活性化や団体間の連携拡大を図るためには、各団体の活動が互への理解をより一層深めていく必要があります。 また、団体によってはネットワーク委員が毎年交代する場合や、会議への参加機会が限られる場合もあることから、引き続きネットワーク事業の周知を図るとともに、本会議が情報交換や連携の場として果たす意義について共有していくことが重要です。 あわせて、各団体の取組や新たな活動に関する情報共有を進め、活発な意見交換が行われる場となるよう取り組んでいく必要があります。	C	中原区役所	地域ケア推進課
							子育てネットワーク推進事業(高津区)(再掲)	■目的・目標: 地域で支え合いながら子育てできる環境の向上を図ります。 ■事業概要: 地域で支え合いながら子育てできる環境向上のため、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。子ども・子育てネットワーク会議や講演会等を実施します。	子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会(子育て交流会の企画検討、子育てグループ学習会・交流会の企画実施、子育て情報ガイドブックの編集企画等)」2回、「研修・企画部会(研修会の企画実施)」2回、子どもへの虐待防止をテーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会(『こどものみかた』講師: 柴田愛子さん)」1回を開催しました。	子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会(子育てイベントの企画検討、子育て情報ガイドブックの編集企画等)」4回、「研修・企画部会(研修会の企画実施)」2回、子育て支援した部会(研修会の企画実施)」2回、中高生の生きづらさをテーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会(『こどものみかた』講師: 柴田愛子さん・西野博之さん)」1回を開催しました。	委員向け研修を3年間で計7回実施し、委員の活動紹介や子どもの居場所づくり等について学ぶ機会を設けることで、委員の知見を深めることができました。また、区民向け研修として、子どもの関わり方を学べるテーマで3年間で計3回実施し、毎年約100人の区民が参加し、区民が子育てしやすい環境づくりを進めることができました。 さらに、区内での子育て支援が多様化している中、様々な子育て支援の活動を行う者が会議に参加できるよう、要綱を改正しました。	引き続き、地域で支え合いながら子育てできる環境を構築していくため、アンケート結果等も踏まえながら、区内の子ども・子育て支援に係る団体同士や区民のつながりを意識した有意義な会議の開催及び研修会を実施していく必要があります。	C	高津区役所	地域ケア推進課	
							子ども支援ネットワーク事業(宮前区)(再掲)	■目的・目標: 子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関係者が連携し、支援体制を強化するとともに、子ども・子育てに係る多様な問題を解決・改善するために、団体間の連携やネットワークの強化を図ります。 ■事業概要: 子ども・子育てに関わる団体・機関の代表者で構成する子ども・子育てネットワーク会議及び、未就学児に関する事項を扱う「子育て支援関係者連絡会(こしれん)」を開催し、情報共有や相互協力を図り、子ども・子育て支援の推進につなげます。	「子ども・子育てネットワーク会議」(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会(こしれん)」(年6回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるがむぐラス」(年3回)を開催し、延べ44組・90名が参加しました。当該イベントを通じ、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子ども支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	「子ども・子育てネットワーク会議」(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会(こしれん)」(年6回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点等について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるがむぐラス」(年3回)を開催し、延べ53組・108名が参加しました。当該イベントを通じ、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子ども支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	「子ども・子育てネットワーク会議」(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会(こしれん)」(年6回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点等について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるがむぐラス」(年3回)を開催し、延べ51組・104名が参加しました。当該イベントを通じ、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子ども支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	3年間を通して、子ども・子育てネットワーク会議及び子ども安全・安心協議会を開催し、関係機関の連携強化に向けて取組の情報共有を行いました。また、子ども・子育てネットワーク会議の実務者会議として位置づけられていた「うえるがむぐラス」「子育てグループ・サロン」赤ちゃんと広場交流会」などのイベントを実施し、子育て世代の交流の場づくりや、地域の子ども支援に関わる住民・団体のネットワークづくりを行いました。	より効率的・効果的なイベント等の実施に向け、執行体制等の見直しや、広報の手法等について検討する必要があるため、各種会議等を通じて子育て支援団体とのネットワークを活用した情報共有を行いながら、関係部署とも連携、協力して実施していく必要があります。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
							こども・子育て支援地域連携事業(多摩区)(再掲)	■目的・目標: 多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関が子育て支援の現状や課題を共有、検討するネットワークづくりを強化し、地域全体での子育て支援を推進します。 ■事業概要: 「多摩区こども総合支援連携会議」や「講演会」を開催し、子育て支援を現状や課題の共有や検討を進めていきます。	区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。 また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子ども支援に関わっている方々向けに、デジタルネイティブ世代の保護者の関わり方について、講演会を開催しました。19名の参加者が受講しました。	区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。 また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子ども支援に関わっている方々向けに、「生まれてくれてありがとう」を届けよう子ども居場所とつながり方を考える～をテーマに講演会を開催しました。45名の参加者が受講しました。	「多摩区こども総合支援連携会議」を開催することにより、子育て支援の現状や市・区の取組とを共有することができ、多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関のネットワークづくりを推進することができました。	今後、区内における子ども・子育て支援を実行力のある取組として推進していくため、多様な取組や関係機関との連携を強化し、地域全体での子育て支援を推進していく必要があります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課	
							麻生区子ども関連ネットワーク会議(再掲)	■目的・目標: 区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。 ■事業概要: 区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催、また、麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と合同で子育て支援に関する講演会を年1回、子育て関連グループ交流会を年1回開催しました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催、また、麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と合同で子育て支援に関する講演会を年1回、子育て関連グループ交流会を年1回開催しました。	ネットワーク会議や関係機関との合同研修、交流会を定期的に開催したことで、子ども・子育て支援に関わる団体・関係機関同士の情報共有や相互理解が進み、区内における連携体制の強化を図ることができました。	乳幼児から青少年まで、幅広い世代の子どもに関わる団体・関係機関等に参加していたものの数回に留まっており、保護者も多いことから、参加者数の確保が課題となっています。生活保護ケースワーカー等からの家庭への利用動向を強化していく必要があります。 また、課題のある子どもも多く利用していることから、福祉事務所などの関係機関との連携を強化していく必要があります。	C	麻生区役所	地域ケア推進課	
(15) 子どもの居場所の確保	地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	㉒ 地域において、子どもがあらひのまの自分でいられ、休んで自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合えることができる。こども文化センターや子ども書庫等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。	27条		☆	275	こどもの外遊び交流事業(多摩区)(再掲)	■目的・目標: 子どもの心身豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世代を対象とした催しを実施します。 ■事業概要: 家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。	外遊びイベント(主催・共催)を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動にリーフットを新たに4,000部作成し、健診等で配布をしました。	主催として、夏の思い出いきり外遊び(参加者: 177名)、大人の風情け交流会(参加者: 18名)、共催として、ニッポン水のガサガサ体験(運営及び参加者: 55名)、たこつくり・たこあげ(参加者: 202人)を実施しました。また、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。	主催・共催の外遊びイベントを継続して実施し、子どもや保護者が自然の中で遊ぶ機会を提供することができました。季節ごとの企画や地域の自然環境を活かした体験を取り入れ、多様な取り組みを展開しました。また、子育て関連イベントへの参加やリーフットの配布を通じて、外遊びに関する情報を広く届ける機会を確保し、地域に向けた普及啓発を継続して実施することができました。	外遊びを推進する担い手不足は引き続き対応が必要な課題となっています。今後も引き続き、たまたま子育てまつり等のイベントで、多様な取り組みを展開して、子どもや保護者の参加機会を確保し、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体のアプローチを行っていく必要があります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課	
							学習支援・居場所づくり事業	■目的・目標: 「貧困の連鎖の防止」に向けて、生活保護受給世帯等のこどもの高校進学を支援します。 ■事業概要: 小学3～中学3年生を対象に、市内17カ所で週2回、1回2時間(小学3～中学2年生は原則週1回)の学習支援を実施します。	全区2カ所以上、全17カ所で実施しました。令和6年3月末時点の登録者数は小中学生合わせて483名となっており、前年度末から38名の増加となりました。	全区2カ所以上、全17カ所で実施しました。令和7年3月末時点の登録者数は小中学生合わせて566名となっており、前年度末から23名の増加となりました。	貧困の連鎖防止を目的として、居場所の提供やキャリア教育、高校進学に向けた学習支援等を実施し、進学を利用した中学3年生のほぼ全員が高校等への進学を達成するとともに、より早期の段階から学習面でのまっすぐな意欲低下を防ぐため、小学3年生からの支援に取り組みしました。市内17箇所、全区2カ所以上で教室を実施し、令和7年度には対象を困難者世帯に拡大しました。	ひとり親世帯を含めた登録者数は増加しているものの、生活保護世帯は対象となる子どもの数回に留まっており、保護者も多いことから、参加者数の確保が課題となっています。生活保護ケースワーカー等からの家庭への利用動向を強化していく必要があります。 また、課題のある子どもも多く利用していることから、福祉事務所などの関係機関との連携を強化していく必要があります。	C	健康福祉局	生活保護・自立支援課	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(15)子どもの居場所 の確保	㉔ 地域において、 子どもがあら まの自分であ り、休んで自 分を取り戻す ことができ、 安心して人 間関係を築く ことができる、 こども文化セ ンターや子 ども夢パーク 等の居場所 づくりととも に、地域ぐる みで学習支援 や体験を支 援する仕組 みづくりを行 います。	27条	☆	277		子ども夢パーク事 業(プレーパーク 事業)	■目的・目標:プレーパークでの遊びを通して、自分で考え、決 めて、自由に遊び、その中から子ども自身が判断できる力を育みます。 ■事業概要:子ども夢パークにおいて、子どもたちの「やってみ たい」という気持ちを大切に、禁止事項を極力作らない、プレー パークでの遊びを支援します。	子どもの「やってみたい」という気持ちを大切 にして遊びを制限するような禁止事項をできる限 り作らず、子どもが自分で決めて実行するプロセ スを大事に、「冒険遊び場(プレーパーク) 事 業」を実施しました。	子どもの「やってみたい」という気持ちを大切 にして遊びを制限するような禁止事項をできる限 り作らず、子どもが自分で決めて実行するプロセ スを大事に、「冒険遊び場(プレーパーク) 事 業」を実施しました。	子どもの「やってみたい」という気持ちを大切 にして遊びを制限するような禁止事項をできる限 り作らず、子どもが自分で決めて実行するプロセ スを大事に、「冒険遊び場(プレーパーク) 事 業」を実施しました。	プレーパークでの自由な遊びを通して、子 どもたちが自分で考え、決めて、判断できる力 等を育むことができました。	今後も、プレーパークでの自由な遊びを大 切にしながら、子どもたちが自分で考え、決 めて行動する経験を積み重ねることで、主 体的に判断する力を育てていけるよう取組を進 めていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
		☆	278	201	こども文化セン ター(再掲)	■目的・目標:自由に遊び、学び合いながら、児童の自主性・創造 性・協調性を養います。 ■事業概要:児童厚生施設として地域住民等と連携しながら、児童に 健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かに し、もって児童の健全な育成を図ります。	各こども文化センターにおいて、地域住民や関 係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの 権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べる よう、児童厚生施設として児童の健全な育成を 図りました。 具体的には、普段のコミュニケーション、意見 箱、こども運営会議を通してスタッフが子どもの やりたいことに耳を傾け、こども文化センターの 行事において企画を煮詰めて子どもが担う機会を 提供して、活動を支援しています。また、オンライ ンの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域 交流・多世代交流などで多くの高齢者をめめた大 人と子どもが触れ合い、自らを表現できる機会を 提供して、活動を支援しています。	各こども文化センターにおいて、地域住民や 関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの 権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べる よう、児童厚生施設として児童の健全な育成を 図りました。 具体的には、普段のコミュニケーション、意見 箱、こども運営会議を通してスタッフが子どもの やりたいことに耳を傾け、こども文化センターの 行事において企画を煮詰めて子どもが担う機会を 提供して、活動を支援しています。また、オンライ ンの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域 交流・多世代交流などで多くの高齢者をめめた大 人と子どもが触れ合い、自らを表現できる機会を 提供して、活動を支援しています。	各こども文化センターにおいて、地域住民や 関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの 権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べる よう、児童厚生施設として児童の健全な育成を 図りました。 具体的には、普段のコミュニケーション、意見 箱、こども運営会議を通してスタッフが子どもの やりたいことに耳を傾け、こども文化センターの 行事において企画を煮詰めて子どもが担う機会を 提供して、活動を支援しています。また、オンライ ンの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域 交流・多世代交流などで多くの高齢者をめめた大 人と子どもが触れ合い、自らを表現できる機会を 提供して、活動を支援しています。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配 慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよ う、児童厚生施設として児童の健全な育成を 行いました。	引き続き、子どもの居場所を提供するだけ でなく、子どもの権利に配慮して子どもが育 ち、学べるよう、健全な育成を図っていく必要 があります。	C	こども未来局	青少年支援室		
		☆	279		子ども地域交流・ 居場所促進事業	■目的・目標:川崎区内小学生等の休日の居場所づくりのために、教 育文化会館において講座を開催します。 ■事業概要:地域人材を活用した工作等の体験講座を開催し、地域の つながり作り、世代間交流を図ります。	①9/30と10/1に開催されたイトーヨーカードー川 崎港町店「ハッピーファミリーフェア」へ体験 ブースを出展し、1日目は発電機を使って身近な 家電を学ぶ「省エネを体感してみよう」を2日目 はストロー・紙コップ等を使った「かんたん工 作」を実施しました。 ②地域で活動する選才コンビを講師に呼び、「選 才を体験してみよう〜めざせグランプリ〜」と いう、選才のおもしろさを知り、自分でネタを作 るワークショップを、12/16・1/6・1/13の全 3回実施しました。	自由研究(10講座) ①7月26日(金) 飛び出すオリジナル標本 市民 講師 米澤真子氏 ②③7月28日(日) かんたん!つまみ細工 市民 講師 大沢瑠里奈氏 ④⑤7月30日(火) 「うごくカラクリ・カタツ ムリ」をつくって仕組みを学ぼう! おもちゃと 遊びの会 代表 吉田幸雄氏 ⑥7月31日(水) 左右で絵が変わるトリック アート 市民講師 米澤真子氏 ⑦8月1日(木) 芸人さんからグラフィックデザ インを学ぶ! 吉本興業所属芸人 藤田ゆみ氏 ⑧8月2日(金) 押し花で工作 押し花アー ティスト 石渡美穂子氏 ⑨8月3日(土) ストロークレットを飛ばそう! (特非) おもしろ科学たんけん工房 澤山徹氏	自由研究(10講座)うち2講座講師都合により中止 ①7月24日(木) 干潟観察 NPO法人多摩川干 潟ネットワーク 理事長 佐川麻理子氏 ②③7月25日(金) カラクリ・カエルビジョン お もちゃ遊びの会 代表 吉田幸雄氏 ④7月29日(火) くくるくるのクルリン (特非) お もしろ科学たんけん工房 黒澤勝氏 ⑤⑥7月30日(水) 押し花で工作! 押し花アー ティスト 石渡美穂子氏 ⑦8月1日(木) 芸人さんからグラフィックデザ インを学ぶ! 吉本興業所属芸人 藤田ゆみ氏 ⑧8月2日(土) 尿素で雪を降らせよう 市民 講師 家本雄大氏	多くの市民講師と、幅広い世代のボラン ティアの協力を得ながら、夏休み期間に小学 生の居場所づくりを継続して実施してしまし た。その結果、「教文の自由研究」を楽しみに 毎年参加する小学生が増加し、他の事業へ の参加促進にも好影響を与えています。これら の取組を通じて、市民館事業への親和性を 高めるとともに、地域や地域住民への愛着や 帰属意識を育むことにつながりました。	これまでのチラシ配架に代わり、SNSなど WEB上での広報をいかに効果的に展開してい くかが課題です。子どもたちが興味を持つ魅 力的な講座を展開することで、今まで参加し ていない子どもを含め、より多くの子どもた ちの参加に繋がります。今後の実施時期につい ては、夏休み期間に限らず、他の時期での実 施も視野に入れた検討が必要になります。	C	川崎区役所	生涯学習支援 課		
		☆	280	173	冒険遊び場活動支 援事業(再掲)	■目的・目標:身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒 険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り 出し、失敗などしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場つ くりを目指します。 ■事業概要:公園を活用し、与えられた遊具だけではなく、思いきり 遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶ ことができる場を提供します。	区内6カ所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶ ことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保す るとともに、こ近助ピクニックなどの行事や緑地保 全団体との連携イベントなど「出張冒険遊び場」 を計3回実施しました。 発達支援の専門家による連続講座を開催 し、延べ36組59名が参加しました。当該イベ ントを通じ、子育てに不安や悩みを抱える保護者へ の情報提供および冒険遊び場各団体の紹介を行 い、区内子育て支援関係団体とつながるきっかけ を提供しました。	区内6カ所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶ ことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保す るとともに、こ近助ピクニックなどの行事や区内 の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施 しました。 また、各プレーパークのスタッフが集まり意見 交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施 し、各団体の情報共有等を行いました。	区内5カ所の公園を活用し、子どもが自由に遊 ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保す るとともに、こ近助ピクニックなどの行事や区内 の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施 しました。 また、各プレーパークのスタッフが集まり意見 交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施 し、各団体の情報共有等を行いました。	3年間を通して、区内の公園を活用し、子 どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会を 確保することができました。 また、区内の行事等です「出張冒険遊び場」 を実施し、活動の普及啓発をするとともに、 新たな外遊びの場の提供を行いました。	共働き世帯の増加等により、活動の担い手 が不足している団体があるため、担い手確保 ・育成の取組が必要です。	C	宮前区役所	地域ケア推進 課		
		☆	281	255	地域の寺子屋事業 (再掲)	■目的・目標:地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする 仕組みづくりと、シニア世代の知識と経験を活かして多世代で学ぶ 生涯学習の拠点づくりを進め、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人 間性の形成を図ります。 ■事業概要:地域の主体的な取組として、学校施設を活用しながら、 放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」 を推進します。	当該事業については、地域や学校の実情に応じ て寺子屋を拡充することとしており、現状で担い 手が見当たらないエリアがあるなどの課題によ り、開設数は95カ所(目標117カ所)と目標値を 下回りましたが、各寺子屋において、放課後連1回 の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施 を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学 年の子ども同士での世代間交流を進めました。	当該事業については、地域や学校の実情に応じ て寺子屋を拡充することとしており、現状で担い 手が見当たらないエリアがあるなどの課題によ り、開設数は99カ所(目標141カ所)と目標値 を下回りましたが、各寺子屋において、放課後連1 回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施 を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学 年の子ども同士での世代間交流を進めました。	当該事業については、地域や学校の実情に応じ て寺子屋を拡充することとしており、現状で担い 手が見当たらないエリアがあるなどの課題によ り、開設数は102カ所(目標166カ所)と目標値 を下回りましたが、各寺子屋において、放課後連1 回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施 を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学 年の子ども同士での世代間交流を進めました。	寺子屋未開講地域の人材へのアプローチや 町内会・自治会の掲示板や回覧などを通して周 知、養成講座などの実施による人材育成によ り、地域の寺子屋の運営に関わる人を令和 4年度の1,181人から1,354人に増やすこと ができました。	すべての小、中学校に寺子屋を開講できて いないことから、引き続き更なる地域人材の 掘起こしや寺子屋事業の周知、新規開講に向 けた機運醸成等が必要となります。	D	教育委員会事 務局	地域教育推進 課		
☆	282	202	わくわくプラザ事 業	■目的・目標:学校や地域との連携を図り、全ての児童が生活の場と して安らげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々と共に育ち 合う場を創ることで、子どものすこやかな成長を図ります。 ■事業概要:全ての小学生を対象に、学校や地域等との連携を図りな がら放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	市内114カ所の市立小学校において、全ての小 学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場 づくりを進めています。また、学校や家庭、地域 と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた 事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児 童が学び・育つよりよい環境づくりを進めていま す。	市内114カ所の市立小学校において、全ての小 学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場 づくりを進めています。また、学校や家庭、地域 と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた 事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児 童が学び・育つよりよい環境づくりを進めていま す。	市内115カ所の市立小学校において、全ての小 学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場 づくりを進めています。また、配食サービスの試 行の実施など子育て家庭のニーズを踏まえた事業 の充実を図り、かつ、学校や家庭、地域と連携し ながら、職員の質の向上や児童が学び・育つより よい環境づくりを進めています。	入退室管理システムの導入や配食サービ スの試行的実施など、全ての児童に対して放課 後を安全・安心に過ごせる場づくりを進める とともに、子育て家庭のニーズを踏まえた事業 の充実を図りました。また、学校や家庭、 地域と連携しながら、職員の質の向上や児童 が学び・育つよりよい環境づくりさらにを進めまし た。	引き続き放課後等を安全・安心に過ごせる 場づくりを進めるとともに、学校や家庭、地 域と連携しながら、職員の質の向上や児童が 学び・育つ環境づくりさらにを進める必要が あります。	C	こども未来局	青少年支援室				
施策の方向Ⅳ 不登校等の子 どもの居場所 の確保等	㉕ 不登校等の子 どもの居場所と して、子どもが 安心して過ご せる場所の保 護等の支援を 行うとともに、 不登校対策に 関わる機関の 連携による情 報交換会や不 登校相談会、 進路情報説明 会等を実施し ます。	27条		☆	283	92	子ども夢パーク生 徒居場所事業) (再掲)	■目的・目標:不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づ くりを目指します。 ■事業概要:学校や家庭・地域の中に居場所を見い出せない子ども 一人ひとりが、安心して過ごせる居場所をつくり、多様に育ち学ぶこと を支援します。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い だせない子どもに安心して過ごせる居場所を提供 し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを 支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企 画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおし て不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる 環境づくりを実施しました。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い だせない子どもに安心して過ごせる居場所を提供 し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを 支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企 画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおし て不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる 環境づくりを実施しました。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い だせない子どもに安心して過ごせる居場所を提供 し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを 支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企 画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおし て不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる 環境づくりを実施しました。	不登校児童・生徒が増加する中で登録者も 増加傾向にあるが、児童・生徒や保護者一人 ひとりに対して丁寧な対応を行い、安心して 過ごせる環境を提供しました。	不登校児童・生徒にとって安心して過ごす ことのできる居場所づくり等を目的として、 学校内外の関係機関と連携しながら、児童生 徒の気持ちに寄り添った支援や学びの保障を 行い、不登校の長期化や孤立を防ぐ観点から も、引き続き取組を進めていく必要がありま す。	C	こども未来局	青少年支援室
			284	96	子ども・若者等支 援事業(こどもサ ポート旭町)(再 掲)	■目的・目標:不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会 参加を支援することで、学校への復帰や進学等将来への展望につなげ ます。 ■事業概要:不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して 利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施します。(R5登 録者数:45人)	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者 が安心して利用することができるフリースペ ース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や 社会生活への参加に向けた支援を実施しました。 (R5登録者数:44人)	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保 護者が安心して利用することができるフリス ペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や 社会生活への参加に向けた支援を実施しました。 (R7登録者数:61人)	こどもサポート旭町への相談件数・日々の 利用者数は増加傾向にあり、支援ニーズは高 まっています。また工作や学習時間など活動 の共有を通して、利用者同士の交流も生ま れ、継続して通所する利用者の増加につな がりました。	不登校の背景は複雑化しており、発達特 性、精神的負担、家庭的要因など複合的な支 援が必要なケースが増加しており、より専門 的な支援スキルや個別性の高い対応が求めら れます。	C	こども未来局	青少年支援室			

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課	
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(15) 子どもの居場所 の確保 地域における子どもの居 場所を確保し、地域全体 で見守ります。 家庭、育 ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障 子どもに関わる大人が 子どもの権利を保障する よう、支援し ます。	㉓ 不登校等の子ども の居場所として、子ども が安心して過ごせる場所 の確保等の支援を行うと ともに、不登校対策に関 わる機関の連携による情 報交換会や不登校相談会 、進路情報説明会等を実 施します。	27条		285	97	思春期問題対策事業 (こどもサポ ート南野川)(再 掲)	■目的・目標:子どもの成長に合わせたトータルサポートの実現や、課題を持つ子どもへのきめ細やかな対応による不登校・引きこもり状態の長期化の予防などを地域社会の課題として捉え、行政、地域、関係機関が連携して問題解決を目指します。 ■事業概要:「こどもサポート南野川」では、不登校・引きこもりなどの課題を持った子どもと保護者の居場所づくりや生活・進路指導など、子育て支援の拠点として、小学校中学年程度から18歳までの子どもとその保護者を対象とした子育て支援を行います。	年間187日開所し、延べ1,200名以上の子どもと保護者が来所しました。子どもたちは安心して過ごすことができるスペースで、学習だけでなく、畑作業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球などを楽しく過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会11回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施しました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、学校へリーフレットを配付しました。	年間188日開所し、延べ1,200名以上の子どもと保護者が来所しました。子どもたちは安心して過ごすことができるスペースで、自ら1日の計画を立て、学習だけでなく、畑作業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球など様々な活動を楽しみながら過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会10回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施しました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、学校や不登校相談会等を通してリーフレットを配付しました。	年間185日開所し、延べ1,500名以上の子どもと保護者が来所しました。子どもたちは安心して過ごすことができるスペースで、自ら1日の計画を立て、学習だけでなく、畑作業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球など様々な活動を楽しみながら過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会10回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施しました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、学校や不登校相談会等を通してリーフレットを配付しました。	コロナ禍が終息し、人が集まり活動することが通常に戻っている中で、その流れにうまく順応できない子どもが一定数あり、その子どもたちの居場所や体験活動の場とすることができました。 全国的にも不登校の子どもは増加傾向にあり、共働きやシングルのお家庭も増えているなかで、子ども本人や保護者にとって、安心して過ごせる居場所の一つとすることができました。	自ら1日の計画をたてて活動するという運営方法をとっていますが、利用する子どもの低年齢化が進んでおり、低学年の子どもでも、長時間有益に過ごすことができる活動の充実が課題です。また、共働き世帯が増え、保護者同士が互いの悩みや不安を話せる場を利用してもらうための工夫・改善が必要であると考えています。	C	宮前区役所	学校・地域連携担当	
					286	98	子ども・若者等支援事業(こどもサポート小田)(再掲)	■目的・目標:不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援することで、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。 ■事業概要:不登校、引きこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施します。	不登校、引きこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R5登録者数:37人)	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R6登録者数:30人)	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R7登録者数:29人)	こどもサポート小田への利用を通して、外出・対人交流に慣れることで、学校復帰につながるケースができました。また継続して通所する利用者も増え、生活リズムの安定や自己肯定感の向上が見られました。	不登校の背景は複雑化しており、発達特性、精神的負担、家庭的要因など複合的な支援が必要なケースが増加しており、より専門的な支援スキルや専門性の高い対応が求められます。また、支援ニーズの増加に対し、スペース規模やプライバシーを確保した相談環境の整備が必要であると考えています。	C	こども未来局	青少年支援室	
					287			定時制生徒自立支援事業	■目的・目標:様々な課題を持つ定時制生徒の中途退学の防止や進路実現において自立した人材として成長していけるようにする支援を目的としています。 ■事業概要 各定時制高校(4校)内でカフェ形式の生徒の居場所を作り、食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行うことにより、生徒が安心して学校に通い続けられ、中途退学者を減らすとともに、卒業後の自立を支えます。	各定時制高校で年に20回程度、カフェ形式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行いました。利用した生徒は、延べ3,375人でした。	各定時制高校で年に延べ125回、カフェ形式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行いました。利用した生徒は、延べ3,821人でした。	各定時制高校で年に延べ120回、カフェ形式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行いました。利用した生徒は、延べ5,189人でした。	各定時制高校内にあるカフェを毎年多くの生徒が利用し、食事や交流をしたり、相談・個別サポート、キャリアサポート、学習サポートを受けたりして、生徒の自立を支えることができました。カフェの開設場所である各定時制高校から、生徒にとってカフェが居心地のいい場所となっているとの意見や、運営事業者からは、生徒が悩みや自分自身のことを打ち明けてくれたり、進路決定の報告に来てくれたりするなど、生徒と信頼関係を築けているといった声があがっています。	引き続き本事業を継続するとともに、各定時制高校からの要望や意見を丁寧に把握し、それらを反映しながら仕様の内容について検討していきます。	C	教育委員会事務局	指導課
					288			不登校対策連絡会議(再掲)	■目的・目標:不登校対策に関わる施設や関係機関が連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図ります。 ■事業概要:不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向け取組めます。また不登校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう支援を行います。	年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しました。コロナ禍への対応も含め、各関係機関・施設の支援の現状を共有し、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換を行いました。また、不登校相談会・進路情報説明会は、予定通り9月に対面で開催しました。	年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しました。各関係機関・施設の支援の現状を共有し、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換を行いました。また、不登校相談会・進路情報説明会については、9月に対面形式で予定通り実施し、保護者や児童生徒に対して相談及び進路に関する情報提供を行いました。	不登校対策連絡会議において、初めて学校現場の教員の参加を得たことで、現場の実情を踏まえた具体的な情報交換が可能となり、関係機関との相互理解が深まった。これにより、役割分担や連携の在り方が明確化され、より実効性のある支援体制の構築につながりました。また、不登校相談会・進路情報説明会については、学校や関係機関等を通じた周知を強化した結果、参加人数が過去最高に達し、保護者や児童生徒への支援機会の拡充に寄与しました。	不登校対策連絡会議の課題では、学校現場の教員を含めた関係機関の参加により、情報共有の幅は広がった一方で、各機関の役割や立場、対象年齢、支援内容が多岐にわたるため、共通性を見出した研修テーマや協議内容を精査することが難しい状況があります。また、内容によっては一部の関係機関にとっては、学校や関係機関等を通じた周知を強化した結果、参加人数が過去最高に達し、保護者や児童生徒への支援機会の拡充に寄与しました。	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
					289			適応指導教室(ゆうゆう広場)(再掲)	■目的・目標:不登校の状態にある子どもの居場所として適応指導教室(ゆうゆう広場)を設置運営し、小集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な自立を支援します。 ■事業概要:適応指導教室(ゆうゆう広場)において、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開するために、担当者による情報交換と研修を行うなど、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努めます。	市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。	市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。	市内6か所の「ゆうゆう広場」を運営し、児童生徒一人一人の状況に応じた小集団での体験活動や学習活動を実施した。これらの活動を通して、自主性の育成や自尊感情の向上を図り、学校への復帰や社会的自立につながるような支援を行った。また、相談員による連絡会議や研修を定期的に実施し、支援に関する情報共有を進めるとともに、相談技能の向上を図り、支援体制の充実に努めた。	学校への周知を強化した結果、教育支援センターへの登録児童生徒数が増加し、学校と「ゆうゆう広場」を併用する利用形態も定着した。これにより、1日当たりの来室者数も増加した。小集団での継続的な支援を通して、児童生徒の意欲や自信の回復が図られ、学校復帰につながるケースも増えるなど、段階的な社会的自立に貢献しました。	学校への周知強化により登録児童生徒数および来室者数が増加した一方で、支援対象の拡大に伴い、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が行き届きにくい現状が生じている。また、利用形態の多様化や来室者数の増加により、活動内容の調整や人員配置等、運営面での負担が増大し、安定的な支援体制の確保が課題として顕在化しています。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
施策の方向Ⅳ 子どもに関わる 大人が子どもの 権利を保障する よう、支援し ます。	(16) 子どもに関わる 大人が子どもの 権利を保障する よう、支援し ます。	㉔ 子どもの居場所 についての考え方や その役割等につ いて理解を深め るため、地域や 関係機関に対 して、パンフレ ットや広報誌 など、さまざま な媒体を用いた 広報や啓発事 業を効果的に 実施します。	27条		290		子どもの権利に 関する条例の パンフレット やちらし等 による広報(居 場所)	■目的・目標:条例/パンフレット等の配布を通じて、市内学校の児童生徒や子育て施設の児童及び職員が川崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実施します。 ■事業概要:子どもの居場所についての考え方を記載した条例理解のためのパンフレット等を学校、施設や関係機関等で配布することにより、広く市民に子どもの居場所の大切さについて広報します。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子育て関連施設等に145,754部一斉配布しました。市内全小学校117校の新1年生向け学校説明会の際に15,092部配布しました。 また、条例/パンフレットを、市内子育て関連施設等に636部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 市制100周年を機会に川崎市とらんどリドルがコラボして作成した「子どもの権利×らんどリドル」を、川崎プロダクトと連携事業において867部配布しました。 さらに、条例/パンフレットを市内子育て関連施設等に327部配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子育て関連施設等に134,180部配布しました。併せて、市内全小学校117校の新1年生向けに広報を行うため、入学期学校説明会の際に15,092部配布しました。 また、市制100周年を機会に川崎市とらんどリドルがコラボして作成した「子どもの権利×らんどリドル」を、川崎プロダクトと連携事業において867部配布しました。 さらに、条例/パンフレットを市内子育て関連施設等に327部配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。	毎年同時期に広報物を配布することで、「かわさき子どもの権利の日」を意識する良い機会となっています。加えて、小学校入学直前の時期にも配布を行うことで、保護者に対して改めて子どもの権利について周知することができ、理解の促進が図られています。また、各種広報資料を学校やイベント等で配布することにより、親子で子どもの権利について話し合うきっかけを創出することができ、子どもだけでなく保護者に対しても効果的な啓発を行うことができました。	マンガ入りリーフレットについては、細かな文言の修正は毎年行っているものの、イラストやマンガ部分の大幅な更新が長期間行われていないため、現在の子どもを取り巻く環境や実情により即した内容となるよう、構成や表現の見直しを含めた更新が必要です。あわせて、これまで主に保護者を対象としてきた広報に加え、地域住民や関係機関等、保護者以外の大人にも子どもの権利について広く関心を持ってもらえるよう、より効果的な広報手法の検討が必要です。	C	こども未来局	青少年支援室		
					291		子ども夢パーク事業(周知・広報)	■目的・目標:子どもの居場所の考え方や役割等についての理解の促進を図ります。 ■事業概要:広報誌「夢パークつうしん」を企画、発行し、地域や公共施設に配布することなどにより、夢パークの理念や役割を周知して利用を促進します。	スタッフ、支援委員会を中心に編集委員会を組織し、「夢パークつうしん」を発行しました。地域住民、町内会、川崎市内全小学校(近隣小学校は全家庭数に配布)、公共施設(市役所、区役所、市民館、図書館、こども文化センター等の青少年施設など)に隔月で8,000部を配布しました。また、子育てイベントや講演会、視察・見学の際も積極的に配布し、広報の周知徹底を図りました。また、視察では夢パークの取組を他自治体や団体へ広く周知することができました。また、SNSを活用し、夢パークの様子を発信しました。SNSの累計フォロワー数は7,000人を超える等、新たな広報ツールとして大きな成果を上げています。新聞・雑誌などの情報紙やテレビに夢パークの理念やイベントなどを紹介しました。川崎市や生涯学習財団ホームページへの情報掲載、また市民活動団体ホームページや地域の子育て情報誌に情報提供を行いました。	スタッフ、支援委員会を中心に編集委員会を組織し、「夢パークつうしん」を発行しました。地域住民、町内会、川崎市内全小学校(近隣小学校は全家庭数に配布)、公共施設(市役所、区役所、市民館、図書館、こども文化センター等の青少年施設など)に隔月で8,000部を配布しました。また、子育てイベントや講演会、視察・見学の際も積極的に配布し、広報の周知徹底を図りました。視察では夢パークの取組を他自治体や団体へ広く周知することができました。また、SNSを活用し、夢パークの様子を発信しました。SNSの累計フォロワー数は9,000人を超える等、新たな広報ツールとして大きな成果を上げています。新聞・雑誌などの情報紙やテレビに夢パークの理念やイベントなどを紹介しました。川崎市や生涯学習財団ホームページへの情報掲載、また市民活動団体ホームページや地域の子育て情報誌に情報提供を行いました。	子ども夢パークの取組内容について、引き続き積極的な情報発信を行いました。「子どもの権利」や「子どもの居場所」への社会的関心の高まりを背景に、全国各地から多くの視察を受け入れることができました。また、SNSを活用した情報発信により、これまで接点のなかった層への周知が進み、新規リフォワーの獲得に努めました。	「子どもの権利」や「子どもの居場所」への関心が高まる中で、子ども夢パークの取組の意義や実践内容について、引き続き対外的に積極的な情報発信を行い、理解促進と共感の拡大を図っていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 案文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(15) 子どもの居場所 の確保 地域における子どもの居 場所を確保し、地域全体 で見守ります。 家庭・育 ち・学ぶ施設 及び地域にお いて、子ども に関わる大人 が子どもの権 利を保障する よう、支援し ます。	33 地域で居場所の 提供等に関する活 動を行う市民・団 体と連携すること にも、その活動を 支援することで、 学校や家庭だけで はなく、地域の中 で子どもが安全・ 安心して過ごせる 居場所づくりを促 進します。	227案		292		貸出事業	■目的・目標：地域で子育てを見守る仕組みづくりや市民主体の事業 を目指し、地域人材の発掘や自発的な活動の後方支援のため、川崎区 保育・子育て総合支援センターにおいて管理する遊具の貸出しを実施 します。 ■事業概要：以下の対象者（団体）に向け保育教材・遊具を貸出し、 子どもの遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの健やかな成長 につなげます。 （1）川崎市内の乳幼児の子育てグループ・サークル （2）川崎市内の小学校入学前の子どもとその保護者を支援する団 体・関係機関 （3）その他、川崎区保育・子育て総合支援センター長（以下「所長」 と書く）が、特に必要と認める団体、関係機関等	市民主体とした「子どもと保護者が安心して過 ごせる居場所づくり」の活動を後方支援する一つ として、スキルアップ講座と並行し「貸出事業」 を実施しました。 子育て支援団体がスキルアップ講座で学んだ技 術を、活動で活かすため遊具を使用するなど、前 年比20%増となり活動する上で後方支援となりま した。	市民主体とした「子どもと保護者が安心して過 ごせる居場所づくり」の活動を後方支援する一つ として、スキルアップ講座と並行し「貸出事業」 を実施しました。地域子育て支援センターや新規 開設の子育てサロンにも事業の案内も行いまし た。	市民主体とした「子どもと保護者が安心して過 ごせる居場所づくり」の活動を後方支援して過 こせる居場所づくり」の活動を後方支援する一つ として、スキルアップ講座と並行し「貸出事業」 を実施しました。連絡会や講座等で遊具の活用 の仕方を丁寧に知らせたことで利用が増加し、地域 人材の育成と親子が活動を楽しむ支援を行うこ うができました。	地域の親子に関わる支援者同士との顔と顔が 見える関係づくりが促進され、貸し出し教材 の利用につながっています。遊びや保育活動 に活用され、子どもの健やかな成長の後方支 援となりました。	親子や地域の支援者がどのような遊具や遊 びの環境を求めているのかについて、利用者 の声や実際の利用状況を踏まえて把握を行 い、そのニーズに応じた整備や工夫を進める ことで、誰もが安心して利用しやすい環境づ くりに取り組みする必要があります。	C	こども未来局	川崎区保育・ 子育て総合支 援センター
					293		貸出遊具 YOO GOO!!	■目的・目標：地域の親子の健やかな成長を支えることを目的・目標 に遊具の貸し出しを行います。 ■事業概要：地域の赤ちゃん相談やフリースペース、自主グループが 活発に活動し、また発達障害支援の講座を実施する中で、一般の親子 はもとより療育的に使用できる遊具の貸出のニーズが高まっていま す。区内で活動している子育てグループなど個人・団体を対象に、乳 幼児向けの大型遊具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動の利用に供 します。	コロナ禍では消毒等の問題もあり、不特定多数 が使用する遊具貸出を控えていましたが、今年度 はコロナの5類への移行後、貸し出しを再開しまし た。 通常の貸し出しの他、幸区役所のキッズルーム においての貸し出しを行い、小規模保育園の園児 や地域親子が気軽に楽しむことができるようにし ました。	区内に在住する乳幼児を持つ家族や子育て支援 活動を行う団体に遊具の貸出を行い、子どもたち が自由に遊び楽しむことにつなげることができま した。 また幸区役所のキッズルームにおいての貸出を 行い、小規模保育園の園児や地域親子が気軽に楽 しむことができるようになりました。 子育て関係機関への貸出23件、キッズルームで の貸出5件 合計28件の貸出がありました。	区内の乳幼児家庭や子育て支援団体に対し遊具 の貸出を行い、地域で子どもが安心して遊べる環 境づくりを支援しました。今年度は21件の貸出が あり、市民や団体の活動を支えることで、地域 の中で子どもが安全に過ごせる居場所づくりに寄 りました。	3年間を通して、乳幼児家庭や子育て支援 団体へ遊具の貸出を行い、地域で子どもが安 心して遊べる環境づくりを支援しました。貸 出件数は、令和5年度28件、令和7年度21件 で、地域の行事や支援活動で活用され、家庭 や園だけでなく地域の中で子どもが安全に過 ごせる居場所づくりの促進につながりまし た。	地域の子どもたちが安心して遊べる場を広 げていくため、遊具貸出の利用がより多くの 家庭や団体に届くよう、周知方法や貸出手続 きの工夫が必要です。貸出のニーズや利用状 況を把握し、安全管理や遊具の更新にも取り 組みながら、市民や子育て支援団体と連携し て、地域で子どもが安心して過ごせる居場所 づくりを一層促進していく必要があります。	C	こども未来局	幸区保育総合 支援担当
					294		貸出用 中原区保育 教材	■目的・目標：地域の親子のすこやかな成長を支えるとともに地域子 育て支援の充実を目的・目標に貸し出しを行います。 ■事業概要：市内で活動している子育てグループ・サークルなど個 人・団体を対象に、乳幼児向けの大型絵本、エプロンシアター、パネ ルシアターを貸出し、子育て支援事業にて利用を通じて子育て支援事 業内容の充実につなげます。	貸出遊具について、子育て支援を行っている施 設に案内をしました。 地域子育て支援センターへのメールやポラン ティア講座で教材貸出があることを知らせ、民間 保育所の貸出は増加しましたが、子育てグルー プ・サークル等の貸出は近く近隣の地域子育て支 援センターに利用いただきました。	区内で活動している子育てグループ・サーク ル、地域子育て支援センターに対し、遊具を貸出 の案内をしました。 ポランティア講座で、子育て支援を行っている 個人・団体向けに遊具について使い方を伝え、貸 出ができることを広報しました。	区内で活動している子育てグループ・サーク ル、地域子育て支援センターに対し、貸し出し遊 具の案内をしました。また、民生委員、主任児童 委員が公立保育所に見学に来た時に貸し出し遊具 の紹介、案内をしました。（今年度貸出6件）	地域ケア推進課と協力し子育てグループ・ サークルに遊具貸し出しを案内しました。保 育士派遣や講座の中等いろいろな機会に貸し 出し遊具の案内をしてきましたが、実際に利 用される方は、少なく3年間で11件でした。	貸し出し遊具があることを引き続き様々な 機会に広報していきます。また、より簡単に 貸し出し予約ができるよう、LOGOフォー ムで申し込めるように変更します。 貸し出し遊具の使い方を養成講座のフォ ローアップとして実施して行く必要がありま す。	C	こども未来局	中原区保育・ 子育て総合支 援センター
					295		遊具貸出事業	■目的・目標：川崎市内の就学前の乳幼児の子育てグループ・サーク ル、就学前の子どもとその保護者を支援する団体・機関、保育施設等 に、遊具を貸し出し、子ども・子育て支援の推進と子どもたちの健や かな成長を目指します。 ■事業概要：市内で活動している子育てグループ・サークルなど個 人・団体を対象に、乳幼児向けの大型遊具・木育玩具等を貸出し、子 どもの遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの健やかな成長に つなげます。	市内で活動している子育てグループ・サークル など個人・団体の人材育成を目的とし乳幼児向け の大型遊具・木育玩具等を39件貸出し、子ども の遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの健 やかな成長につながりました。	市内で活動している子育てグループ・サークル など個人・団体の人材育成を目的とし乳幼児向け の大型遊具・木育玩具等を貸出し、子ども の遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの健やかな 成長につなげられました。	市内で活動している子育てグループ・サークル など個人・団体の人材育成などや子育て中の市民などに個人・団体の人材育成や 子どもたちの健やかな成長を目的とし乳幼児向け の大型遊具・木育玩具等を13件貸出し、子ども の遊びや保育活動への利用を通じて子どもたちの 健やかな成長につながりました。	乳幼児向けの遊具や、高価な木製遊具など を気軽に借りられることで、使ってみて自 身での購入につながったり、イベントでの活 用で企画が充実につながり、子どもたちの健 やかな成長や地域づくりに持つながりまし た。	貸出件数としては多くないので、広報の工 夫を検討し、取組みについて知ってもらうこ とや、利用につながるよう努めます。	C	こども未来局	高津区保育総 合支援担当
					296		子育て応援グッズ 貸出事業	■目的・目標：子育てがしやすく、子どもたちが健やかに育つ地域づ くりの実現を図るため、自主的かつ自発的に子育てに関する事業を実 施する区民等に対し、業務に支障のない範囲において貸出しを行うこ とについて、必要な事項を定めます。 ■事業概要：区内で活動している子育てグループや子育てサロン等を 対象に、乳幼児向けの大型玩具、保育教材等を貸出し、子どもの遊び や保育活動の利用に供します。	令和4年度までコロナ禍のため中止していた貸出 しを再開し、17件の貸出しを実施しました。主に 心肺蘇生トレーニング用の人形や練習用AEDの貸 出しを行いました。	26ヶ所に貸し出しを行いました。貸出物品の種 別は心肺蘇生の人形、AEDの貸し出しが9割でし た。貸し出し教材の利用が少ないため、連絡会で 展示紹介を行い、利用を促しました。	今年度は貸出遊具を増やすとともに、人権やイ ンクループ関係の書籍も増やしています。ま た、広報の他、連絡会や研修を通じて貸出リス トの配布や会場に展示して貸出事業があることを周 知しました。 貸し出したことで健康教育、食育、行事や日常 の保育の充実を図ったり、教材を活かしてスキル アップすることが目的であるので、活用後のアン ケートを実施しましたが、周知不足のため回答に 至りませんでした。返却時に活用状況等の聞き 取りを行いました。（貸出数は12施設）	貸出遊具の整備を行い、より充実した内容 で日々の保育、活動、行事などに活かせるよ う教材を増やしました。また、探しやすいよ う貸出リストを修正、貸出の際の注意事項の 明記や確認事項の整備を行いました。 また、人権やインクループに関連する絵 本や教材も加え、様々なニーズに対応できる よう整えました。 貸出利用数としては多くはないので、連絡 会の際に実際のものをみてもらったり、活用 員体例を伝えることで、利用につながった園 も複数ありました。 貸出期間に1週間というルールがありますが が、状況に応じ研修で足を運ぶ機会に返却日 をすらす等、他園や他団体の貸し出しに影響 がない場合は柔軟に対応しました。	民間連携・人材育成とし、主は民間の保育 所等にシフトしており貸し出したことで健康 教育、食育、行事や日常の保育・教育の充実 を図ったり、教材を活かしてスキルアップす ることを目的とし、活用後のアンケート実施 や、返却時の実践状況を聞き取りをしなが ら必要に応じて助言、支援を引き続き取り組 んでいきます。 子育て支援団体への広報も引き続き行い、 利用につながるよう取り組みが必要ありま す。	C	こども未来局	宮前区保育・ 子育て総合セ ンター
					297		貸出事業	■目的・目標：地域の子ども・子育て支援の充実を図るために、区内 の保育所等や子育て支援活動を行う団体・機関等、その他保育所等・ 地域連携担当課長が特に認める団体・機関等に対し、遊具等の貸出を 行います。 ■事業概要：対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等を貸出し、子 どもの遊びに利用してもらうと共に、使いかた等を伝える機会をもち ながら保育活動に利用してもらいます。	対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等の貸 出についての広報をし、ロゴフォームや電話で申 込みを受け付けました。問合せや貸出の際に使い かた等を丁寧に伝えました。	対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等の貸 出についての広報をし、ロゴフォームや電話で申 込みを受け付け、年間18回貸出しを行いました。	対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等の貸 出についての広報をし、ロゴフォームや電話で申 込みを受け付け、年間14回貸出しを行いました。	対象団体や機関、施設に保育教材や玩具等 の貸出についてお知らせするとともに、出張 講座もあわせて広報するなどし、地域の子育 て支援活動を行う団体や機関と顔つなぎを行 うなど、地域支援事業の活性化につながりま した。	保育所等への貸出しが主で、地域の子育て 支援活動を行う団体などへの貸出しが少ない ため、子育てサロンなどに出向き、地域の状 況を把握をしたり顔つなぎをしながら、広報 活動をより強化し、遊具の活用を促すこと に、後方支援を充実させていく必要がありま す。	C	こども未来局	麻生区保育総 合支援担当
					298		玩具貸し出し事業	■目的・目標：地域で子ども・子育ての支援の充実を図るために、区 内に在住する乳幼児を持つ家庭、区内で子育て支援活動を行う団体・ 機関等、その他保育所等・地域連携担当課長が特に認める団体・機関 等に対し、遊具等の貸出を行います。 ■事業概要：対象団体や機関、施設に安全マットや玩具等を貸出し、 子どもの遊びや保育活動に利用してもらいます。	地域の子育てサロン、育児サークル、絵本読み 聞かせグループ、地域子育て支援センタースタッ プ、民間保育園等の子育て支援者・団体へ、年間 85回玩具の貸出しを行いました。	地域の子育てサロン、育児サークル、絵本読み 聞かせグループ、地域子育て支援センタースタッ プ、民間保育園等の子育て支援者・団体へ、年間 102回玩具の貸出しを行いました。	地域の子育てサロン、育児サークル、絵本読み 聞かせグループ、地域子育て支援センタースタッ プ、民間保育園等の子育て支援者・団体へ、年 間61回玩具の貸出しを行いました。	借りに来た方の対象者や目的を伺い、適し た玩具等貸出物品を案内するとともに使用方 法を伝えるできました。返却時に「貸出物品 を使用する中で子どもたちの楽しむ姿があり ました」という声があり、子育てサークル等 の団体においては特に、継続的な利用につな がりました。	消耗物品の保管が課題となるため、修繕等 を行い物品を適切に管理し、引き続き必要と する団体へ貸出が行えるよう、運用の安定化を 図っていく必要があります。	C	こども未来局	多摩区保育・ 子育て総合支 援センター

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設 及び地域にお ける子どもの 権利保障	(15) 子どもの居場所 の確保	33 地域で居場所の 提供等に関する活 動を行う市民・団 体と連携すること にも、その活動を 支援することで、 学校や家庭だけで はなく、地域の中 で子どもが安全・ 安心して過ごせる 居場所づくりを促 進します。	27条		299	177 275	こどもの外遊び交 流事業（多摩区） （再掲）	■目的・目標：子どもの心身豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。 ■事業概要：家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。	外遊びイベント（主催・共催）を4回実施するとともに、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。 リーフレットを新たに4,000部作成し、健診等で配布しました。	主催として、秋の思いっきり外遊び（参加者：177名）、大人の席掛け交流会（参加者：18名）、共催として、ニッポン水のカサガサ体験（運営及び参加者：55名）、たこつくり・たこあげ（参加者：202人）を実施しました。また、たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。	主催として、夏の思いっきり外遊び（参加者：133名）、秋の思いっきり外遊び（参加者：143名）、大人も子どもも外遊び（参加者 第1部：4名、第2部：26名）、共催として、たこつくり・たこあげ（参加者：176人）を実施しました。たまたま子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。	主催・共催の外遊びイベントを継続して実施し、子どもや保護者が自然の中で遊ぶ機会を提供することができました。季節ごとの企画や地域の自然環境を活かした体験を取り入れ、多様な取り組みを展開しました。また、子育て関連イベントへの参加やリーフレットの配布を通じて、外遊びに関する情報を広く届ける機会を確保し、地域に向けた普及啓発を継続して実施することができました。	外遊びを推進する担い手不足は引き続き対応が必要な課題となっています。今後も引き続き、たまたま子育てまつり等のイベント出展や、継続的な広報を通して活動を知ってもらう機会を確保し、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチを行っていく必要があります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課
					300	173 280	冒険遊び場活動支 援事業（再掲）	■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗などしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指す。 ■事業概要：公園を活用し、与えられた遊具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や緑地保全団体との連携イベントなど「出張冒険遊び場」を計3回実施しました。 また、発達支援の専門家による連続講座を開催し、延べ36組59名が参加しました。当該イベントを通じ、子育てに不安や悩みを抱える保護者への情報提供および冒険遊び場各団体の紹介を行い、区内子育て支援関係団体とつながるきっかけを提供しました。	区内6か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や区内の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施しました。 また、各プレーパークのスタッフが集まり意見交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施し、各団体の情報共有等を行います。	区内5か所の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会(プレーパーク)を確保するとともに、ご近所ピクニックなどの行事や区内の新たな公園で「出張冒険遊び場」を計4回実施しました。 また、各プレーパークのスタッフが集まり意見交換等を行う冒険遊び場ネットワーク会議を実施し、各団体の情報共有等を行います。	3年間を通して、区内の公園を活用し、子どもが自由に遊ぶことのできる環境・機会を確保することができました。 また、区内の行事等で「出張冒険遊び場」を実施し、活動の普及啓発をするとともに、新たな外遊びの場の提供を行いました。	共働き世帯の増加等により、活動の担い手が不足している団体があるため、活動を継続・発展させていくため、継続的に関われる人材の育成に向けた取組を進めていく必要があります。	C	宮前区役所	地域ケア推進課
					301	184	子育て人材バンク 事業（再掲）	■目的・目標：区内で活動する子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を提供します。 ■事業概要：区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行います。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ86名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体（新規登録1団体）、ボランティア会員登録15人（新規登録1人）で、新たな団体への支援も行いました。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ51名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体、ボランティア会員登録19人（新規登録4人）で、新たなボランティアも加わりました。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ46名を派遣し、グループ活動の支援を行いました。 利用会員登録は17団体、ボランティア会員登録20人（新規登録1人）で、新たなボランティアも加わりました。	子育てグループ活動の減少により派遣実績は減少傾向にあるものの、区内で活動を継続する子育てサークル等を支援することができました。子育てに関する知識や技術を有するボランティアを募集し、地域における子育て支援の充実を図りました。	事業の利用要件緩和と周知・広報の強化を進めるとともに、その効果を検証し、事業内容の見直しや廃止を含めた今後のあり方について検討していく必要があります。	C	麻生区役所	地域ケア推進課
	(16) 地域における子 どもの活動の支援	34 行政区、中学校 区における子ども 会議の取組や、子 ども会等青少年関 係団体等を支援し 、地域における 子どもの自治的な 活動を奨励しま す。	28条		302		地域子ども・育 て活動支援助成事 業	■目的・目標：地域で子どもや子育て家庭を見守り、支える役割を担っている団体を育成・支援することで、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりの促進につなげます。 ■事業概要：子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行う団体に対し、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金を交付し、団体を育成、支援します。	令和5年度は、募集にあたり、チラシやホームページ、市政だり等による周知に加え、本事業の目的や補助対象、申請書類の記載方法等に関する説明会を開催するなど、新規に申請する団体等への支援を行いました。 子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行う20の取組に対し、予算の範囲内において助成を行いました。	令和6年度は新規補助金団体等に中間モニタリングを行い、活動状況の把握や適切な活動実施のために助言・指導を行うことで、より地域と連携しながら広く取組を実施できるよう支援を行いました。 子ども・若者が健やかに成長できるよう、安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行う29団体に向けて助成を行いました。	令和7年度は居場所づくり、学習支援、子ども食堂など、地域ごとの特性や課題に応じた多様な取り組みが展開され、地域社会全体で子どもを見守るしくみづくりにつながりました。団体の育成と活動の充実を通して、地域における見守り機能を大きく向上させ、子ども・若者が安心して暮らせる地域づくりに貢献しました。	子ども・若者が抱える問題は複雑・深刻化しており、地域で居場所の提供等に関する活動を行う市民・団体とさらに連携をしていくことが求められます。学校や家庭だけでなく、地域の中で子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを促進していく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室	
					303	42 251	青少年関係団体活 動支援事業（再 掲）	■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。 ■事業概要：川崎市青少年育成連盟（一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成）の活動を支援します。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通して各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通して各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修は、中高生が要員となり、研修を企画する中で自分の意見や考えを表明したり、参加者とともに団体相互の理解を深める良い機会となっています。地域における子どもたちの自発的な活動を支えることができました。	団体活動の活性化のためには、子どもやその保護者に団体活動への関心を持ってもらえよう、市立小学校や青少年教育施設と連携し、広報活動を工夫する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室	
					304	38 254	地域教育会議（行 政区・中学校区子 ども会議）（再 掲）	■目的・目標：子どもたちを豊かな成長を育む活動を行っている地域教育会議の活動を支援することで、まちづくりや地域の活性化などに対する、子どもたちの意見の受け止めなど、社会全体で子どもの声をしっかりと受け止める環境の構築をめざします。 ■事業概要：各行政区・中学校区地域教育会議を支援し、行政区・中学校区子ども会議等の活動の中で、文化・スポーツを通して子どもの交流を促進や、子どもの意見表明や権利学習を支援を行うほか、各団体の情報共有の機会を設けて、連携の促進をめざします。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域課題や世界情勢に関わることなど、独自にテーマを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれの魅力を各地域で共有しました。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議を発揮し、子どもの権利について考える機会や、子どもたちが意見表明や自己表現を行う機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれのノウハウや成果等を各地域で共有しました。	子どもたちにとって身近な地域住民や保護者が中心となり、子どもの権利について学び合う機会を設けるとともに、啓発や交流を目的とした活動を継続的に実施したことで、子ども自身の権利への理解が深まったほか、大人も子どもの意見や思いに目を向ける意識が高まりました。	今後も継続して持続可能な取組としていくため、過去のやり方にとらわれず、活動内容や進め方を検証・改善しながら、より多くの人が関わりやすい体制づくりを進めていく必要があります。	C	教育委員会事務局	地域教育推進課	